

東京国際空港航空灯火施設維持工事における  
民間競争入札実施要項（案）

平成25年 月 日

国土交通省東京航空局

〈 目 次 〉

東京国際空港航空灯火施設維持工事における民間競争入札実施要項（案）

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき 対象公共サービスの質に関する事項（法第14条第2項第1号）	1
2. 実施期間に関する事項（法第14条第2項第2号）	13
3. 入札参加資格に関する事項（法第14条第2項第3号及び第3項）	13
4. 入札に参加する者の募集に関する事項（第14条第2項第4号）	16
5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の 対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項（法第14条第2 項第5号）	17
6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する 事項（法第14条第2項第6号及び第4項）	19
7. 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する 事項（法第14条第2項第7号）	19
8. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、 国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な 実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき 措置に関する事項（法第14条第2項第9号）	20
9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり 第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により 当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定 により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における 求償に応ずる責任を含む。）に関する事項（法第14条第2項第 10号）	25
10. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項 (法第14条第2項第11号)	25
11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項その他	26

別紙 1	対象施設一覧表	2 8
別紙 2	航空灯火電気施設保守要領	3 6
別紙 3	作業時間帯及び制限区域内安全監視員の配置図	5 4
別紙 4	場外施設一覧	5 5
別紙 5	東京国際空港航空灯火等自然災害対策処理要領	5 6
別紙 6	埋込灯器清掃車両及び配光測定車両貸与基準・取扱細則	7 4
別紙 7	貸与機材等に関する管理	7 7
別紙 8	支給材料一覧	8 0
 入札に係る様式		
(申請様式 1)	競争参加資格確認申請書	9 0
(申請様式 2)	企業の施工実績	9 1
(申請様式 3)	配置予定技術者の資格・施工経験	9 2
(申請様式 4)	施工計画書	9 3
 技術提案書に係る様式		
【提案様式 1、2】 技術提案書		9 4
 総合評価方式の評価項目		
別紙 9	評価内容と評価基準	9 6
別紙 10	施工計画に係る評価内容と評価基準	9 7
 従来の実施に関する情報		
別添 1	従来の実施状況に関する情報	9 8
別添 2	国土交通省東京航空局東京空港事務所組織図	1 0 0
別添 3	過去の維持工事受注者施工体制図	1 0 1
別添 4	従来の実施方法フロー	1 0 2
 誓約書		
誓約書様式		1 0 6
 意見聴取対象者一覧表		
意見聴取対象者リスト様式		1 0 7

## 東京国際空港航空灯火施設維持工事における 民間競争入札実施要項（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者（以下「受注者」という。）の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、国土交通省東京航空局は、公共サービス改革基本方針（平成25年6月14日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された航空灯火、電源施設の維持管理業務（以下「維持工事」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

### 1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法第14条第2項第1号）

#### 1. 1 対象公共サービスの詳細な内容

##### 1. 1. 1 対象施設の概要

本維持工事の対象となる施設は、公共交通機関として利用されている空港の円滑な運営及び航空機運航の安全性を確保するために、空港等に設置される航空灯火（15, 337灯）、エプロン照明灯（742灯）及び道路駐車場灯（2, 878灯）の航空灯火等並びに航空保安無線施設、庁舎管制塔など航空の用に供する航空保安施設等に電力を供給するための電気施設（1, 280面）である。航空灯火等及び電気施設（以下「航空灯火施設等」という。）の対象となる施設詳細は、別紙1「対象施設一覧表」に規定される施設とする。

##### 1. 1. 2 工事の対象と工事概要

本維持工事は、航空灯火施設等を常時良好な状態に保つように保守を行い、機能維持を図るものである。

本維持工事は、定期点検、監視室駐在作業、応急復旧工、緊急補修工からなり、工事内容は1. 1. 4に示す。

空港名	所在地	発注件名（予定）
東京国際空港	東京都大田区	東京国際空港航空灯火施設維持工事

##### 1. 1. 3 用語の定義

###### (1) 航空灯火施設

「航空灯火施設」とは、悪気象条件時や夜間において、滑走路の方向、滑走路までの距離、滑走路の形状などを明示して、離着陸中又は地上走行中の航空機のパイロットに必要な視覚情報を提供して、航空機の運航の安全を支援する航空灯火及びその他航空保安上必要な灯火並びにこれらに付帯する受配電設備、監視制御設備及び電線路をいう。

###### (2) 電気施設

「電気施設」とは、航空保安無線施設、庁舎管制塔など航空の用に供する施設のための受配電設備、電線路及び道路照明施設をいう。

(3) 航空保安施設

「航空保安施設」とは、航空灯火、航空保安無線施設など航空の用に供する施設をいう。

(4) 保守

「保守」とは、航空灯火施設等の機能の低下を防ぎ、障害を未然に防止するため、必要な点検及び補修並びにこれに付随する事務を行うことをいう。

(5) 整備作業所

「整備作業所」とは、本維持工事対象施設が設置されている場所で定期点検などにより交換した各種灯器の分解点検及び性能試験を行う作業場所をいう。

(6) 監督職員

「監督職員」とは、工事請負契約書の定めるところにより維持工事に関し発注者が選任した者をいう。

(7) 検査職員

「検査職員」とは、工事請負契約書の定めるところにより維持工事に関し検査を行うため、発注者が選任した者をいう。

(8) 現場代理人

「現場代理人」とは、工事請負契約書の定めるところにより維持工事の契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、その職務の執行につき著しく不適当と認められる場合の理由を明示した書面の請求受理、自己の有する権限のうち、現場代理人に委任せし受注者自ら行使しようとするものがあるときの当該権限の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約内容の一切の権限を行使できる者をいう。

(9) 空港制限区域

「空港制限区域」とは、空港管理規則において規定する滑走路その他の着陸区域、誘導路、エプロン、管制塔、格納庫その他国土交通省東京航空局東京空港事務所長が標示する区域をいう。

(10) 指示

「指示」とは、工事請負契約書類で定める工事の施工上必要な事項について、監督職員が書面をもって示すことをいう。

(11) 承諾

「承諾」とは、受注者が発注者又は監督職員に対し書面で申し出た事項について、発注者又は監督職員が書面によって了解することをいう。

(12) 協議

「協議」とは、工事請負契約書類で定める工事の施工上必要な事項について、発注者又は監督職員及び受注者が対等の立場で合議し、その結果を書面に残すことをいう。

(13) 報告

「報告」とは、工事請負契約書類で定める工事の施工に関する事項について、受注者が監督職員に書面をもって知らせることをいう。

(14) 提出

「提出」とは、工事請負契約書類で定める工事の施工に係る書面又はその他の資料等を、受注者が監督職員に差し出すことをいう。

(15) 立会

「立会」とは、本維持工事の施工上必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行う

ため監督職員がその場に臨むことをいう。

(16) 契約書類

「契約書類」とは、工事請負契約書及び設計図書をいう。

(17) 設計図書

「設計図書」とは、図面及び仕様書等の書類をいう。

(18) 図面

「図面」とは、国土交通省東京航空局から受注者にわたされる一切の図面及び受注者が提出し国土交通省東京航空局又は監督職員が書面により承諾した一切の図面をいう。

(19) 仕様書等

「仕様書等」とは、特記仕様書及び航空灯火・電気施設工事共通仕様書（H23年、監修：国土交通省航空局、編集発行：社団法人電気設備学会）並びに国土交通省東京航空局又は監督職員と受注者がその都度協議した修正仕様書若しくは追加仕様書をいう。

(20) 特記仕様書

「特記仕様書」とは、航空灯火・電気施設工事共通仕様書で定めのない事項及びこれによらない事項を定める書類をいう。

#### 1. 1. 4 維持工事の内容

(1) 定期点検

本点検は、あらかじめ定められた点検内容及び点検周期に基づき、計画的に各機器の清掃、細部の目視又は直接操作による駆動状態の確認、測定、調整、状態を診断するほか、消耗部品の交換等を行うために航空灯火施設等を停止した状態で行う点検をいう。

① 定期点検は、航空機の運航とその安全を優先し、作業を行うこと。

② 点検内容及び点検周期は、別紙2「航空灯火電気施設保守要領」による。

③ 作業を行うにあたっては、必要と認める場所について、制限区域内安全監視員を配置すること。

④ 場外に設置している航空灯火施設等点検については次による。

(ア) 空港用地外にある航空灯火施設（以下、「場外施設」という。）の点検作業を行うため、監督職員と協議のうえ巡回ルート図を作成すること。

(イ) 場外施設の位置及び施設概要は、別紙4「場外施設一覧」による。

⑤ 航空灯火施設の消灯又は電気施設の停電を必要とする点検作業を計画する場合は、航空機の運航時間帯を考慮し、監督職員と調整してその指示に従って行うこと。

⑥ 整備作業所技術管理員の業務

整備作業所技術管理員は、受注者が実施する保守のうち、監督職員との連絡調整等を実施するために整備作業所に配置する責任者をいう。

整備作業所技術管理員の主な業務は次のとおりとする。

(ア) 各種灯器の構成部品の取付チェックリストの作成

(イ) 各種灯器の交換作業に対する点検整備計画表の作成

(ウ) 作業の効率を良くするための使用工具、治具の改良及び作業方法の提案

(エ) 各種灯器の良否の判定、試験データの整理、分析の補助及び改善事項等の提案

(オ) 整備作業所で使用する材料及び機器等の管理

(カ) 整備作業所内で作業する者に対して、監督職員の指示する事項の周知

## ⑦ 点検作業の記録と報告

- (ア) 点検作業においては、別紙1「対象施設一覧表」及び別紙2「航空灯火電気施設保守要領」に基づき、各施設毎にチェックリストを点検作業前に作成して監督職員の承諾を受けること。
- (イ) チェックリストは、点検実施後ファイルに整理して、監督職員から指示された場合は提示すること。
- (ウ) 点検作業において、不具合等を発見又は修繕した場合は、日報等書面で監督職員に報告すること。なお、緊急を要する場合は口頭で速やかに報告すること。

## (2) 監視室駐在作業

航空保安施設に電力を供給する施設及び航空灯火施設等が規定値で運用されているか、異常はないかなどを各機器にてその運転状態を監視し、制御するために駐在すること又、障害が発生した場合は速やかに連絡通報及び初動対応等を行うことをいう。

### ① 監視室駐在作業内容

監視室駐在作業の主な内容は次のとおりとする。

なお、定電流調整器とは別紙2「航空灯火電気施設保守要領」による設備名のことという。

- (ア) 別紙2「航空灯火電気施設保守要領」に基づく日常点検、臨時点検の実施
- (イ) 点灯試験巡回の実施
- (ウ) 定電流調整器など航空灯火施設に使用される機器の予備器を試運転させる作業
- (エ) 電源局舎内整理整頓、施錠確認
- (オ) その他監督職員の指示する事項

### ② 日常点検、臨時点検及び点灯試験巡回の内容

#### (ア) 日常点検

日常点検とは、目視（変色）、聴音（異音）、嗅覚（異臭）、触接等の簡易な方法により、巡回しながら航空灯火施設等を運転（充電）した状態で日常的に行う点検をいう。

日常点検の対象施設、点検内容及び点検周期は、別紙1「対象施設一覧表」及び別紙2「航空灯火電気施設保守要領」による。

#### (イ) 臨時点検

臨時点検とは、航空機事故、地震、台風等の災害発生直後又はその他の理由における航空灯火施設等の障害が発生した場合に臨時に行う点検をいう。

点検内容は、以下の内容によるほか、別紙2「航空灯火電気施設保守要領」による。

- 1) 臨時点検を行う場合は、監督職員の指示により航空灯火施設等の異常の有無の確認を行う。
- 2) 台風などの自然災害が想定できる場合は、監督職員の指示に基づき防護対策を行い、事象経過後には必要に応じ実施する。
- 3) その他監視室駐在により点検が必要と思われる場合及び監督職員が指示する場合に実施する。

#### (ウ) 点灯試験巡回

点検内容は以下の内容によるほか、別紙2「航空灯火電気施設保守要領」による点検実施区分「日常点検」の設備名「5. 航空灯火施設関係」の点灯状況を確認する保守項目による。

- 1) 巡回対象施設は、別紙1「対象施設一覧表」に示す航空灯火施設及び道路

照明施設とする。

- 2) 巡回により航空灯火施設の点灯状態及び取付状態等の異常の有無を点検するとともに、航空灯火施設に断芯があった場合には、電球交換など軽微な補修を行うこと。
- 3) 巡回周期は、毎日1回以上とする。なお航空機の運航に支障がない実施時間及び、巡回経路となるように監督職員と調整のうえ決定すること。
- 4) 巡回の実施にあたっては、発注者から貸与される無線機を常時携帯し、管制塔（航空管制官）と常時連絡できる状態にして、航空管制官の指示に従つて行うこと。

③ 点検の記録と報告

- (ア) 点検作業においては、別紙1「対象施設一覧表」及び別紙2「航空灯火電気施設保守要領」に基づき、各施設毎にチェックリストを点検作業前に作成して監督職員の承諾を受けること。
- (イ) チェックリストは、点検実施後ファイルに整理して、監督職員から指示された場合は提示すること。
- (ウ) 点検作業において、不具合等を発見又は修繕した場合は、日報等書面で監督職員に報告すること。なお、緊急を要する場合は口頭で速やかに報告すること。

④ 異常を認めた場合又は異常の恐れがある場合の措置

航空灯火施設等の状態監視、日常点検又は、点灯試験巡回において、異常を認めた場合又は異常の恐れがある場合には、監督職員が提示する連絡体制表及び別紙5「東京国際空港航空灯火等自然災害対策処理要領」に従い、速やかに必要な連絡と措置を講じること。

また、監督職員の指示があった場合にはそれに従うこと。

(3) 応急復旧工

定期点検、臨時点検又は日常点検で発見された航空灯火施設等の障害について、監督職員の指示に従い支給材料又は消耗品等により障害発生前と同じ状態に応急的に復旧する作業又は工事を行うことをいう。

応急復旧工における対象施設は、別紙1「対象施設一覧表」とする。

なお、応急復旧工における作業内容は別紙2「航空灯火電気施設保守要領」で示す障害発生前の作業内容の内、障害が発生した設備について、応急的に復旧する作業又は工事を行うものである。主な内容は次のとおりとする。

① 主な作業の内容

- (ア) 現場に設置している航空灯火施設の灯器等の交換
- (イ) 現場に設置している配電盤等の機器の消耗部品等の交換
- (ウ) 現場に設置しているケーブルの絶縁抵抗の測定（絶縁不良箇所の特定調査）
- (エ) その他監督職員の指示する事項

② 記録と報告

応急復旧工を実施した場合は、障害内容、復旧作業内容等を記録し、監督職員に報告すること。

(4) 緊急補修工

航空機が使用している滑走路、誘導路、エプロン等の舗装構造物が損傷し、航空機の運航に支障がでる恐れがある場合に緊急的に舗装補修等を行うに際し、航空灯火施設を一時的に監督職員の指示により撤去・再設置する作業又は工事を行うことをいう。

緊急補修工における対象施設は、別紙1「対象施設一覧表」とする。

なお、それに要する費用は別途精算する。

- ① 作業の内容
  - (ア) 現場に設置している航空灯火施設の灯器等の撤去及び再設置の作業
  - (イ) その他監督職員の指示する事項
- ② 記録と報告
  - 緊急補修工を実施した場合は、施工内容等を記録し、監督職員に報告すること。

## 1. 1. 5 維持工事実施体制

### (1) 作業可能時間帯

定期点検における作業可能時間帯は、原則として別紙3「作業時間帯及び制限区域内安全監視員の配置図」による。

ただし、航空機の運航状況により、作業開始時間又は作業終了時間が変更となる場合がある。

### (2) 現場代理人および主任技術者等

- ① 受注者は現場代理人を配置しなければならない。
- ② 受注者は、建設業法の規定に基づき資格を有する専任の主任技術者又は監理技術者を配置しなければならない。

なお、途中交代せざる得ない状況が生じた場合には、国土交通省東京航空局と協議するものとする。

- ③ 現場代理人と主任技術者又は監理技術者は兼任することが出来る。

### (3) 安全管理責任者

- ① 受注者は、本維持工事を安全に実施するため、安全管理責任者を指名すること。
- ② 安全管理責任者は、作業予定の割振りを決定する場合、作業班毎に安全管理担当者を指名し、安全管理責任者の業務を補助させること。
- ③ 安全管理責任者は、下記の業務を行い、安全管理担当者は同業務を補助すること。
  - (ア) 監督職員から安全に関する情報・指示があった場合は、遅滞なく作業員に周知し、安全を図ること。
  - (イ) 現場作業において安全上の問題等が発生した場合、遅滞なく監督職員に報告し、監督職員と協力して適切なる措置と再発防止対策を実施すること。
  - (ウ) 作業中での「ヒヤリ・ハット」、不安全な個所や状態等の安全に係る情報を積極的に収集し、監督職員に書面により報告すること。
  - (エ) 発注者が行う安全に関する活動、会議、ミーティング等に監督職員から参考要請があれば参加すること。
  - (オ) 障害や不安全事象が発生した場合、状況調査や原因究明に努めること。
  - (カ) 発注者が実施する緊急時対応訓練に監督職員から参考要請があった場合は参加すること。

### (4) 定期点検

- ① 受注者は、別紙2「航空灯火電気施設保守要領」の点検を実施する上で、電工と定義しているもの又は専門業者等と定義しているものに作業を行わせること。
  - (ア) 電工とは、電気工事について必要な資格を有し、又は相当程度の技能を有し、建物並びに屋外における、受配電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの。
    - 1) 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付け又は撤去
    - 2) 電線、電線管等の取付け、据付け又は撤去

(イ) 「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状又は認定証の交付を受けていることをいう。

- 1) 第1種電気工事士
- 2) 第2種電気工事士
- 3) 認定電気工事従事者
- 4) 特殊電気工事資格者

(ウ) 相当程度の技能とは電気工事に関する実務経験5年以上の者とする。

(エ) 専門業者等とは、当該機器の性能要件、機能を細部にわたり熟知している専門業者又は専門メーカーのほか、電気事業法施行規則第52条の2の要件を満たす事業者ということをいう。

(オ) 作業員は、1名以上の者が道路交通法第84条に規定する運転免許のうち、普通自動車運転免許以上を有すること。ただし、発注者から貸与された車両を運転する者は、中型自動車運転免許以上を有すること。

② 制限区域内安全監視員の業務

(ア) 制限区域内安全監視員は、発注者から貸与された無線機を常時携帯し、常に管制塔（航空管制官）からの連絡に対応できる体制とする。

(イ) 制限区域内安全監視員は、安全監視に専念し、常に航空機の運航に注意を払い、自主的あるいは航空管制官の指示に従って、迅速に作業員を安全な区域に退避させる。

(ウ) 作業員の退避に際しては、灯器等を取り外したままとしない、部品及び工具等を存置しない等の確認と指導を行う。

③ 制限区域内安全監視員の配置及び夜間作業の範囲

航空機の運航への影響並びに作業の安全を図るために、滑走路、誘導路、着陸帯及び誘導路帯、エプロン等（以下、「滑走路等」という。）での点検作業については、別紙3「作業時間帯及び制限区域内安全監視員の配置図」の場所において、制限区域内安全監視員を配置（年間約660人程度）すること。

④ 保安要員の配置

発注者が指定する道路照明施設等の点検作業においては、通行車両に対する安全を図るため、受注者が保安要員（年間約18人程度）を配置すること。

(5) 監視室駐在作業

① 航空灯火施設等の日常点検、臨時点検及び障害が発生した場合の連絡通報並びに初動対応等を行うために空港事務所第二庁舎電力制御訓練室及び整備作業所内待機室に电工を駐在させる（以下、「电工駐在員」という。）こと。

② 电工駐在員は、道路交通法第84条に規定する運転免許のうち、普通自動車運転免許を有すること。

③ 电工駐在員は、本維持工事の工期中毎日24時間4名配置とする。ただし、休憩時間帯には最低2名を確保すること。

なお、电工駐在員の勤務体系の一例は以下のとおり。

勤務時間	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
電工A												
電工B												
電工C												
電工D												
電工E	■											
電工F	■	■										
電工G	■	■	■									
電工H	■	■	■	■								
勤務時間	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
電工A												
電工B												
電工C												
電工D												
電工E									■			
電工F									■			
電工G									■			
電工H									■			

■ : 勤務時間

■ : 休憩時間

- (4) 電工駐在員には、22時00分から05時00分の間をはずして、労働基準法に定められた休憩時間を与えること。ただし、休憩中は常時連絡が可能な状態とし、作業上必要な場合には、休憩を中断して対応すること。その場合には代替の休憩を与えること。
  - (5) 電工駐在員の交替に際しては、十分な引継ぎ時間（45分程度）を設け、十分な引継ぎを行うこと。
  - (6) 電工駐在員の勤務時間（休憩時間含む）を明記した勤務予定表を作成して、監督職員に提出すること。なお、変更がある場合には事前に職員の承諾を得ること。  
また、毎月の勤務実績表を提出すること。
  - (7) 電工駐在員の詰め所、更衣室等は監督職員の指示する場所とし、待機室内で業務を行うに必要な電力、水等は無償で使用することが出来る。
- (6) 応急復旧工
- ① 現場代理人は、必要に応じ作業員を招集する。
  - ② 作業員は、電工とする。
  - ③ 定期点検の作業実施中にあっても、必要に応じ作業を中断し、優先して対応すること。
- (7) 緊急補修工
- ① 現場代理人は、必要に応じ作業員を招集する。
  - ② 作業員は、電工とする。
  - ③ 定期点検の作業実施中にあっても、監督職員の指示により作業を中断し、優先して対応すること。

## 1. 1. 6 注意事項

### (1) 施設破損の禁止

受注者は、本維持工事実施にあたり、受注者の過失、その他受注者の責に帰すべき事由により施設に損傷を与えた場合、速やかに監督職員に報告するとともに責任をもって復旧すること。

### (2) 些細な事項の実施

受注者は、本維持工事の実施にあたり、関連する物品の軽微な整理等、業務上当然必要となる事項については、受注者の責任において実施すること。

### (3) 不用品の処理

受注者は、維持工事の実施中に減耗、交換等による不用品が生じた場合は、監督職員の指示に従い所要の処理を行うこと。

### (4) 身分証明の携帯等

受注者は、身分を明確にするため、常時身分証明書を携帯させるとともに、社章等の所属がわかるものを着用させること。

### (5) 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た内容を第三者に漏らすことのないよう、就業規則により定めていること。

### (6) 安全管理

- ① 受注者は、監督職員から安全に関する情報・指示があった場合、遅滞なく作業員に周知し安全を図ること。
- ② 受注者は、現場作業において安全上の問題が発生した場合、遅滞なく監督職員に報告し、監督職員と協力して適切な措置と再発防止策を実施すること。
- ③ 受注者は、維持工事においてヒヤリ・ハット等の不安全箇所や状態等の安全に係る情報を積極的に収集し、監督職員に書面による報告を行うこと。
- ④ 受注者は、不安全事象が発生した場合、状況調査や原因究明に努めること。
- ⑤ 受注者は、国土交通省東京航空局から参加要請があれば、国土交通省東京航空局東京空港事務所が実施する緊急時対応訓練に参加すること。

### (7) 工事説明会の開催

受注者は、本維持工事の実施に際して施工計画書を作成のうえ、関係者に対して説明会を開催すること。

### (8) 立入申請

本維持工事は、空港制限区域内に立ち入って作業をするので、空港制限区域への立ち入りについては、契約前に所定の手続きを行い国土交通省東京航空局東京空港事務所の許可を得ること。

なお、空港制限区域内で車両を運転する者は、国土交通省東京航空局東京空港事務所長が実施する制限区域内車両運転試験（筆記試験）を受けて合格する必要がある。

### (9) 他工事との調整

本維持工事と他の工事が競合する場合は、受注者において本維持工事に支障が無いよう調整すること。

### (10) 工事現場等の整理、整頓

工事現場及び仮設物周辺においては、ごみを散らすことのないよう注意するとともに、整理整頓に努め、常に清潔にしておくこと。

### (11) 資料の閲覧

本維持工事における仕様書、設計図書、空港管理規則等は国土交通省東京航空局東京空港事務所にて閲覧することができる。

## 1. 2 サービスの質の設定

本維持工事の実施にあたり達成すべき質及び最低限満たすべき水準は以下のとおりとする。

### 1. 2. 1 維持工事の質

基本的な方針	主要事項	測定指標	備考
維持工事を通じて、航空の安全且つ円滑な運航を可能にすること。	信頼性の確保	航空灯火施設等の不具合における障害の応急復旧を全て行うこと。	障害時の応急復旧未実施件数〇件を目標とする。
	安全性の確保	維持工事の安全管理体制不備に起因する当該施設内での作業員等の人身事故がないこと。	作業員等の人身事故の発生件数〇件を目標とする。
		維持工事の不備に起因する施設の運用停止により航空機の破損又は損傷並びに運航への停止がないこと。	施設の停止における航空機の運航停止件数〇件を目標とする。
	品質の維持	維持工事の不備に起因する電気施設の障害による航空保安施設の停止がないこと。	航空保安施設の停止件数〇件を目標とする。

### 1. 2. 2 維持工事の各作業種別において確保すべき水準

次に整理する要求水準を確保すること。なお、維持工事における現行基準は、従来の実施方法として下記（6.）で開示する情報に定める内容とする。ただし、従来の実施方法については、改善提案を行うことができる。

#### （1）定期点検

- ① 航空灯火施設等は、特殊な施設であり、各施設の性能及び機能維持が航空機の運航及び空港運営に影響するため、性能、構造、構成、回路等を理解して指定された作業を行うこと。

#### （2）監視室駐在作業

- ① 決められた要領・手順により航空灯火施設等が運用できる状態にすること。
- ② 指定された業務を実施して、航空灯火施設等の異常又は異常の予兆を把握すること。
- ③ 障害発生時に状況を把握して、連絡体制表に基づき迅速かつ適切に関係各者へ連

絡すること。

- (4) 監督職員の指示により又は緊急を要する場合は東京国際空港航空灯火等自然災害対策処理要領により機器の操作を行うこと。

(3) 応急復旧工

復旧に必要な人員、材料及び機材等を準備し、指定された作業内容を行うこと。

(4) 緊急補修工

補修に必要な人員、材料及び機材等を準備し、指定された作業内容を行うこと。

### 1. 2. 3 創意工夫の発揮可能性

本維持工事を実施するにあたり、以下の観点から受注者の創意工夫を反映し、本維持工事の公共サービスの質の向上に努めるものとする。

(1) 維持工事の実施全般に対する提案

受注者は、維持工事の質について、下記（5. 1. 2 (1)）により、具体的な提案を行うことができる。

(2) 維持工事の実施方法に対する改善提案

受注者は、維持工事の実施方法について、下記（5. 1. 2 (2)）により、具体的な提案を行うことができる。

### 1. 2. 4 請負代金の支払い方法

受注者は、各年度における請負代金の支払い限度額の10分の4以内の前払金及び10分の2以内の中間前払金の請求をすることができる。

国土交通省東京航空局は事業期間中の検査・監督を行い、維持工事の履行状況を確認した上で、請負代金を支払う。

請負代金の支払いにあたっては、工事請負契約書に基づき国土交通省東京航空局は、受注者に支払うものとする。

本維持工事の期間中、本維持工事以外の工事等により航空灯火施設等の増減が生じた場合は、その都度所定の手続きを以て監督職員から通知する。

また、本維持工事の緊急補修工について、作業を行う必要がある場合は、監督職員から指示する。その後所定の手続きを以て監督職員から通知する。

航空灯火施設等の増減又は本維持工事の緊急補修工において作業を行った費用に係る契約変更手続きについては、当該年度毎に纏めて行う。

(1) 検査

- ① 受注者は、各会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、工事を履行完了したときは、その旨を国土交通省東京航空局に通知しなければならない。
- ② 国土交通省東京航空局は、①項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いのうえ、設計図書に定めるところにより、工事の履行を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、国土交通省東京航空局は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- ③ ②項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(2) 請負代金の支払い

- ① 受注者は、上記（1）項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

国土交通省東京航空局は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準

とし、各年度末毎に支払いを行うものとする。ただし、検査の結果、達成すべき質及び最低限満たすべき水準が確保されていない場合は、適切に工事を行うよう改善指示（工事の履行中を含む。）を行うこととし、受注者は要因分析を行い、工事改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、請負代金の請求はできないものとする。

（前払金の請求を除く。）

- ② 国土交通省東京航空局は、①項の規定による請求があったときは、適正な請求書を受理した日から起算して40日以内に請負費を支払うものとする。

（3）契約後VE方式

本維持工事は、契約締結後に実施方法等の変更に係る提案を受付ける契約後VE方式の試行工事であり、受注者は、建設工事のコストの縮減を図るために、契約締結後に、設計図書の変更に関する提案を行う事が出来る。なお、前記1. 2. 3で示した提案、その他コスト縮減を図ることが出来る提案等がある場合は、別途国土交通省東京航空局が定めた書類にて提出すること。

なお、VE提案等による設計図書の変更を行う場合は、VE提案により請負金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額を削減しないものとする。

## 1. 2. 5 費用負担等に関する留意事項

（1）現場事務所の設置

本維持工事の実施に必要となる仮設現場事務所等（以下、「仮設物」という。）の用地は、国土交通省東京航空局東京空港事務所において提供する。

仮設物に必要な水、電力及び電話等は受注者が手続きして設置すること。

受注者は、本維持工事終了後不要となった場合は、速やかに仮設物の撤去を行い、使用した用地を原形に復旧のうえ返還しなければならない。

上記に要する一切の費用は、受注者の負担とする。

（2）光熱水料

維持工事を実施するために必要な光熱水料は、国土交通省東京航空局東京空港事務所が無償で提供する。ただし、受注者の現場事務所に関するものは除く。

（3）車両

本維持工事を実施するために、ライトバン（小型貨物、1500cc、5名乗車）などを2台以上を受注者が準備すること。

また、航空灯火施設である進入灯や道路照明施設などの点検の際には、場合によっては高所作業車を使用し作業を行う必要があるため、必要に応じ受注者が準備すること。

なお、空港制限区域内を走行する車両は、空港管理規則で定められた規格等に適合させ、所定の手続きを行い国土交通省東京航空局東京空港事務所長の許可を得ること。

（4）工具及び測定器、雑材料等

本維持工事を行うに必要な工具及び測定器については、受注者において準備すること。

① 工具及び測定器は、常に健全なものを使用することとし、測定器にあっては定期的に校正を行うこと。

② 本維持工事の実施に必要な雑材料及び消耗材は、受注者において準備すること。

雑材料及び消耗材は、全て良質完全なもので各種規格、基準に準拠されたものを使用すること。

（5）支給材料

本維持工事に必要となる航空灯火施設等に使用される予備品については、国土交通省

東京航空局東京空港事務所において準備し、受注者に支給する。支給する予備品（以下、「支給材料」という。）は、別紙9「支給材料一覧表」のとおりとする。

支給材料の品名、数量、引渡期日、引渡場所等については、監督職員と協議のうえ所定の手続きを行って受け取ること。

支給材料の引き渡しを受けた場合は、健全な状態で保管し、常に数量等を把握しておくこと。なお、本維持工事以外に流用してはならない。

本維持工事の各年度末毎に在庫数を所定の書類に記載の上、提出すること。

(6) 法令等変更による増加費用及び損害の負担

法令等の変更により受注者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の①から②のいずれかに該当する場合には国土交通省東京航空局が負担し、それ以外の法令等変更による増加費用及び損害については受注者が負担する。

- ① 本維持工事に影響を及ぼす法令、基準等の変更及び税制度の新設
- ② 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）

(7) 物品の貸与

① 車両の貸与

本維持工事を実施するために必要な車両（埋込灯器清掃車4台、配光測定車1台）は発注者が受注者に貸与する。車両の管理・運用については別紙7「埋込灯器清掃車両及び配光測定車両貸与基準・取扱細則」による。

② 無線機の貸与

空港制限区域内作業において、管制塔との連絡に必要な空港用無線機は発注者が受注者に貸与する。

③ 整備作業所機器

別紙7「貸与機材等に関する管理」に記載する整備作業所機器等については、国土交通省東京航空局東京空港事務所長の使用承認を受けて使用することが出来る。

(8) 撤去物の措置

本維持工事による撤去材は、撤去品目録書を添えて監督職員立会いのうえ、受け渡しを行い、指定の場所に納めること。

## 2. 実施期間に関する事項（法第14条第2項第2号）

当該維持工事の実施期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までとする。

本入札に係る落札及び契約締結は、当該工事に係る平成26年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

## 3. 入札参加資格に関する事項（法第14条第2項第3号及び第3項）

3. 1 法第15条において準用される第10条各号（ただし、第11号を除く。）に該当するものでないこと。

3. 2 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

3. 3 予決令第71条の規定に該当しないこと。

3. 4 国土交通省東京航空局の平成25・26年度一般（指名）競争参加有資格者のうち「電気工事業」「A等級」の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省東京航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
3. 5 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札までの期間に、国土交通省東京航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付空経第386号）」に基づく指名停止を受けていないこと。
3. 6 北海道・青森県・秋田県・岩手県・山形県・宮城県・新潟県・福島県・群馬県・埼玉県・栃木県・茨城県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・静岡県・長野県に建設業法に基づく本社、支店又は営業所を有すること。
3. 7 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（3. 4）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
3. 8 次に掲げる施工実績を有すること。  
平成10年4月1日以降に完成・引き渡しが完了した、国管理空港、会社管理空港、特定地方管理空港、地方管理空港又はその他共用空港のいずれかの空港において、以下のいずれかの実績を有する者であること。（元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。）  
(1) 空港の制限区域内における航空灯火施設の維持工事の実績  
(2) 航空法施行規則第117条に規定する「陸上空港等の飛行場灯火」の設置工事の実績  
なお、当該実績が平成13年4月1日以降に国土交通省の発注した工事である場合は、工事成績評定点が65点未満であるものを除く。
3. 9 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
3. 9. 1 1級又は2級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
3. 9. 2 上記3. 8に掲げる工事の経験を有する者であること。
3. 9. 3 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
3. 9. 4 競争に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。これを証することができる資料を求めることがあり、その提示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

3. 10 施工計画が適正であること。

施工計画：本維持工事全般に対しての安全対策。（特に空港制限区域内作業としての安全対策）詳細は申請様式4を参照すること。

3. 11 入札に参加しようとする者の間に以下の基準に示す資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者の全てが入札参加グループの代表企業以外の構成員である場合を除く。）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第5条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

3. 11. 1 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(1) 親会社と子会社の関係にある場合。

(2) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合。

3. 11. 2 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、(1)については、一方の会社が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

(2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

3. 11. 3 その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(3. 11. 1)及び(3. 11. 2)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3. 12 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する（建設）業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 13 入札参加グループでの入札について

3. 13. 1 全体要件

(1) 適正に業務を遂行できる入札参加グループを結成して入札に参加することができる。

その場合、申請書類提出時までに入札参加グループを結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加するものとし、「競争参加者の資格に関する公示（平成25年12月上旬ころ公示予定）」に示すところにより国土交通省東京航空局長から本工事に係る入札参加グループとしての競争参加資格の認定を受けるものとする。なお、代表企業及びグループ企業が、他の入札参加グループに参加、もしくは単独で入札に参加することは出来ない。また、代表企業及びグループ企業は、代表者及び他の構成員の役割及び責任の分担並びに代表企業の役割を他の構成員が代替・保障する旨を明記した入札参加グループ結成に関する協定書（またはこれに類する書類）（以下「協定書」という。）を作成し、申請書類と併せて提出すること。

- (2) 入札参加者は、入札参加グループとして参加する場合、申請書類の提出期限の日以降は、入札参加グループを構成する者の変更を認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、国土交通省東京航空局長はその事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。
- (3) 入札参加グループの代表企業は、本実施要項（3.）に示す入札参加資格に関する事項（3. 1）から（3. 8）及び（3. 10）から（3. 12）の要件を満たしていること。入札参加グループの構成員は、上記（3. 1）から（3. 7）及び（3. 11）から（3. 12）の要件を満たしていること。  
 また、入札参加グループとして、上記（3. 9）の要件を満たしていること。

### 3. 13. 2 個別要件

入札参加グループで本工事を実施する場合、代表企業は本工事全体の企画立案を担当するものとし、本維持工事全体の企画立案、定期点検、監視室駐在作業、応急復旧工、緊急補修工の各工種を包括的に管理するものとする。

## 4. 入札に参加する者の募集に関する事項（第14条第2項第4号）

### 4. 1 入札の手續及びスケジュール

本件は、下記4. 2. 1に示す提出書類の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件であり、電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札による参加願いを提出すること。

手續	スケジュール
入札公告	平成25年12月上旬ころ
入札説明資料の配布	平成25年12月上旬ころ
申請書類及び技術提案書に関する質疑応答	平成26年1月上旬ころ
申請書類及び技術提案書の提出期限	平成26年1月上旬ころ
入札等に関する質疑応答期限	平成26年1月下旬ころ
競争参加資格結果通知	平成26年1月下旬ころ
入札書の提出期限	平成26年2月上旬ころ
開札・落札予定者等の決定	平成26年2月上旬ころ (ただし、低入札の場合は除く)
契約締結	平成26年4月1日

## 4. 2 入札実施手続

### 4. 2. 1 提出書類

本維持工事の入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる申請書類、技術提案書及び入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）を提出すること。なお、上記の入札金額には、本維持工事に要する一切の諸経費の108分の100に相当する金額を記載することとする。

また、本実施要項にない具体的項目は入札説明書によるものとする。

#### （1）申請書類

- ① 競争参加資格確認申請（申請様式1）
- ② 企業の施工実績（申請様式2）
- ③ 配置予定技術者の資格・施工経験（申請様式3）
- ④ 上記③. 10で記載した施工計画書（申請様式4）
- ⑤ 入札参加グループで参加する場合の協定書の写し（任意様式）

#### （2）技術提案書

入札参加者には、本実施要項（5.）で示す総合評価を受けるために、次の事項を記載した技術提案書を提出する。

- ① 本維持工事に対する提案事項【提案様式1～2】
  - （ア）維持工事の実施全般についての提案
  - （イ）維持工事の実施方法についての提案

#### （3）誓約書

入札参加者は、法第10条第4号及び第6号から第9号までの暴力団排除条項に該当しないこと等に関する誓約書を提出すること。

#### （4）意見聴取対象者リスト

入札参加者は、開札後国土交通省東京航空局の求めに応じ、すみやかに意見聴取対象者リストを提出すること。

## 4. 2. 2 紙入札方式による開札にあたっての留意事項

- （1）開札は、入札参加者、又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- （2）入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することは出来ない。
- （3）入札参加者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（所定のものがあれば別添添付）を提示又は提出しなければならない。
- （4）入札参加者又はその代理人は、入札中は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することが出来ない。

## 5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項（法第14条第2項第5号）

本維持工事を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価方式によるものとする。なお、審査は国土交通省東京航空局に設置する学識経験者が参画する第三者委員会（第三者委員会は、必ず1名以上の学識経験者が参画し、評価方法や落札者の決定につい

て審議するが、委員は自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。)において行うものとする。

#### 5. 1 落札者決定にあたってのサービスの質の評価項目の設定

落札者を決定するための評価は、提出された申請書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加算点項目審査）について行うものとする。

##### 5. 1. 1 必須項目審査

必須項目審査においては、入札参加者が申請書に記載した内容が、次の必須項目を満たしていることを確認する。全て満たしている場合は標準点（100点）を付与し、1項目でも満たしていない場合は失格とする。

###### (1) 実施体制

- ① 各業務の業務水準が維持される体制であること。
- ② 申請された内容が実現可能な体制であること。
- ③ 入札参加グループで参加する場合、代表企業と入札参加グループ企業の連携が可能な体制であること。

###### (2) 業務に対する認識

維持工事の目的を理解し、計画的な維持工事の実施が考えられているか。

###### (3) 現行基準レベルの質の確保の実態

各業務の申請内容は、要求水準が確保されるものとなっているか。

##### 5. 1. 2 加算点項目審査

必須項目審査で合格した入札参加者に対して、次の加算点項目について審査を行う。なお、提案内容については、具体的でありかつ効果的な実態が期待されるかという観点から、基本的には、維持工事の実施方法と提案内容との比較を行い、絶対評価により加算する。（60点）

###### (1) 維持工事の実施全般についての提案内容（10点）

空港の円滑な運用及び航空機の安全運航を確保するため、緊急時に迅速に対応することや短時間で施設を復旧するため、日頃からの事前の備えに対する提案となっているか。

###### (2) 実施方法についての提案内容（10点）

空港の円滑な運用及び航空機の安全運航を確保するため、作業区域において安全・確実に決められた時間内で終了させることや作業の効率化のための日々の作業実施時における対応の提案となっているか。

###### (3) 企業の施工実績について（5点）

###### (4) 配置予定技術者の資格等について（5点）

###### (5) 施工体制確認審査（施工体制評価点30点）

開札後に、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認することにより、入札説明に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査するものとする。

###### ① 品質確保の実効性（15点）

###### ② 施工体制確保の確実性（15点）

##### 5. 1. 3 上記（5. 1. 2）の評価項目並びにそれぞれの配点については、別紙9「評価内容と評価基準」及び別紙10「施工体制に係る評価内容と評価基準」による。

## 5. 2 落札者決定にあたっての評価方法

### 5. 2. 1 落札者の決定方法

必須項目審査により得られた標準点（100点）と加算点項目審査の得点（施工体制評価点を含む最大60点）を加算し、入札価格で除した値を評価値とし、入札参加者中で最も高い値の者を落札者として決定する。

$$\text{評価値} = (\text{標準点 (100点)} + \text{加算点項目審査の得点 (施工体制評価点を含む最大60点)}) \div \text{入札価格}$$

### 5. 2. 2 留意事項

- (1) 当該落札者の入札価格が予定価格の一定割合に満たない場合は、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされないと認められるか否かについて改めて調査し、該当するおそれがあると認められた場合、又は契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあつても著しく不適当であると認められた場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち、評価値の最も高い1者を落札者として決定することがある。
- (2) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者が決定したときは、遅滞無く、落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに公表するものとする。

### 5. 3 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて

入札参加者又はその代理人のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによつてもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、原則として予決令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

## 6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項（法第14条第2項第6号及び第4項）

別添1 従来の実施状況に関する情報の開示による。

なお、入札参加希望者は、別添1に示す以外の情報についても、入札説明資料の配布日以降に開示を求めることが出来る。

## 7. 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項（法第14条第2項第7号）

7. 1 本業務の実施において、使用させることができる国有財産及び備品は次のとおりとする。当該国有財産等は適切に管理し、損傷等与えた場合は原状に復旧又は弁償すること。なお、国有財産及び備品の使用にあたっては、事前に所定の手続きを行つて許可を得ること。

### 7. 1. 1 現場事務所の設置に必要な用地：1, 335 m<sup>2</sup>

7. 1. 2 整備作業所及び整備作業用機器：1式

7. 1. 3 埋込灯器洗浄車 : 4台

7. 1. 4 配光測定車 : 1台

8. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第14条第2項第9号）

## 8. 1 報告等について

### 8. 1. 1 作業計画及び工程管理

受注者は、定期点検、監視室駐在、応急復旧工、緊急補修工の各種作業を行うにあたり各年度の事業開始日まで年度毎に下記の作業計画書を作成し、工程管理すること。

- (1) 工事着手前に年間作業計画書を作成して監督職員の承諾を得ること。また、毎月の作業予定表を前月に提出すること。
- (2) 作業予定表に変更を生じた場合は、監督職員の承諾を受けること。
- (3) 毎日及び毎月の作業実施報告書を速やかに提出すること。
- (4) 作業実施に係る勤務予定表を事前に、勤務実績表を事後に提出すること。
- (5) 作業員名簿（取得資格を記入）を提出すること。

### 8. 1. 2 施工計画書の作成と提出

受注者は、定期点検、監視室駐在、応急復旧工、緊急補修工の各種作業を行うにあたり各年度の事業開始日まで年度毎に下記の施工計画書を作成し、監督職員に提出すること。

#### (1) 施工計画書

- ① 工事概要
- ② 実施工程表
- ③ 現場組織表
- ④ 主要機械
- ⑤ 主要資材
- ⑥ 施工方法
- ⑦ 施工管理計画
- ⑧ 安全管理計画
- ⑨ 緊急時の連絡体制
- ⑩ 仮設計画

### 8. 1. 3 報告書の作成と提出

受注者は、定期点検、監視室駐在、応急復旧工、緊急補修工の各種作業の履行結果を正確に記載した月間作業予定表及び実績表、作業日報、月間勤務予定表及び実績表、部品取替簿、点検記録簿、障害報告書を業務報告書としてを作成する。

- (1) 受注者は、点検記録簿を毎日作成し、工事期間中常時閲覧できるよう保管、管理すること。
- (2) 受注者は、工事期間中、月間作業予定表及び実績表、月間勤務予定表及び実績表、部品取替簿を当月分（実績表、部品取替簿にあっては前月分）につき、翌月の5日以内に監督職員に提出する。

#### 8. 1. 4 国の検査・監督体制

受注者からの報告を受けるにあたり、国土交通省東京航空局の検査・監督体制は次のとおりとする。

- (1) 本維持工事の検査・監督体制は国土交通省東京航空局東京空港事務所管制保安部航空灯火・電気技術官から検査職員を任命し、同部航空灯火・電気技術官及び航空管制技術官から監督職員を任命する。

#### 8. 2 国土交通省東京航空局による調査への協力

国土交通省東京航空局は受注者による工事の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、受注者に対し、当該維持工事の状況に関し必要な報告を求め、又は受注者の事務所（又は業務実施場所）に立ち入り、工事の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立ち入り検査をする国土交通省東京航空局の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条第1項に基づくものであることを受注者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

#### 8. 3 指示について

監督職員等は、受注者による工事の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

また、上記によらず、工事の検査・監督において工事の質の低下につながる問題点を確認した場合は、その場で指示を行うことができるものとする。

#### 8. 4 秘密の保持

受注者は、本維持工事に関して国土交通省東京航空局が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び工事遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。受注者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその社員その他の本維持工事に従事している者又は従事していた者は工事上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法54条により罰則の適用がある。

#### 8. 5 契約に基づき受注者が講ずべき措置

##### 8. 5. 1 工事の開始及び中止

- (1) 受注者は、締結された本契約に定められた工事開始日に、確実に本維持工事を開始しなければならない。
- (2) 受注者は、やむを得ない事由により、本維持工事を中止しようとするときは、あらかじめ、国土交通省東京航空局の承認を受けなければならない。

##### 8. 5. 2 金品等の授受の禁止

受注者は、本維持工事において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

##### 8. 5. 3 宣伝行為の禁止

- (1) 受注者及び本維持工事に従事する者は、本維持工事の実施にあたって、自らが行う

工事の宣伝を行ってはならない。

- (2) 受注者及び本維持工事を実施する者は、本維持工事の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

#### 8. 5. 4 法令の遵守

受注者は、本維持工事を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

#### 8. 5. 5 安全衛生

受注者は、本維持工事に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

#### 8. 5. 6 記録・帳簿書類等

受注者は、実施年度毎に本維持工事に関して作成した記録や帳簿書類を、請負工事を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

#### 8. 5. 7 権利の譲渡

受注者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

#### 8. 5. 8 権利義務の帰属等

- (1) 本維持工事の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と触れるときは、受注者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。
- (2) 受注者は、本維持工事の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ国土交通省東京航空局の承認を受けなければならない。

#### 8. 5. 9 引継ぎ

工事の引継ぎに必要な措置として、受注者は維持工事の開始前に、現に当該維持工事を実施している受注者から、維持工事の実施に必要な引継ぎを受けることができる。

なお、現場代理人に対する業務処理上のノウハウの引継ぎがある場合は、能力・経験を踏まえた上で、国土交通省東京航空局が十分な期間を確保して行うものとする。

また、受注者は、維持工事の終了に伴い受注者が変更する場合は、必要に応じ次期受注者に対し必要な引継ぎを行うものとする。

#### 8. 5. 10 下請負の取扱い

- (1) 受注者は、本維持工事の実施にあたり、その全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物を一括して第三者に請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、本維持工事の実施にあたり、その一部について第三者に請け負わす場合は、原則としてあらかじめ技術提案書において、下請けに関する事項（下請け先の住所・名称・下請け先に委任する工事の範囲、下請けを行うことの合理性及び必要性、下請け先の工事履行能力並びに報告徴収その他業務管理方法）について記載しなければならない。

- (3) 受注者は、本契約締結後やむを得ない事情により第三者に請け負わす場合には、下請けに関する事項を明らかにしたうえで国土交通省東京航空局の承認を受けなければならぬ。
- (4) 受注者は、上記(2)及び(3)により第三者に請け負わす場合には下請け先から必要な報告を徴収することとする。
- (5) 下請け先は、上記の秘密の保持等、公正な取扱、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、国土交通省東京航空局との契約によらない自らの業務の禁止については、下請け先は受注者と同様の義務を負うものとする。

#### 8. 5. 1 1 契約変更

国土交通省東京航空局及び受注者は、本維持工事の質の向上の推進、又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を書面によりそれぞれの相手方へ提出し、それぞれの相手方の合意を得なければならない。

#### 8. 5. 1 2 契約解除

国土交通省東京航空局は、受注者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。
- (2) 法第10条の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 本契約に従って本維持工事を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
- (4) 上記(3)に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- (5) 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (6) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき。
- (7) 受注者又はその他の本維持工事に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本維持工事の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- (8) 暴力団員を、業務の統括にする者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- (9) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

#### 8. 5. 1 3 契約解除時の取扱い

- (1) 上記(8. 5. 1 2)に該当し、契約を解除した場合には、国土交通省東京航空局は受注者に対し、当該解除の日まで公共サービスを契約に基づき実施した期間にかかる請負代金を支給する。
- (2) この場合、受注者は、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として国土交通省東京航空局の指定する期間内に納付しなければならない。
- (3) 国土交通省東京航空局は受注者が前項の規定による金額を国土交通省東京航空局の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を滞延金として納付させることができる。

(4) 国土交通省東京航空局は契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

#### 8. 5. 14 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、受注者と国土交通省東京航空局が協議をするものとする。

#### 8. 5. 15 維持工事途中における入札参加グループからの脱退

代表企業及びグループ企業は、本維持工事を完了する日までは入札参加グループから脱退することはできない。

#### 8. 5. 16 維持工事途中における参加企業の破産又は解散に対する処置

参加企業のうちいづれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、国土交通省東京航空局の承認を得て、残存参加企業が共同連帯して当該参加企業の工事を完了するものとする。

ただし、残存参加企業のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存参加企業全員及び国土交通省東京航空局の承認を得て、新たな構成員を当該入札参加グループに加入させ、当該参加企業を加えた参加企業が共同連帯して破産又は解散した参加企業の分担業務を完了するものとする。

#### 8. 5. 17 談合等不正行為があった場合の違約金等の取扱い

(1) 受注者が、次に掲げる場合のいづれかに該当したときは、受注者は国土交通省東京航空局の請求に基づき、契約額（本契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として国土交通省東京航空局の指定する期間内に支払わなければならない。

① 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

② 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

③ 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象になつた取引分野が示された場合において、本契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が落札事業者に対して納付命令を行いこれが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

④ 本契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治

40年法律第45号) 第96条の3又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- (2) 受注者は上記(1)の規定による金額を国土交通省東京航空局の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任する場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項（法第14条第2項第10号）

本契約を履行するにあたり、受注者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

9. 1 国土交通省東京航空局が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、国土交通省東京航空局は当該公共サービス実施受注者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について、国土交通省東京航空局の責めに帰すべき理由が存する場合は、国土交通省東京航空局が自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
9. 2 当該公共サービス実施受注者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国土交通省東京航空局の責めに帰すべき理由が存するときは、当該受注者は国土交通省東京航空局に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項（法第14条第2項第11号）

10. 1 実施状況に関する調査の時期

内閣総理大臣が行う評価の時期（平成28年6月を予定）を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成28年3月31日時点における状況を調査するものとする。

10. 2 調査方法

国土交通省東京航空局は受注者が実施した維持工事の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況等の調査を行うものとする。ただし、上記(1. 2. 1)における業務の質として設定した項目については、隨時確認することとし、上述の調査に併せて集計する。

また、必要に応じて従来の実施状況との比較分析を行うものとする。

10. 3 調査項目

10. 3. 1 上記（1. 2. 1 及び 1. 2. 2）に示すサービスの質に関する項目に維持工事の上記（1. 2. 3）での提案を反映し確定した業務の履行状況

#### 10. 4 実施状況等の提出

上記調査項目に関する内容については、本維持工事の実施状況等を内閣総理大臣へ平成28年5月を目途に提出するにあたり、国土交通省東京航空局に設置する学識経験者が参画する第三者委員会に報告を行い、意見を聞くものとする。

### 11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項その他

11. 1 対象公共サービスの実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告及び公表  
国土交通省東京航空局は受注者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。

#### 11. 2 国土交通省東京航空局の監督体制

本契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

本維持工事の実施状況に係る監督は上記（8. 1. 4）により行うこととする。

#### 11. 3 受注者が負う可能性のある主な責務等

##### 11. 3. 1 受注者の責務等

本維持工事に従事する者は、刑法（明治40年法律第45条）その他の罰則の適用については、法第25条第2項の規定により公務に従事する職員とみなされる。

##### 11. 3. 2 罰則等

(1) 法第25条第1項の規定に違反して、法第24条の公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、法第54条の規定により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることとなる。

(2) 次のいずれかに該当する者は、法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。

① 本実施要項（8. 1. 1）～（8. 1. 2）による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は本実施要項（8. 1. 4）による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

② 正当な理由なく、本実施要項（8. 3）による指示に違反した者

(3) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の工事に関し、上記（2）の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前記（2）の刑を科されることとなる。

##### 11. 3. 3 会計検査について

受注者は、公共サービスの内容が会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条に該当するとき、又は同法第23条第1項第7号に規定する「事務若

しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び26条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は国土交通省東京航空局を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

対象施設一覧表

施設名	型式	設置数	種別	点検周期	対象数	区分	監視員無	監視員有	夜間作業	監視員有 4	備考
							1	2	3		
飛行場灯台	回転式 標準式進入灯	EHU-31	1	定期点検	屋外	1ヶ月1回	1	1	1		
		422	定期点検(火器交換)	屋外	1ヶ月1回	422	1	422			交換月は除く
標準式進入灯	EHU-31	268	定期点検(整備作業所作業)	屋内	6ヶ月1回	422	1	422			
		定期点検(火器交換)	屋外	1ヶ月1回	372	4			372	交換月は除く	
		定期点検(整備作業所作業)	屋内	6ヶ月1回	372	4			372		
標準式進入灯	FHU-31	20	定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1週1回	20	4			20	交換月は1回除く
		定期点検(火器交換)	屋外	1ヶ月1回	20	4			20	交換月は除く	
標準式進入灯	LU3-1	91	定期点検(整備作業所作業)	屋内	6ヶ月1回	20	1	20		20	
		定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1週1回	91	4			91	交換月は1回除く	
		定期点検(火器交換)	屋外	1ヶ月1回	91	4			91	交換月は除く	
標準式進入灯	LU3-2	54	定期点検(整備作業所作業)	屋内	6ヶ月1回	91	1	91		91	
		定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1週1回	54	4			54	交換月は1回除く	
		定期点検(火器交換)	屋外	1ヶ月1回	54	4			54	交換月は除く	
進入灯台	E-5	2	定期点検(整備作業所作業)	屋内	6ヶ月1回	54	1	54		54	
進入灯台	E-5	2	定期点検	屋外	1ヶ月1回	2	1	2		2	
進入路指示灯	FX-5	7	定期点検	場外	1ヶ月1回	2	1	2			
	NAF201	3	定期点検	場外	1ヶ月1回	7	1	7			
	FX-7S	32	定期点検	場外	1ヶ月1回	32	1	32			
	FX-3S	2	定期点検	場外	1ヶ月1回	2	1	2			
	FX-7SL--/バ-	10	定期点検	場外	1ヶ月1回	10	1	10			
地標航空灯台	FX-7S	6	定期点検	場外	1ヶ月1回	6	1	6			
航空障害灯	OM-3A	2	定期点検	場外	1ヶ月1回	2	1	2		2	
連鎖式閃光灯	FX-AV	78	定期点検	屋外	1ヶ月1回	78	1	78			
連鎖式閃光灯	FX-AV	20	定期点検	屋外	1ヶ月1回	20	4			20	
進入角指示灯	P型	28	定期点検	屋外	2ヶ月1回	28	4			28	カセット交換月以外の月
PAPI監視装置	受光器	28	定期点検(整備作業所作業)	屋外	2ヶ月1回	28	4			28	
		定期点検(電圧調整)	屋内	2ヶ月1回	28	1	28			28	カセット交換月
PAPI監視装置	端末装置	7	定期点検	屋外	2ヶ月1回	7	4			7	
旋回灯	NH-60	17	定期点検	屋外	1ヶ月1回	17	4			17	
滑走路灯	EHB-35	406	定期点検(火器交換)	屋外	1ヶ月1回	406	4			406	交換月は除く
		定期点検(整備作業所作業)	屋内	6ヶ月1回	406	1	406			406	
滑走路灯	FHB-36	159	定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1週1回	159	4			159	交換月は1回除く
		定期点検(火器交換)	屋外	1ヶ月1回	159	4			159	交換月は除く	
		定期点検(整備作業所作業)	屋内	6ヶ月1回	159	1	159			159	

## 対象施設一覧表

施設名	型式	設置数	種別	点検周期	対象数	区分	監視員無	監視員有	夜間作業	監視員有 3	監視員無 4	備考	
							1	2	3				
滑走路灯	LB3-5	3	定期点検(火器交換)	屋外	1ヶ月1回	3	4					3	交換月は除く
滑走路末端灯	EHB-34	12	定期点検(整備作業所作業)	屋外	6ヶ月1回	3	4					3	
滑走路末端灯	EHU-32	1	定期点検(火器交換)	屋外	1ヶ月1回	3	1	3				12	交換月は除く
滑走路末端灯	EHU-33	2	定期点検(整備作業所作業)	屋外	6ヶ月1回	12	4					12	
滑走路末端灯	FHB-33/34	142	定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月1回	12	1	1				1	交換月は除く
滑走路末端灯	LU3-3	21	定期点検(火器交換)	屋外	6ヶ月1回	2	4					1	交換月は除く
滑走路末端灯	LU3-4	20	定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月1回	142	4					2	定期点検(整備作業所作業)
滑走路末端補助灯	EHU-31	35	定期点検(火器交換)	屋外	6ヶ月1回	142	4					2	定期点検(火器交換)
滑走路末端補助灯	LU3-2	5	定期点検(整備作業所作業)	屋外	6ヶ月1回	142	1	142				21	定期点検(火器交換)
滑走路末端識別灯	FX-3S	4	定期点検(整備作業所作業)	屋外	1ヶ月1回	21	4					21	定期点検(火器交換)
過走帯灯	H-10,EHU-38	41	定期点検(火器交換)	屋外	1ヶ月1回	21	4					21	定期点検(火器交換)
滑走路中心線灯	FMB-37	381	定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月1回	381	4					381	定期点検(火器交換)
滑走路中心線灯	LB1-6	107	定期点検(火器交換)	屋外	1ヶ月1回	381	4					381	定期点検(火器交換)
接地帶灯	FMU-38	360	定期点検(火器交換)	屋外	1ヶ月1回	360	4					360	定期点検(火器交換)
接地帶灯			定期点検(整備作業所作業)	屋内	6ヶ月1回	360	1	360				360	定期点検(火器交換)

対象施設一覧表

施設名	型式	設置数	種別	点検周期	対象数	区分	監視員無	監視員有	夜間作業	監視員有 4	監視員無 3	備考
							1	2	監視員有 2			
接地帯灯	LU1-7	90	定期点検(レンズ面清掃) 定期点検(灯器交換)	屋外 屋外	1週1回 1ヶ月1回	90 90	4	4		90	90	交換月は1回除く 交換月は除く
停止線灯	EMU-39W	40	定期点検(整備作業所作業) 定期点検(レンズ面清掃) 定期点検(灯器交換)	屋内 屋外 屋外	1ヶ月1回 6ヶ月1回 6ヶ月1回	90 40 40	1	90		90	90	交換月は除く 交換月は除く
停止線灯	FMU-39SS	300	定期点検(整備作業所作業) 定期点検(レンズ面清掃) 定期点検(灯器交換)	屋内 屋外 屋外	6ヶ月1回 1ヶ月1回 1ヶ月1回	40 96 300	1	40		40	40	交換月は除く 交換月は除く
停止線灯	FMU-39WS	30	定期点検(整備作業所作業) 定期点検(レンズ面清掃) 定期点検(灯器交換)	屋内 屋外 屋外	6ヶ月1回 6ヶ月1回 6ヶ月1回	96 96 96	1	96		96	96	交換月は除く 交換月は除く
滑走路警戒灯	EHG	42	定期点検(整備作業所作業) 定期点検	屋内 屋外	6ヶ月1回 1ヶ月1回	30	1	30		30	30	交換月は除く 交換月は除く
風向灯	I型	2	定期点検	屋外	1ヶ月1回	2	2	2		42	42	
風向灯	2B型	5	定期点検	屋外	1ヶ月1回	5	2	2		2	2	
風向灯	M-1	1	定期点検	屋外	1ヶ月1回	1	4	4		5	5	
誘導路灯	M-1	95	定期点検	屋外	1ヶ月1回	95	2	2		95	95	1
誘導路灯	ELO-38	628	定期点検	屋外	1ヶ月1回	628	4	4		628	628	
誘導路灯	ELO-38	59	定期点検	屋外	1ヶ月1回	59	2	2		59	59	
誘導路灯	ELO-38D	1,345	定期点検	屋外	1ヶ月1回	1,345	4	4		1,345	1,345	
誘導路灯	T-5	1,212	定期点検(灯器交換)	屋外	1ヶ月1回	1,212	4	4		1,212	1,212	
誘導路灯	T-5	16	定期点検(整備作業所作業) 定期点検(灯器交換)	屋内 屋外	1ヶ月1回 1ヶ月1回	16 16	4	4		16	16	
誘導路灯	T-2	13	定期点検	屋外	1ヶ月1回	13	2	2		13	13	
誘導路灯	T-2	177	定期点検	屋外	1ヶ月1回	177	4	4		177	177	
禁止区域灯	ELO-38 (R)	10	定期点検	屋外	1ヶ月1回	10	4	4		10	10	
誘導路中心線灯	IL-1	13	定期点検(整備作業所作業)	屋内	3ヶ月1回	13	4	4		13	13	
誘導路中心線灯	IL-2	86	定期点検(灯器交換)	屋外	1ヶ月1回	86	4	4		86	86	交換月は除く
誘導路中心線灯	FLU-9A	297	定期点検(整備作業所作業) 定期点検(レンズ面清掃) 定期点検(灯器交換)	屋内 屋外 屋内	3ヶ月1回 1ヶ月1回 6ヶ月1回	86 138 159	1	86		138 159	138 159	交換月は1回除く 交換月は除く
誘導路中心線灯	FLB-9B	678	定期点検(整備作業所作業) 定期点検(レンズ面清掃) 定期点検(灯器交換)	屋外 屋外 屋外	1ヶ月1回 1ヶ月1回 1ヶ月1回	24 24 622	4	4		24 297	297	交換月は1回除く 交換月は除く

対象施設一覧表

施設名	型式	設置数	種別	点検周期	対象数	区分	監視員無	監視員有	夜間作業	監視員有 4	備考
							1	2	3		
誘導路中心線灯	FLB-9C	1,122	定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月1回	37	2		37		交換月は除く
			定期点検(点検)	屋外	1ヶ月1回	646	4				646 交換月は除く
			定期点検(灯器交換)	屋外	1ヶ月1回	37	2		37		交換月は除く
			定期点検(灯器交換)	屋外	6ヶ月1回	646	4				646
			定期点検(整備作業)	屋内	6ヶ月1回	37	2		37		
			定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1週1回	123	4				123 交換月は1回除く
			定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月1回	940	4				940 交換月は除く
			定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月1回	68	2		68		交換月は除く
			定期点検	屋外	1ヶ月1回	1,063	4				1,063 交換月は除く
			定期点検(灯器交換)	屋外	1ヶ月1回	68	2		68		交換月は除く
誘導路中心線灯	FLU-39S A6・8誘導路	94	定期点検(整備作業)	屋内	6ヶ月1回	1,063	4				1,063
			定期点検(レンズ面清掃)	屋外	6ヶ月1回	68	2		68		
			定期点検(整備作業)	屋内	6ヶ月1回	1,122	1		1,122		
			定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1週1回	40	4				40 交換月は1回除く
			定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月1回	54	4				54 交換月は除く
			定期点検	屋外	1ヶ月1回	94	4				94 交換月は除く
			定期点検(灯器交換)	屋外	2ヶ月1回	94	4				94
			定期点検(整備作業)	屋内	2ヶ月1回	94	1		94		
			定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1週1回	36	4				36 交換月は1回除く
			定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月1回	32	4				32 交換月は除く
誘導路中心線灯	FLU-39S B4・5誘導路	64	定期点検(定期点検)	屋外	1ヶ月1回	64	4				64 交換月は除く
			定期点検(灯器交換)	屋外	2ヶ月1回	94	4				
			定期点検(整備作業)	屋内	2ヶ月1回	94	1		94		
			定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1週1回	36	4				
			定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月1回	32	4				
			定期点検(定期点検)	屋外	1ヶ月1回	64	4				
			定期点検(灯器交換)	屋外	6ヶ月1回	64	4				
			定期点検(整備作業)	屋内	6ヶ月1回	64	1		64		
			定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1週1回	98	4				
			定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月1回	93	4				
誘導路中心線灯	FLU-39S C4誘導路	193	定期点検(定期点検)	屋外	1ヶ月1回	193	4				
			定期点検(灯器交換)	屋外	6ヶ月1回	193	4				
			定期点検(整備作業)	屋内	6ヶ月1回	193	1		193		
			定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1週1回	20	4				
			定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月1回	27	4				
			定期点検(定期点検)	屋外	1ヶ月1回	47	4				
			定期点検(灯器交換)	屋外	1ヶ月1回	47	1		47		
			定期点検(整備作業)	屋内	1ヶ月1回	47	4				
			定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月1回	39	4				
			定期点検(灯器交換)	屋外	1ヶ月1回	39	4				
誘導路中心線灯	FLU-39W A6・8誘導路	39	定期点検(整備作業)	屋内	1ヶ月1回	39	1		39		
			定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月1回	45	4				
			定期点検(灯器交換)	屋外	1ヶ月1回	39	4				
			定期点検(整備作業)	屋内	1ヶ月1回	39	1		39		
			定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月1回	27	4				
			定期点検(定期点検)	屋外	6ヶ月1回	27	4				
			定期点検(灯器交換)	屋外	6ヶ月1回	27	1		27		
			定期点検(整備作業)	屋内	6ヶ月1回	116	4				
			定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月1回	116	4				
			定期点検	屋外	1ヶ月1回	116	4				
誘導路中心線灯	FLU-39W B4・5誘導路	27	定期点検(定期点検)	屋外	1ヶ月1回	47	4				
			定期点検(灯器交換)	屋外	6ヶ月1回	27	4				
誘導路中心線灯	FLU-39W C4誘導路	116	定期点検(定期点検)	屋外	1ヶ月1回	116	4				
			定期点検	屋外	1ヶ月1回	116	4				

## 対象施設一覧表

施設名	型式	設置数	種別	点検周期	対象数	区分	監視員無	監視員有	夜間作業	監視員有 4	備考
							1	2	3		
誘導路中心線灯	FLU-39W C4誘導路	39	定期点検(整備作業所作業) 定期点検(レンズ面清掃) 定期点検(火器交換)	屋外 屋内 屋外	6ヶ月1回 6ヶ月1回 1ヶ月1回	116 116 39	4 1 4	116 116 39		39 39 39	交換月は除く 交換月は除く 4~9月は3ヶ月毎、10~3月は6ヶ月毎
誘導路中心線灯	FLU-9DR	26	定期点検(レンズ面清掃) 定期点検(火器交換)	屋外 屋外	1ヶ月1回 1ヶ月1回	26 26	4 4	26 26		26 26	交換月は除く 交換月は除く
誘導路中心線灯	FLU-9DL	6	定期点検(レンズ面清掃) 定期点検(火器交換)	屋内 屋外	6ヶ月1回 1ヶ月1回	26 6	1 4	26 6		26 26	交換月は除く 交換月は除く
誘導路中心線灯	FLB-39S	930	定期点検(レンズ面清掃) 定期点検(火器交換)	屋内 屋外	6ヶ月1回 1ヶ月1回	6 1	1 4	6 4		6 6	交換月は除く 交換月は除く
誘導路中心線灯	FLB-39W	1,130	定期点検(整備作業所作業) 定期点検(レンズ面清掃) 定期点検(火器交換)	屋内 屋外 屋外	6ヶ月1回 1ヶ月1回 1ヶ月1回	930 1,130 1,130	1 4 4	930 930 930		930 930 930	交換月は除く 交換月は除く 交換月は除く
誘導路中心線灯	FMB-39S	38	定期点検(レンズ面清掃) 定期点検(火器交換)	屋内 屋外	6ヶ月1回 6ヶ月1回	1,130 1,130	1 1	1,130 1,130		1,130 1,130	交換月は除く 交換月は除く
誘導路中心線灯	FMB-39W	133	定期点検(整備作業所作業) 定期点検(レンズ面清掃) 定期点検(火器交換)	屋内 屋外 屋外	1ヶ月1回 1ヶ月1回 1ヶ月1回	38 27 51	4 4 4	38 38 38		11 27 38	交換月は1回除く 交換月は除く 交換月は除く
誘導路中心線灯	LB1-81D	406	定期点検(整備作業所作業) 定期点検(レンズ面清掃) 定期点検(火器交換)	屋外 屋外 屋外	1ヶ月1回 1ヶ月1回 1ヶ月1回	133 336 406	1 4 4	133 336 406		11 336 406	交換月は1回除く 交換月は除く 交換月は除く
誘導路中心線灯	LB1-82D	819	定期点検(整備作業所作業) 定期点検(レンズ面清掃) 定期点検(火器交換)	屋内 屋外 屋外	1年1回 1年1回 1年1回	406 81 509	1 4 4	406 81 509		81 509 406	交換月は1回除く 交換月は除く 交換月は除く
誘導路中心線灯	LB1-91D,91DS 92D,92DS	909	定期点検(整備作業所作業) 定期点検(レンズ面清掃) 定期点検(火器交換)	屋内 屋外 屋外	1ヶ月1回 1ヶ月1回 1ヶ月1回	819 1 506	1 4 4	819 1 506		819 819 909	交換月は1回除く 交換月は除く 交換月は除く

對象施設一覽表

施設名	型式	設置数	種別	点検周期	対象数	区分	監視員無	監視員有	夜間作業	備考
							監視員1	監視員2	監視員3	
誘導路中心線灯	LU1-81D	195	定期点検(灯器交換)	屋外	1年1回	909	4	909		
			定期点検(整備作業)	屋内	1年1回	909	1	909		
			定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1週1回	77	4		77	交換月は1回除く
			定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月1回	120	4		120	交換月は除く
			定期点検(レンズ)	屋外	1ヶ月1回	195	4		195	交換月は除く
	LU1-82D	140	定期点検(灯器交換)	屋外	1年1回	195	4			
			定期点検(レンズ面清掃)	屋内	1年1回	195	1	195		
			定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1週1回	13	4			
			定期点検(レンズ)	屋外	1ヶ月1回	136	4			
			定期点検(灯器交換)	屋内	1年1回	140	4			
誘導路中心線灯	LU1-91D	134	定期点検(灯器交換)	屋外	1ヶ月1回	140	4			
			定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月1回	140	1	140		
			定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月1回	54	4		54	交換月は1回除く
			定期点検(レンズ)	屋外	1ヶ月1回	66	4		66	交換月は除く
			定期点検(灯器交換)	屋外	1ヶ月1回	134	4		134	交換月は除く
	LU1-92D	102	定期点検(整備作業)	屋内	1年1回	134	4			
			定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月1回	102	4		102	交換月は除く
			定期点検(定期点検)	屋外	1ヶ月1回	102	4		102	交換月は除く
			定期点検(灯器交換)	屋外	1年1回	102	4		102	交換月は除く
			定期点検(整備作業)	屋内	1年1回	102	1	102		
誘導路中心線灯	LU1-93	12	定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月1回	12	4		12	交換月は1回除く
			定期点検(定期点検)	屋外	1ヶ月1回	12	4		12	交換月は除く
			定期点検(灯器交換)	屋外	6ヶ月1回	12	4		12	
			定期点検(整備作業)	屋内	6ヶ月1回	12	1	12		
			定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月1回	15	4		15	交換月は1回除く
	LU1-81D	15	定期点検(定期点検)	屋外	1ヶ月1回	15	4		15	交換月は1回除く
			定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月1回	15	4		15	交換月は1回除く
			定期点検(灯器交換)	屋外	1年1回	15	4		15	交換月は1回除く
			定期点検(整備作業)	屋内	1年1回	15	1	15		
			定期点検(定期点検)	屋外	1ヶ月1回	7	2	7		
保護板	T-7/R-1	2	定期点検	屋外	1ヶ月1回	322	4		322	
			定期点検	屋外	1ヶ月1回	2	4		2	
			定期点検	屋外	1ヶ月1回	2	2		2	
			定期点検	屋外	1ヶ月1回	5	4		5	
			定期点検	屋外	1ヶ月1回	1	2		1	
	T-7/R-3	1	定期点検	屋外	1ヶ月1回	62	4		62	
			定期点検	屋外	1ヶ月1回	2	2		2	
			定期点検	屋外	1ヶ月1回	115	4		115	
			定期点検	屋外	1ヶ月1回	2	2		2	
			定期点検	屋外	1ヶ月1回	70	4		70	
中間待機位置灯	T-7/R-4	2	定期点検	屋外	1ヶ月1回	23	4		23	
			定期点検	屋外	1ヶ月1回	1	2		1	
			定期点検	屋外	1ヶ月1回	54	4		54	
	T-7/R-5	2	定期点検	屋外	1ヶ月1回	70	4		70	
			定期点検	屋外	1ヶ月1回	23	4		23	
			定期点検	屋外	1ヶ月1回	1	2		1	
			定期点検	屋外	1ヶ月1回	54	4		54	
高速離脱誘導路表示灯	T-7/R-8	22	定期点検	屋外	1ヶ月1回	22	4		22	

対象施設一覧表

施設名	型式	設置数	種別	点検周期	対象数	区分	監視員無	監視員有	夜間作業	監視員有 4	備考
							監視員1	監視員2	監視員3		
誘導案内灯	T-7VR-9	45	定期点検	屋外	1ヶ月1回	45	4				45
誘導案内灯	T-7VR-10	28	定期点検	屋外	1ヶ月1回	28	4				28
誘導案内灯	T-7VR-13	2	定期点検	屋外	1ヶ月1回	2	4				2
誘導案内灯	T-7VR-14	2	定期点検	屋外	1ヶ月1回	2	4				2
可変表示型誘導案内灯	VMS	44	定期点検	屋外	3ヶ月1回	44	4				44
ゴムトランク	接続部点検	719	定期点検	屋外	3ヶ月1回	719	2				
ゴムトランク	接続部点検	10,807	定期点検	屋外	3ヶ月1回	10,807	4				10,807
ゴムトランク	2次側漏洩電流測定	222	定期点検	屋外	3ヶ月1回	222	2				222
ゴムトランク	2次側漏洩電流測定	9,086	定期点検(交換)	屋外	3ヶ月1回	9,086	4				9,086
ゴムトランク	点灯ユニット	974	定期点検(交換)	屋外	1年1回	974	4				974
ゴムトランク	点灯ユニット	20	定期点検	屋外	3ヶ月1回	20	4				20
ゴムトランク	ゴムトランク収納箱	577	定期点検	屋外	6ヶ月1回	577	2				
ゴムトランク	ゴムトランク収納箱	8,836	定期点検	屋外	6ヶ月1回	8,836	4				8,836
航空障害灯	OM-3A	43	定期点検	屋外	3ヶ月1回	43	1				
航空障害灯	OM-3A	70	定期点検	屋外	3ヶ月1回	70	4				70
航空障害灯	OM-3B	2	定期点検	屋外	3ヶ月1回	2	1				2
航空障害灯	OM-3C	2	定期点検	屋外	3ヶ月1回	2	1				2
航空障害灯	OM-3C(浮島)	1	定期点検	場外	1年1回	1	1				
航空障害灯	OM-7LB	1	定期点検	屋外	3ヶ月1回	1	1				
A34航路標識灯	OM-3A	1	定期点検	屋外	3ヶ月1回	1	1				
水路灯	太陽光B型	4	定期点検	屋外	3ヶ月1回	4	1				4
水路灯	商用B型	14	定期点検	屋外	3ヶ月1回	14	1				14
水路灯	ZL-L-S120-Y1	10	定期点検	屋外	3ヶ月1回	10	1				10
橋下看板灯		40	定期点検	屋外	3ヶ月1回	40	1				40
エプロン照明灯	ナトリウム	367	定期点検	屋外	3ヶ月1回	367	1				367
エプロン照明灯	ナトリウム	12	定期点検	屋外	3ヶ月1回	12	1				12
エプロン照明灯	メタルハライド	3	定期点検	屋外	3ヶ月1回	3	1				3
エプロン照明灯	メタルハライド	360	定期点検	屋外	3ヶ月1回	360	1				360
エプロン照明灯	エプロン照明灯用	122	定期点検	屋外	3ヶ月1回	122	1				122
エプロン照明灯	スポット番号表示灯	47	定期点検	屋外	3ヶ月1回	47	2				47
機械位置指示灯	SM型	47	定期点検	屋外	3ヶ月1回	47	2				47
街路灯		1,034	定期点検	屋外	適宜	1,034	1				
街路灯		477	定期点検	屋外	適宜	477	3				477
トンネル内照明		1,321	定期点検	屋外	適宜	1,321	1				
トンネル内標識灯		6	定期点検	屋外	適宜	6	1				6
フリンカーライト		40	定期点検	屋外	適宜	40	1				40
場周地下道照明		110	定期点検	屋外	適宜	110	1				110
内蔵トンネル照明		180	定期点検	屋外	適宜	180	1				180
指向信号灯	PSL	4	定期点検	屋内	1ヶ月1回	4	1				
定電流調整器・変圧器	140	定期点検	屋内	1年1回	140	1					140
定電流調整器・変圧器	110	定期点検	屋内	1年1回	110	3					110
直流電源盤	40	定期点検	屋内	1年1回	40	1					40
屋外キュービクル	335	定期点検	屋外	1年1回	335	1					335
屋外キュービクル	22AGL_16RALBLBN	26	定期点検	場外	6ヶ月1回	26	1				26

直流電源装置含む

対象施設一覧表

施設名	型式	設置数	種別	点検周期	対象数	監視員有		監視員無	夜間作業	備考
						監視員無	監視員有			
屋外キュービクル	34L切換盤	1	定期点検	屋外 屋内	1年1回 1年1回	1	3			
受配電設備		618	定期点検	屋外 屋内	1年1回 6ヶ月1回	618	1	618		
受配電設備	F'・東共溝B	6	定期点検	屋外 屋内	1年1回 1年1回	6	1	6		
受配電設備	第2庁舎(3F)CCR-CCIT室	4	定期点検	屋内・外 屋内	1年1回 1年1回	4	3			4
保護继電器		1,959	定期点検	屋内・外 屋内	1年1回 1年1回	1,959	1	1,959		
保護继電器	第2庁舎(3F)CCR-CCIT室	4	定期点検	屋内 屋内	1年1回 1年1回	4	3			4
排水ポンプ	共同溝	15	定期点検	屋内	6ヶ月1回	15	1	15		
蛍光灯	共同溝	424	定期点検	屋内	6ヶ月1回	424	1	424		
集水杯	共同溝	7	定期点検	屋内	6ヶ月1回	7	1	7		
絶縁用防護具		206	定期点検	屋内	6ヶ月1回	206	1	206		

## 航空灯火電気施設保守要領

平成 25 年 8 月

## 1、作業者の実施区分

点検を実施する上で、本文中の作業区分の○印は全て電工が行う作業、●印は専門業者等が行う作業とする。

航空灯火電気施設保守要領					
設備名	周期	保 寺 項 目	点検実施区分		
			日常点検	定期点検	臨時点検
1.受変電機器関係		変電室関係は高圧充電部分があるため、取扱いには十分注意すること。 作業に着手する場合には遮断器を開放し停電を確認し作業中の標識を付して実施すること。			
(1)配電盤 ①共通	月1回	(a) 扉の開閉の良否及び施錠の有無を点検すること。 (b) 汚損、損傷、変形、亀裂、塗装の剥離及び錆の有無を点検すること。 (c) ポルトの緩みの有無を点検すること。 (d) 雨水浸入、ほこり等の堆積状態を点検すること。 (e) 標識の汚損及び取付状態を点検すること。	○	○	
	年1回	(a) 絶縁抵抗測定 (b) 接地抵抗測定		○	○
②盤外観	年1回	(a) 配電盤の据付状態、損傷、錆、腐食、変色等の有無を点検すること。 (b) 盤内への漏水又は痕跡、小動物が侵入するおそれのある開口部の有無を点検すること。 (c) 点検扉の開閉の良否及び施錠の有無を点検すること。 (d) 操作レバー・ボタン、切替スイッチ等の機器破損及び機器取付状況の良否を点検すること。		○	○
③盤内部(機器は除く。)	年1回	(a) 内部床上、機器仕切り板等の清掃を行うこと。 (b) 母線、支持碍子類、絶縁隔壁板等の損傷、過熱、錆、変形、汚損、変色等の有無を点検すること。 (c) 機器取付及び配線接続状況の良否を点検すること。 (d) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (e) 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (f) 配線符号(マークキャップ、端子番号等)の損傷及び脱落の有無を点検すること。 (g) 盤内照明の点灯、換気扇の作動の良否を点検すること。		○	○
(2)計器用変成器	週1回 (サイト施設は月1回)	(a) 汚損、損傷、亀裂、過熱、変色、漏油等の有無を点検すること。 (b) 接続部の変色の有無を点検すること。 (c) 接地線の外れ、断線等の有無を点検すること。	○	○	
	年1回	(a) 機器外面の損傷、過熱、錆、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検すること。 (b) 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検すること。 (c) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (d) 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (e) 電線貫通型の変流器は、貫通部の亀裂、変色等の有無を点検すること。 (f) 電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無を点検すること。また、予備ヒューズの確認を行うこと。 (g) 変成器二次巻線と大地間の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認すること。		○	○

設備名	周期	保 守 項 目	点検実施区分		
			日常点検	定期点検	臨時点検
(3)指示計器、表示操作類	日常 (サイト施設は月1回)	(a) 各計器の表示値の適否を点検すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	月1回	(a) 配電盤等の信号灯、表示灯類をランプチェックで確認すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	年1回	(a) 機器外面の損傷、過熱、錆、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検すること。 (b) 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検すること。 (c) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (d) 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (e) 各指示計器の零点調整を行うこと。また、正常に機能していることを確認すること。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(4)保護継電器	年1回	(a) 機器外面の損傷、過熱、錆、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検すること。 (b) 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検すること。 (c) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (d) 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (e) 動作電圧、電流、時間特性を測定し、継電器動作による引外し又は警報機の回路が完全に動作するか試験すること。また、責任分界点等の重要な点は地絡方向継電器動作特性試験を実施すること。		<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
(5)断路器、負荷開閉器	年1回	(a) 機器外面の損傷、過熱、錆、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検すること。 (b) 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検すること。 (c) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (d) 接触部の損耗、荒れ等の有無を点検すること。 (e) 開閉器入・切操作を行い、その良否を点検すること。 (f) 操作機構部の損傷、変形、錆等の有無を点検すること。 (g) 電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無を点検すること。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(6)変圧器 ①共通	日常 (サイト施設は月1回)	(a) 温度の適否を温度計の指示値により確認し、異常な高温となっている場合は、負荷電流の状態を確認すること。 (b) 音響、異臭、異常振動等の有無を点検すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	週1回	(a) 防塵フィルター脱落の有無、盤内圧力扇の作動を確認すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	3ヶ月 1回	(a) 変圧器表面温度測定 ※ 放射温度計により、温度測定を行うこと。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

設備名	周期	保 守 項 目	点検実施区分		
			日 常 点 檢	定 期 点 檢	臨 時 点 檢
②モールド 変圧器	年1回	(a) モールドコイル(内・外)表面の汚損、損傷、変形、変色、ヨークコア発錆の有無を注意深く確認すること。 (b) 機器本体の取付及び配線接続状態の良否を点検すること。 (c) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (d) ダイヤル温度計の損傷(パッキン導管)の有無及び指示値の良否を確認すること。 (e) タップ切換器の破損、変色等の有無を点検すること。 (f) 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認すること。 (g) 卷線の過熱変色及びヨークコア鉄板の飛び出し等の異常の有無を点検すること。	○	○	○
③油入変圧器	年1回	(a) 機器本体の取付及び配線接続状態の良否を点検すること。 (b) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (c) ダイヤル温度計の損傷(パッキン導管)の有無及び指示値の良否を確認すること。 (d) タップ切換器の破損、変色等の有無を点検すること。 (e) 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認すること。 (f) 油面計により、油量の良否を確認すること。	○	○	○
(7)進相コンデンサー、直列リアクトル	日常 (サイト施設は月1回)	(a) 异音、異臭、変形、ふくらみ等の有無を点検すること。	○	○	○
	年1回	(a) 機器外面の損傷、過熱、錆、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検すること。 (b) 本体の取付状態及び配線接続状態の良否を点検すること。 (c) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (d) 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認すること。	○	○	○
(8)交流遮断器 ①共通	日常 (サイト施設は月1回)	(a) 异音、異臭、異常振動等の有無を点検すること。	○	○	○
	年1回	(a) 機器外面の損傷、過熱、錆、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検すること。 (b) 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。また、引出形にあっては、接続操作の円滑性及び導体接触部の勘合の良否を点検すること。 (c) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (d) 遮断器の開閉表示及び開閉動作の良否を点検すること。 (e) 制御回路の断線及び端子接続部の緩み等の有無を点検すること。 (f) 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認すること。	○	○	○
②油遮断器	年1回	(a) 油量が適切であることを確認すること。	○	○	
(9)避雷器	年1回	(a) 機器外面の汚損、損傷、過熱、錆、腐食、変形、変色、異音等の有無を点検すること。 (b) 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検すること。 (c) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (d) ギヤップのある避雷器の場合は、絶縁抵抗測定を行うこと。	○	○	○

設備名	周期	保 守 項 目	点検実施区分		
			日 常 点 檢	定 期 点 檢	臨 時 点 檢
(10)蓄電池	週1回 (サイト施設 は月1回)	(a) 蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検すること。 (b) 蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることを確認すること。 (c) 蓄電池の総出力電圧を確認すること。	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
	年1回	(a) 全セルについて電槽、ふた、各種栓体、パッキン等に変形、損傷、亀裂及び漏液の有無を点検すること。なお、触媒栓シール形蓄電池は、触媒栓の交換時期を確認すること。また、据置蓄電池(制御弁式)は、蓄電池の交換時期を確認すること。 (b) 封口部のはがれ、亀裂等の有無を点検すること。 (c) 全セルについて、電圧、電解液量を確認する。また、減液警報用電極の断線、腐食、変形等の有無を点検すること。 (d) 架台及び外箱の変形、損傷、腐食等の有無を点検すること。 (e) 据置鉛蓄電池は全セルの浮動充電中の電解液比重及び温度測定(アルカリ型、制御弁式及び小形シール鉛蓄電池は電解液比重測定を除く。)を行い、その良否を確認すること。 (f) 上記項目のセル電圧、電解液比重の点検結果が不良と判定された場合、均等充電が実施されていることを確認し、実施されていない場合は点検終了後に均等充電を行うこと。	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
(11)整流装置	日常 (サイト施設 は月1回)	(a) 表示灯類の点灯状態を点検すること。	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
	週1回 (サイト施設 は月1回)	(a) 操作、切替スイッチ等の状態を点検すること。	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
	年1回	(a) 外箱の外観、計器、表示灯、スイッチ等の変形、損傷、汚れ、腐食等の有無を点検すること。 (b) 各部品の汚損、損傷、温度上昇、加熱、変色、異音、異臭等の有無を点検すること。 (c) 次の値を測定し、その良否を確認すること。 ・交流入力電圧 ・トリクル充電電圧又は浮動充電電圧 ・均等充電電圧 ・負荷電圧 ・出力電流及び負荷電流(盤面計器による。) (d) 手動により浮動及び均等充電への切替え動作の確認を行うこと。 (e) 開閉器及び遮断器の変形、損傷等の有無を点検する。また、入力出力負荷、警報等の状況によるON, OFF状態を確認すること。	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>

設備名	周期	保 守 項 目	点検実施区分		
			日 常 点 檢	定 期 点 檢	臨 時 点 檢
(12)定電流調整装置 CCR本体、出力装置、CCT本体	日常	(a) 温度上昇、音響、異臭、異常振動等、電流値(接地指示計の指示値を含む。)及び絶縁抵抗値を確認すること。 (b) ケーブル接続部の接続状態を確認すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		(a) 接地警報器の動作確認(試験スイッチによる指示確認)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		(a) 機器取付状態の確認 (b) 端子部、コネクター、基板の接続及び取付状態の確認 (c) ドアスイッチの作動の良否を点検すること。 (d) 光度選択スイッチの作動の良否を点検すること。 (e) 光度選択リレーの作動の良否を点検すること。 (f) 入力切替機能の確認 ア. CAT-II / III空港 自動切替動作の確認(片系電源OFF時に自動切替動作、両系電源同時ON時に不定状態とならないことを確認) イ. CAT-I 空港 手動切替動作の確認(電源系統選択時、正常に切り替わることを確認) (g) 全般的清掃、塗装 (h) コンデンサーの油漏れ点検 (i) 変圧器及びリアクトルの点検 乾式の場合には、コイル鉄心等の外部清掃 (j) 制御用電源回路の点検 (k) CCR出力制御量の点検(電流値の調整) (l) 絶縁抵抗測定		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	3ヶ月 1回				
2.制御機器・監視装置関係					
(1)停止線灯システム 航空機検知センサー	日常	(a) 支柱の取付状態の確認	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	月1回	(a) 実際に車両を走行させ、正常に検知するかを確認すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(2)進入路指示灯 遠隔制御装置 子機	月1回	(a) 塗装状況、扉、ハンドルの開閉状況、部品の取付状況に異常がないか確認を行い清掃すること。 (b) 操作場所を遠方から直接に切り替え、接続されている各灯火等の動作確認を行うこと。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3.電線路 (航空灯火施設は別途規定)					
(1)架空電線路	年1回	(a) ケーブル被覆の損傷の有無 (b) 他の電柱、支線、造営物、煙突等との接触の有無 (c) 腕木、碍子等の破損の有無 (d) 木柱の腐朽、傾斜等の有無 (e) 混線の有無、緩み過ぎの有無等 暴風雨襲来季節には特別に巡視点検を行うこと。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	年1回	(a) 絶縁抵抗の測定 (b) 漏洩電流の測定		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	適宜	(a) ケーブル絶縁診断(絶縁抵抗が劣化傾向の場合)		<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
(2)地中電線路	年1回	(a) 立上り鉄管並びに取付金具等の破損の有無 (b) ダクト、マンホールの点検、清掃及び外観構造上の破損等を点検すること。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	年1回	(a) 絶縁抵抗の測定 (b) 漏洩電流の測定		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	適宜	(a) ケーブル絶縁診断(絶縁抵抗が劣化傾向の場合)		<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>

設備名	周期	保 守 項 目	点検実施区分		
			日 常 点 檢	定 期 点 檢	臨 時 点 檢
4.灯火施設関係		航空灯火施設はレンズ又は反射鏡を使用した光学的機器であるため、光度の低下する原因としては、光源の動程による光束の減少及び塵埃や煤煙で器具が汚れることによる減光が影響している。その性能を維持するためには光源の保守と器具の清掃に留意することが必要である。			
(1)航空灯台 飛行場灯台 進入灯台	日常	<p>航空灯台、飛行場灯台、進入灯台に使用されている灯器はFX-7S-80K、E-5、回転式、NB-2である。</p> <p>(a) 点灯状況、レンズ、フィルタに異常はないか確認すること。            (b) 正常に回転しているかどうか確認すること。            (c) 断芯標示灯が点灯した場合には速やかに電球を交換すること。</p>		○	○
	月1回	<p>(a) 光源位置の点検、灯体、レンズ、フィルタの清掃 レンズは柔らかい布等で、内部から静かに拭くこと。 アクリル製のフィルタはシリコン布で軽く拭くこと。</p> <p>(b) 回転室の点検手入及び注油 回転室は電動機の温度上昇、回転音、減速室の油漏れ、集電環の汚損、刷子の摩耗等に注意し点検手入清掃注油すること。</p> <p>(c) 電球交換器の点検手入 電球及びソケットの点検、電球交換器、接点の点検手入及び清掃を行うこと。</p> <p>(d) 配電盤の点検 電圧計の指示、電線接続端子、ヒューズ接続の緩み等点検すること。</p> <p>(e) その他鉄塔、避雷針、断芯標示灯、接地線等を点検すること。</p>		○	○
	年1回	<p>(a) 絶縁抵抗の測定            (b) 接地抵抗の測定            (c) 発錆状態確認(必要に応じて塗装補修)</p>		○	○
(2)地上型標識灯 ①誘導路灯及び 誘導案内灯		M-1型、T-2型、T-7型及びELO型の各種が、誘導路灯及び誘導案内灯として設置されている。			
	毎日	<p>(a) 点灯状況、灯器の損傷、汚損、水平向き等の点検を行い、電球の断芯、変色しているもの、灯器類及び附属品の破損しているものは交換すること。</p> <p>(b) 定電流回路に使用する電球は断芯後再びフィラメントが融着する場合があるが、この時は光度が著しく低下しているから注意深く点検して取り換えること。</p> <p>(c) 日常巡回できない場合には、定格寿命換算により、全数交換することが望ましい。</p>		○	○
	月1回 (現場)	<p>(a) 灯火の点灯状況、灯体の状態点検、灯器の汚損及び損傷を点検し、灯器の汚損及び損傷しているものは清掃又は交換すること。</p> <p>(b) 灯器の水平、向き、仰角を確認し、必要な応じ水準器等により点検調整すること。</p>		○	○
	月1回 (現場) (LED光源のものを除く。)	<p>(a) 灯器の点検手入 灯器を取り外し、電球、ソケット、リード線、レンズ、フィルター等に異状はないか点検し中性洗剤、刷毛、綿布等にて清掃すること。</p> <p>(b) 灯体の塗装が褪色、剥落したり発錆があったときは錆落しをして、指定色のラッカー等で塗装すること。</p>		○	○

設備名	周期	保 守 項 目	点検実施区分		
			日 常 点 檢	定 期 点 檢	臨 時 点 檢
①誘導路灯及び 誘導案内灯 以外		VMS、EHU型、EHB型、EMU型、H-10型及び EHG型の各種が、進入灯、進入路指示灯、滑走路灯、 滑走路末端灯、滑走路末端補助灯、過走帯灯、 停止線灯及び滑走路警戒灯として設置されている。			
	毎日	(a) 点灯状況、灯器の損傷、汚損、水平向き等の点検を行い、電球の断芯、変色しているもの、灯器類及び附属品の破損しているものは交換すること。 (b) 定電流回路に使用する電球は断芯後再びフィラメントが融着する場合があるが、この時は光度が著しく低下しているから注意深く点検して取り換えること。 (c) 日常巡回できない場合には、定格寿命換算により、全数交換することが望ましい。	○	○	
	月1回 (現場)	(a) 灯火の点灯状況、灯体の状態点検、灯器の汚損及び損傷を点検し、灯器の汚損及び損傷しているものは清掃又は交換すること。 (b) 灯器の水平、向き、仰角を確認し、必要の応じ水準器等により点検調整すること。		○	○
	月1回 (現場) 整備作業所で作業しない場合	(a) 灯器の点検手入 灯器を取り外し、電球、ソケット、リード線、レンズ、フィルター等に異状はないか点検し中性洗剤、刷毛、綿布等にて清掃すること。 (b) 灯体の塗装が褪色、剥落したり発錆があったときは錆落しをして、指定色のラッカー等で塗装すること。		○	○
	6ヶ月 1回 整備作業所で作業する場合	(a) 灯器の交換 上部灯器を取り外し、下部灯体の状態点検及び清掃、絶縁抵抗測定を実施すること。 灯器の水平、向き、仰角を水準器等により点検調整すること。 (b) 整備作業所精密点検 上部灯体部品の整備点検及び清掃、配光測定、灯体の塗装等を実施すること。		○	○

設備名	周期	保 守 項 目	点検実施区分		
			日 常 点 檢	定 期 点 檢	臨 時 点 檢
(3)埋込型標識灯	毎日 週2回 ～ 月1回 月1回 3ヶ月 1回 別置型LED 点灯ユニット の場合 6ヶ月 1回 ～ 2ヶ月 1回 F型及びL型 (LED光源 のものを除 く。)の場合 年1回 LED光源の L型の場合 6ヶ月 1回	T-5型、IL型、FLU型、FLB型、FMU型、FMB型、FHU型、FHB型、LU1型、LB1型の各種が、進入灯、滑走路灯、滑走路末端灯、滑走路末端補助灯、滑走路中心線灯、接地帯灯、過走帯灯、誘導路灯、誘導路中心線灯、停止線灯、中間待機位置灯及び滑走路離脱位置表示灯として設置されている。			
		(a) 点灯状況、灯器の損傷、汚損の点検を行い、電球の断芯したものは交換すること。	○	○	
		(a)埋込灯器清掃車両を使用して、レンズ清掃を行い機能を確保すること。		○	○
		(a) 灯火の点灯状況、灯体の状態点検(灯器周辺の舗装状況を含む。)、灯器の汚損・損傷を点検し、灯器の汚損・損傷しているものは清掃・交換すること。 (b)トルクレンチ、レンチにより所定のトルクで締め付けられているかを確認し、緩みがある場合には増締めを行うこと。		○	○
		(a) LED点灯ユニットの取付状況の点検を行うこと。		○	○
		(a) 灯器の点検手入 灯体を地上に引き上げ、電球、ソケット、リード線、レンズ、フィルター、反射鏡等に異状はないか、特に灯体の発鎔に注意し内部に漏水のある場合には排水し、中性洗剤、刷毛、綿布等にて清掃すること。 (b) 灯体部品の状態点検・清掃、絶縁抵抗測定、配光測定、灯体の塗装等を実施すること。		○	○
		(a) 灯器の点検手入 灯体を地上に引き上げ、LED発光部、リード線、レンズ等に異状はないか点検し、中性洗剤、刷毛、綿布等にて清掃すること。 (b) 灯体部品の状態点検・清掃、絶縁抵抗測定、配光測定等を実施すること。		○	○
		(a) 配光測定 C滑走路の滑走路中心線灯及び接地帯灯は、配光測定車両を使用した配光測定をすること。		○	
		風向灯に使用されている灯器の型式は1型及び2型である。			
(4)風向灯	毎日 月1回	(a) 点灯状況及び吹流しの指示状況を確認し、電球の断芯したものは交換すること。	○	○	
		(a) 灯器の点検手入 支柱を倒し、吹流し、照明灯及び障害灯を点検し、中性洗剤、刷毛、綿布等にて清掃すること。 (b) 吹流しの汚損及びベアリングの回転具合を点検し注油を行うこと。吹流しの汚損の甚だしいものは交換すること。 (c) 灯体及び円形帯の塗装が褪色又は剥落しているときは指定色のラッカー等で塗装しておくこと。		○	○

設備名	周期	保 守 項 目	点検実施区分		
			日 常 点 檢	定 期 点 檢	臨 時 点 檢
(5)航空障害灯	毎日	(a) 航空障害灯は高所又は遠隔に設置されているので点灯状況を監視すること。直接監視出来ない箇所は別に責任者を定めて報告せること。	○		○
	3ヶ月 1回 (場外)	設置箇所が高所のため足場に注意して作業すること。 (a) 灯器の点検手入 電球、ソケット、リード線、レンズ、フィルター等を点検し、灯器は中性洗剤、刷毛、綿布等にて清掃すること。電球は、断芯に至らなくても黒化したものの及び3ヶ月を経過したものは交換すること。			
	1年1回 (場内)	(b) 点滅器、配電箱、制御盤等の点検手入 点滅器の動作を点検し、接点は特に焼損していないか注意すること。必要な箇所に注油すること。 (c) その他昇降用梯子、腕木、配線等の損傷はないか点検すること。 (d) 塗装の褪色、剥落している箇所には指定色のラッカー等で塗装しておくこと。		○	○
(6)エプロン照明灯	日常	(a) 点灯状態を点検すること。	○	○	
	6ヶ月 1回	(a) 灯器の点検手入 電球、ソケット、リード線、反射鏡等を点検し、清掃すること。電球断芯に至らなくても黒化したものは交換すること。 (b) 配電箱又は安定器収納箱及び内部機器の点検手入 (c) 昇降用梯子、腕木、配線等の損傷はないか点検すること。 (d) 塗装の褪色、剥落している箇所は指定色のラッカー等で塗装しておくこと。なお、前面硝子の緊定具に防錆のためグリースを塗布すること。 (e) 灯器を指定された向きに調整すること。		○	○
(7)昇降装置	適宜	(a) ポール基部(モーター周辺の雨水の浸入確認) (b) 昇降動作確認		○	○
(8)旋回灯	日常	(a) 点灯状態を確認すること。	○	○	
	月1回	(a) 灯器の点検手入 電球、ソケット、リード線、反射鏡等を点検し、清掃すること。電球断芯に至らなくても黒化したものは交換すること。 (b) 配電箱の点検手入 (c) 塗装の褪色、剥落している箇所は指定色のラッカー等で塗装しておくこと。なお、前面硝子の緊定具に防錆のためグリースを塗布すること。 (d) 灯器を指定された向きに調整すること。		○	○
(9)閃光放電灯		キセノン閃光管を使用した閃光装置については高電圧の充電部分があるため、取扱いには特に注意し、別途機器附属取扱説明書を十分に参照のこと。			
	日常	(a) 点灯状況、灯器の損傷、汚損、水平向き等の点検を行い、電球の断芯、灯器類及び附属品の破損しているものは交換すること。	○	○	
	月1回	(a) 灯火の点灯状況、灯体の状態点検、灯器の汚損・損傷を点検し、灯器の汚損・損傷しているものは清掃・交換すること。 (b) 灯器の水平・向き・仰角を水準器等により点検調整すること。 点検の際は扉を開けてから30秒以上経過してから閃光管の左上ピンを接地して、コンデンサーの放電を確かめてから取りかかること。 (c) 前面ガラス、内外面及び反射鏡の清掃。反射鏡は鹿皮又は柔らかい綿布にて清拭すること。 (d) 安全スイッチの動作を点検すること。 (e) 回路の主要点の電圧をチェックすること。		○	○

設備名	周期	保 守 項 目	点検実施区分		
			日 常 点 檢	定 期 点 檢	臨 時 点 檢
(10)進入角指示灯		進入角指示灯の点検調整方法の細部については、取扱説明書によって実施すること。なお技術標準進入角指示灯(PAPI)も参照のこと。			
①灯器	日常	(a) 点灯状況、レンズ、フィルターの汚れ、草等による光柱への障害及び灯体の取付状態の異常の有無並びに灯器を前面・真横から見通して傾いていないか点検する。断芯交換、レンズ清掃、障害物の除去等は直ちに行い、灯体取付状態の異常、傾き等が認められた場合には精密点検を実施すること。	○	○	
		(a) レベルの測定・調整 灯光が正しく投射されているかどうか確認するため、滑走路上の基準点(滑走路縁)レベル、進入角指示灯のアングル上面(4カ所／基)、基準点レベル(2カ所)及び仰角点検台(2カ所／基)のレベルを測定し、必要のある場合はレベル調整すること。 (b) 傾斜角度の測定・調整 進入角指示灯の各灯器の光学ユニットの傾斜角度を測定し、必要のある場合は調整すること。 (c) 灯器の点検、手入れ清掃 ア. 電球、反射鏡、レンズ、フィルタ等に異状がないかを点検し、付着した塵埃油等を鹿皮及び綿布で静かに清掃すること。 イ. 灯底の水抜孔に塵埃が溜らないように清掃すること。 ウ. 灯体の塗装の褪色が著しいときには、指定色のラッカーにて塗装すること。		○	○
		(a) 整備作業所で行う精密点検 ア. 灯体を取り外し、電球、ソケット、リード線、レンズ、フィルター、反射鏡に異状がないか点検すること。 イ. 光学カセットを交換し、その場合は灯器と仰角点検とのレベルチェックを行うこと。 ウ. 灯体部品の状態点検、清掃、絶縁抵抗測定、配光測定等を実施すること。		○	○
②監視装置 ア.受光器	月1回	(a) 受光器の点検 受光器に塵埃や湿気の浸入がないか点検し、必要のある場合は清掃及び浸入防止対策を施す。また、取付部品に変色等の異常がないか点検すること。		○	○
	2ヶ月1回	(b)電圧調整 光学カセット交換時に、オフセット電圧を調整すること。			
イ.端末装置	2ヶ月1回	(a) 内部一般点検 端末装置内に塵埃や湿気の浸入がないか点検し、必要がある場合は清掃及び浸入防止対策を施す。また、取付部品に変色等の異常がないか点検すること。		○	○

設備名	周期	保 守 項 目	点検実施区分		
			日 常 点 檢	定 期 点 檢	臨 時 点 檢
(11)駐機位置指示灯		駐機位置指示灯は操作部、表示部、検出部等のシステムで構成されており点検整備については次の事項を行うこと。			
	日常	(a) 検出部の取付状態の確認 (b) 表示部の表示状態の確認 (c) 操作部の操作状態の確認	○		○
	月1回	(a) セルフチェック テスト釦により、表示部の表示確認を行うこと。 (b) 誘導動作確認(ウォーターテスト) メンテナンスマードにおいて、正常進入時における誘導動作確認及び停止位置の確認をすること。 また、左右指示の確認及び停止位置を超えた場合の動作確認を行うこと。 (c) 操作部、遠隔操作部の機能点検及び操作ケーブルの点検 操作部、遠隔操作部の緊急停止釦を押下し、動作確認を行うこと。 また、遠隔操作部のケーブル損傷の有無を確認し、ケーブルリールが自動巻戻しされることを確認すること。	○		○
	3ヶ月 1回	(a) 操作部、表示部全面ガラス、検出部窓の清掃 操作部、表示部全面ガラス、航空機検出部窓をウェス等により清掃し、LEDユニットの取付状態等の確認を行うこと。		○	○
(12)スポット番号表示灯	日常	(a) 点灯状況、灯器の損傷、汚損の点検を行い、断芯、変色したものは交換すること。	○		○
	3ヶ月 1回	(a) 灯体の清掃 (b) 発光部の清掃 (c) ソケット・リード線の手入れ (d) 中継ボックスの手入れ		○	○
(13)指向信号灯	月1回	(a) フィルター・前面ガラスの清掃 (b) 焦点調整 (c) 直流電源盤の点検		○	○
(14)可変表示型 誘導案内灯	日常	(a) 灯器の損傷、汚損、水平向き等の点検を行うこと。 (b) LEDユニット等に不具合が発生した場合は交換すること。	○		○
	月1回	(a) 灯火の点灯状況、灯体の状況点検、灯体の汚損及び損傷を点検し、灯器の汚損しているものは清掃すること。 (b) 保護パネル及び冷却装置フィルタは、中性洗剤、刷毛、綿布等にて清掃すること。 (c) 塗装の退色、剥落している箇所は指定色のラッカー等で塗装しておくこと。		○	○
(15)灯器用変圧器	3ヶ月 1回	(a) 変圧器点検手入 変圧器2次側の漏れ電流の測定をすること(地上型標識灯の灯器交換時及び埋込型標識灯で別置型LED点灯ユニットを接続している場合を除く。)。また、変圧器の接続部の点検及び変圧器の亀裂の有無の確認を行うこと。		○	○
	6ヶ月 1回	(b) 変圧器収納箱の清掃 蓋等は、必要のある場合には塗装すること。		○	○
	年1回	(c) 滑走路灯、滑走路中心線灯、滑走路末端灯、滑走路末端補助灯、過走帯灯の変圧器については、予備の変圧器と交換し引き揚げ、整備作業所にて絶縁測定その他の点検を行うこと。 ※ C REDL-2の変圧器は除く		○	○

設備名	周期	保 守 項 目	点検実施区分		
			日 常 点 檢	定 期 点 檢	臨 時 点 檢
(16)航空灯火施設用電線路	3ヶ月 1回	(a) ケーブルの絶縁抵抗は回路を一括して測定し、必要のある場合に適宜灯器用変圧器の接続箇所を開き区分して測定すること。		○	○
5.街路灯	週1回 電球断芯時	(a) 点灯状態を確認すること。 (a) 灯具部、取付部の点検・清掃 (b) 安定器収納部、照明灯柱の点検 (c) 塗装状況の点検補修 (d) 絶縁抵抗の測定	○	○	○
6.共同溝	日常 6ヶ月 1回	(a)ケーブルラックの変形、損傷、腐食等の有無の点検 (a) 排水泵の点検手入 (b) 蛍光灯の点検手入 (c) 換気設備の点検 (d) 連絡通報設備の点検 (e) 亀裂、漏水等の点検 (f) 共同溝内の清掃	○	○	○
7.絶縁用防護具	6ヶ月 1回	(a) 断路器操作用フック棒、検電器、ヘルメット等安全具の耐圧試験を行う。		●	

航空灯火の種類及び性能等

灯火名	灯器型式	性 能	光 源
地標航空灯台	F X - 7 S - 8 0 K	閃光回数 最大実効光度 100回／分 80,000cd以上	X7-A
飛行場灯台	回転式	閃光回数 実効光度(白) 20～30回／分 20,000cd以上 実効光度(緑) 3,000cd以上	JF100V500W/NAB
進入灯台	E - 5	閃光回数 最大実効光度 60±3回／分 308,000cd以上	SB100V500W
進入灯	EHU-31型	白色 20,000cd以上 赤色 5,000cd以上	JF6.6A200WV3
	FHU-31型	白色 20,000cd以上	JF6.6A275WSF3
	FHU-32型	赤色 5,000cd以上	JF6.6A275WSF3
	LU3-1型	白色 20,000cd以上	JFR6.6A105W3*3個
	LU3-2型	赤色 5,000cd以上	JFR6.6A105W3*3個
進入路指示灯	F X - 7 S - 7 0 K	閃光回数 最大実効光度 回／分 cd以上	X-7
	F X - 5	閃光回数 最大実効光度 回／分 cd以上	X-5
	F X - 3 S	閃光回数 最大実効光度 回／分 cd以上	X-3S-N
	N A F - 2 0 1	黄色 cd以上	NX-135
滑走路灯	EHB-35型	白色 10,000cd以上 黄色 4,000cd以上	JF6.6A150WV3
	FHB-36型	白色 10,000cd以上 黄色 4,000cd以上	JF6.6A100WSF3*2個
滑走路末端灯	EHB-34型	緑色 10,000cd以上 赤色 2,500cd以上	JF6.6A250WV3
	FHB-33/34型	緑色 10,000cd以上 赤色 2,500cd以上	JF6.6A150WSF3 JF6.6A200WSF3
滑走路末端補助灯	EHU-31型	緑色 10,000cd以上	JF6.6A200WV3
過走帶灯	EHU-38型	赤色 700cd以上	JF6.6A200WV3
	H-10型	赤色 700cd以上	JF6.6A200WP AF6.6A200W

滑走路中心線灯	FMB-37型	白色 赤色	5,000cd以上 750cd以上	JF6. 6A100WSF3*2個
	LB1-6型	白色 赤色	5,000cd以上 750cd以上	JFR6. 6A50WS3*2個
接地带灯	FMU-38型	白色	5,000cd以上	JF6. 6A100WSF3
	LU1-7型	白色	5,000cd以上	JFR6. 6A50WS3
誘導路燈	EL0-38型	青色	2cd以上	JF6. 6A30W
	M-1型	青色	2cd以上	JF6. 6A30WP AF6. 6A30W
	T-2型	青色	12cd以上	FL 20W
	EL0-38D型 EL0-38E型	青色	2cd以上	LED
	T-5型	青色		JF6. 6A60WV
誘導路中心線灯	FLU-9A型	綠色 黃色	50cd以上 50cd以上	JF6. 6A45WS
	FLB-9B型	綠色 黃色	50cd以上 50cd以上	JF6. 6A45WS
	FLB-9C型	綠色 黃色	50cd以上 50cd以上	JF6. 6A65WSF
	FLU-9DR型	綠色	50cd以上	JF6. 6A65WSF
	FLU-9DL型	綠色	50cd以上	JF6. 6A65WSF
	FLU-39S型	綠色 黃色	200cd以上 200cd以上	JF6. 6A65WSF3
	FLU-39W型	綠色 黃色	100cd以上 100cd以上	JF6. 6A65WSF3
	FLB-39S型	綠色 黃色	200cd以上 200cd以上	JF6. 6A65WSF3
	FLB-39W型	綠色 黃色	100cd以上 100cd以上	JF6. 6A65WSF3
	FMU-39S型	綠色	200cd以上	JF6. 6A45WS3
	FMU-39W型	綠色	100cd以上	JF6. 6A65WSF3
	FMB-39S型	綠色	200cd以上	JF6. 6A45WS3
	FMB-39W型	綠色	100cd以上	JF6. 6A65WSF3
	IL-1型	綠色 黃色	300cd以上 300cd以上	JF6. 6A45W

誘導路中心線灯	IL-2型	緑色 黄色	120cd以上 120cd以上	JF6. 6A65W
	LU1-81D型 LB1-81D型	緑色 黄色	50cd以上 50cd以上	LED LED
	LU1-82D型 LB1-82D型	緑色 黄色	50cd以上 50cd以上	LED LED
	LU1-91D型 LB1-91D型	緑色 黄色	200cd以上 200cd以上	LED
	LU1-92D型 LB1-92D型	緑色 黄色	100cd以上 100cd以上	LED
	高速離脱誘導路指示灯	LU1-6型	黄色	2,000cd以上
停止線灯	EMU-39W	赤色	100cd以上	JF6. 6A65WV3
	FMU-39SS型	赤色	200cd以上	JF6. 6A100WSF3
	FMU-39WS型	赤色	100cd以上	JF6. 6A100WSF3
滑走路警戒灯	EHG型	黄色 (明滅)	300cd以上	JF6. 6A150WV3
中間待機位置灯	LU1-81D型	黄色	50cd以上	LED
	LU1-82D型	黄色	50cd以上	LED
誘導案内灯	T-7V型	赤色 黄色 白色	30cd/m <sup>2</sup> 以上 150cd/m <sup>2</sup> 以上 300cd/m <sup>2</sup> 以上	FL 20W
禁止区域灯	ELO-38型	赤色	10cd以上	JF6. 6A60WV3
	M-1型	赤色	10cd以上	JF6. 6A60WP AF6. 6A60W
可変表示型誘導案内灯	VMS	赤色 黄色 白色	30cd/m <sup>2</sup> 以上 150cd/m <sup>2</sup> 以上 300cd/m <sup>2</sup> 以上	LED
風向灯	1型			100V200W
	2B	外照式 脆弱構造		100V200W
低光度航空障害灯	OM-3A型	赤色	30cd以上	100V100W
	OM-3B型	赤色	30cd以上	ネオン管
	OM-3C型	赤色	30cd以上	LED
	OM-7LB型	赤色	100cd以上	JD110V215W

## 灯火の光度比の標準設定値

① 5段階のTapを必要とする場合

Tap	光度比	電流値	電圧比	電力比
5	100%	6.6A	100%	100%
4	25%	5.2A	78.8%	62.1%
3	5%	4.1A	62.1%	38.6%
2	1%	3.4A	51.5%	26.5%
1	0.2%	2.8A	42.4%	18.0%

注 電圧比、電力比はそれぞれTap5のときの負荷の端子電圧及び負荷電力（定電流調整器の出力端子電圧及び電力）を100 %としたときTap4以下の場合の割合を示す。

② 4段階のTapを必要とする場合（中光度滑走路灯に限る。）

Tap	光度比	電流値	電圧比	電力比
4	100%	6.6A	100%	100%
3	30%	5.5A	83.3%	69.4%
2	10%	4.8A	72.7%	52.9%
1	4%	4.3A	65.2%	42.5%

注 電圧比、電力比はそれぞれTap4のときの負荷の端子電圧及び負荷電力（定電流調整器の出力端子電圧及び電力）を100 %としたときTap3以下の場合の割合を示す。

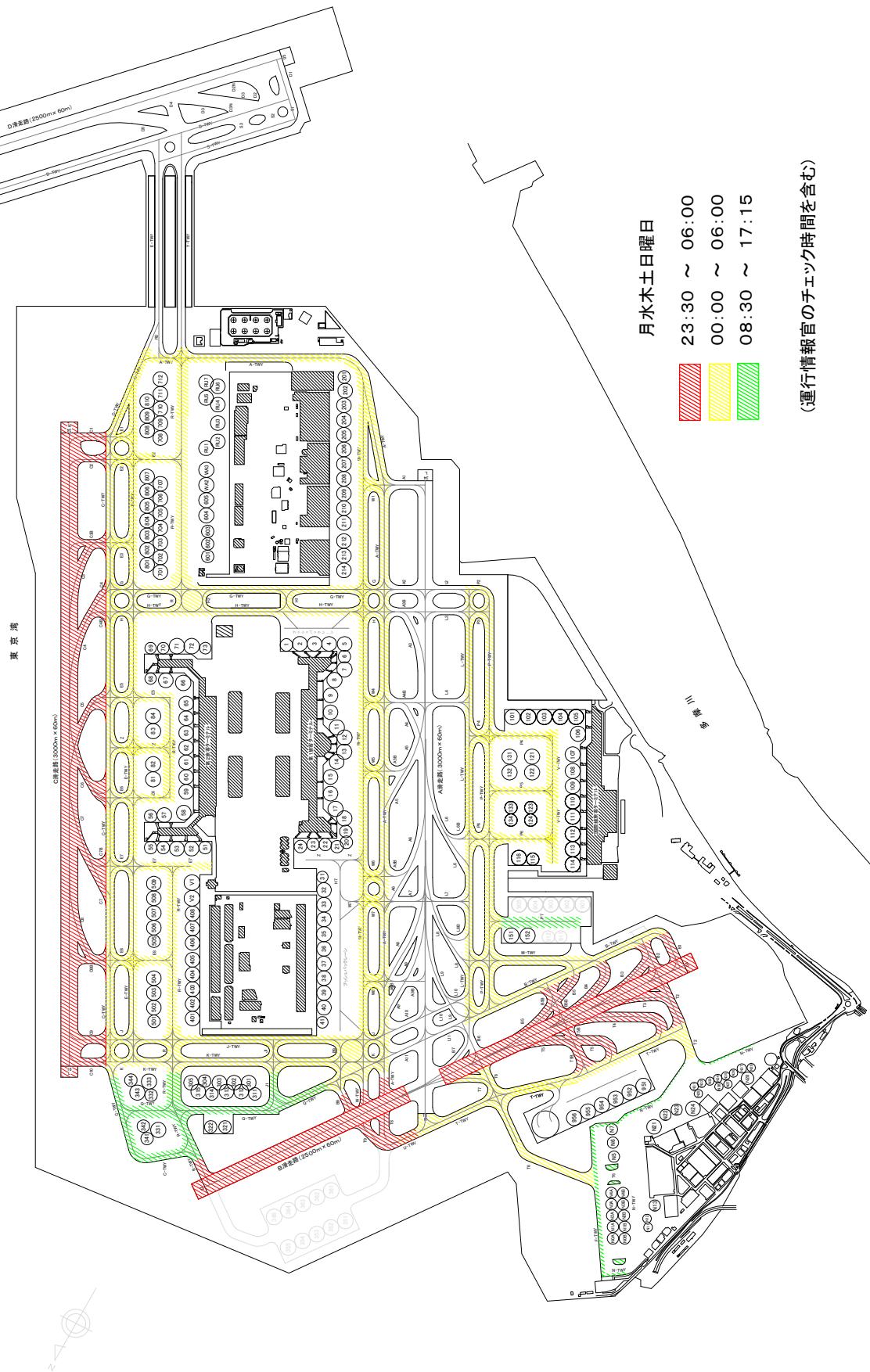
③ 低視程用誘導路中心線灯及び停止線灯用の場合

Tap	光度比	電流値	電圧比	電力比	備 考
5	100%	6.6A	100%	100%	
4	30～25%	5.5～5.2A	83.3～78.8%	69.4～62.1%	誘導路灯は25%の標準設定値を適用する。
3	10～5%	4.8～4.1A	72.7～62.1%	52.9～38.6%	低視程用ではない誘導路中心線灯は10%の標準設定値を適用する。

注 電圧比、電力比はそれぞれTap5のときの負荷の端子電圧及び負荷電力（定電流調整器の出力端子電圧及び電力）を100 %としたときTap4以下の場合の割合を示す。

## 作業時間帯及び制限区域内安全監視員の配置図

※下図に示す範囲で作業を行う場合は、制限区域内安全監視員を配置すること。



場外施設一覧

東京國際空港場外設施

名 称		所 在 地		灯柱高	規 格	數 量
浦安地標航空灯台		千葉県浦安市鉄鋼通り155-5		15m	FX-7S	3
青海地標航空灯台		東京都江東区青海2-54		34.9m	FX-7S	2
海沿たる地標航空灯台		千葉県木更津市島地先		屋上	FX-7-80K	1
No.1	中央防波堤	東京都江東区青海2丁目地先 中央防波堤内側埋立地内		15m	FX-7	10
	No.2 鉄鋼埠頭	東京都江東区明3丁目地先 10号地その1埋立地		30m	FX-7	2
No.3-1 フェリー埠頭	東京港江東区有明4丁目		30m	FX-7	2	
No.3-2 フェリー埠頭	東京港江東区有明4丁目		30m	FX-7	2	
No.4 水の広場	東京港江東区青海2丁目地先 中央防波堤内側埋立地内		30m	FX-7	6	
No.5 タイムカーブ	東京港江東区青海2-45 タイムニナリュール		30m	FX-7	2	
No.6-1 コンテナタミナル	東京都品川区八潮2丁目 (新) 東京港埠頭社敷地内		30m	FX-7	2	
No.6-2 コンテナ埠頭	東京都品川区八潮2丁目 稔立コンテナ埠頭公園		30m	FX-7	2	
No.6-3 コンテナ埠頭	東京都品川区八潮2丁目 稔立コンテナ埠頭公園		30m	FX-7	2	
No.7 葦海街道	東京都大田区東海5丁目 大井海賓上層綠道公園		30m	FX-7	8	
No.8-1 城南島	東京都大田区城南島2丁目 緑道公園		30m	FX-7	2	
No.8-2 城南島	東京都大田区城南島2丁目 緑道公園		25m	FX-7	2	
No.9-1 八潮田中地	東京都品川区八潮5丁目 八潮団地49号棟		屋上	FX-3S	1	
No.9-2 八潮团地	東京都品川区八潮5丁目 八潮団地43号棟		屋上	FX-3S	1	
BR/W 22 中央防波堤	東京都江東区青海2丁目地先 中央防波堤内側埋立地内		F/X-5(ルート-付) NAF-201	7 3		
A. R/W ALB-1(900m) 京浜島	東京都大田区京浜島2-22					
進入灯台 ALB-2(600m) 京浜島	東京都大田区京浜島 緑道公園内		18m	E-5	1	
浮島シャンクション外航空障害灯	神奈川県川崎市川崎区浮島町 新幹線高速道路浮島ジャンクション内		35m	OM-3C	1	

- 55 -

## 東京国際空港

### 航空灯火施設等自然災害対策処理要領

東京航空局 東京空港事務所  
管制保安部 航空灯火・電気技術官

# 東京国際空港

## 航空灯火施設等自然災害対策処理要領

### 目 次

1. 目 的 .....	1
2. 連絡体制 .....	1
3. 安全確保の優先 .....	1
4. 処理要領 .....	1
4-1 区 分 .....	1
4-2 地 震 .....	2
4-3 台風等 .....	3
4-4 大雨（出水・津波・高潮） .....	5
4-5 大 雪 .....	6
4-6 落 雷 .....	6
5. 勤務体制 .....	8
6. 記録及び報告 .....	8
附 則 .....	8
参考資料 .....	9
別添-1 災害対策実施記録 .....	11
別添-2 災害時チェックリスト .....	12

## 1. 目的

この要領は、「航空保安業務処理規程\_第7航空灯火電気施設業務処理規程（Ⅱ）管理基準 12 災害対策」に基づき、風水害・地震・落雷その他自然現象による東京国際空港の航空灯火電気施設（以下「航空灯火施設等」と言う。）に関する災害発生又は災害が予想される場合のマニュアルを定めるとともに、同規程「(Ⅲ) 運用基準 4 運用停止のための調整」に基づく航空灯火施設等に障害が懸念される場合の、運用停止等の判断基準を定めるものである。

## 2. 連絡体制

航空灯火施設等に災害が発生したとき又は災害発生のおそれのある場合は、「緊急連絡体制表」に基づく連絡及び必要に応じて応援要請を行うものとする。

## 3. 安全確保の優先

職員は自然現象に関する情報収集に努め、職員及び職員の指示を受けた作業員並びに工事等業者（以下「職員等」と言う。）と最新情報の共有を図り、被災防止に努めて安全を確保する。

台風、大雨等で事前対応が可能な場合は早めの措置を行い、地震、落雷等で事後対応の場合は自然現象の継続状況及び空港周囲での発生状況に注意を払い、二次災害の防止を含め、職員等の安全確保を最優先とする。

## 4. 処理要領

### 4-1 区 分

(1) 災害が発生又は予想される場合における航空灯火施設等の処理は、次のとおり区分する。

- ア. 地震
- イ. 台風等
- ウ. 大雨（出水・津波・高潮）
- エ. 大雪
- オ. 落雷

(2) 予想される災害の区分毎に以下に従い処理を行うとともに、その内容と時刻を記録する。「別添-1 災害対策実施記録」

- ア. 「別添-2 災害時チェックリスト」に従い巡回点検を行う。
- イ. 災害予防機材の準備を行う。
- ウ. 航空灯火施設等に災害が発生した場合、「緊急事案発生時における情報共有及び初動対応要領」（平成22年3月4日改正 東事総第482号）による報告を行うとともに、先任航空灯火・電気技術官に報告する。また、航空局航空灯火・電気技術室及び東京航空局航空灯火・電気技術課へ電話・メール又はFAX等により災害状況報告を行う。

エ. 復旧作業の計画を立て、災害の状況が治まるのを待って、速やかに復旧作業を行う。

#### 4-2 地震

地震が発生し、多機能型地震観測装置から得られる震度情報（地震計等の障害により得られない場合は、予報課もしくはTV等で得た情報）をもとに次の処置をする。ただし、震度による区分は目安であり震度にこだわらず適宜判断する。また、点検の結果異常が発見された場合は、運用に支障がない場合であっても、できるだけ早期に補修を行う。

大規模地震の発生が予想され、政府機関から警戒宣言が発せられた場合、維持工事等が実施されていれば、地震警戒宣言が発令された旨を伝え作業を中止し、安全な場所に避難するよう指示する。

※ 以下の震度は、気象庁発表による東京国際空港の震度とする。

##### (1) 震度3以下

あらゆる監視装置を利用し、航空灯火施設等に異常がないか確認する。異常を確認した場合は、震度4以降の作業を必要に応じ実施する。

##### (2) 震度4

ア. 前項による事項の他、下記による。

イ. 航空管制官に灯火の操作試験を依頼（又は了解を得て中央監視室操作卓で操作）し、点灯状態に異常がないか確認する。

ウ. 進入角指示灯（PAPI）

ア. PAPI監視装置による確認

###### ①異常があった場合

・ノータムBに該当する場合は、運用停止ノータムの発行依頼を行い消灯する。また、航空管制官、運航情報官と調整し可能な限り速やかに現場確認を行う。

###### ②異常がなかった場合

・運用を継続し、滑走路閉鎖時に現場確認を行う。

イ. 現場確認

①光学ユニットの設定角度、電球断芯、フィルターずれ、灯体のがたつき、灯体レベル、仰角の確認を行い異常がある場合は復旧に努める。

②上記ア. ①の場合で、監視装置の異常と判明した場合は運用を再開し、監視装置は滑走路閉鎖時に復旧作業を行う。

③基礎の周辺にひび割れや陥没等の異常を発見してから1週間は、毎日基礎周辺を観察する。また、状況によっては補修を検討する。

エ. エプロン照明灯、街路灯

ア. 灯具の落下、傾き等、異常がないか確認する。

オ. その他の灯火

- a. 場内外を巡回し、灯火施設に異常がないか確認する。なお、場外施設は、当該場所の震度により巡回を実施する。
- 力. 電源局舎・各電気室・各キュービクル・照明共同講
  - a. 各機器の異常の有無を点検する
    - ①機器の設置状態（位置ずれ、傾き、異音、異臭、破損）の有無
    - ②保護継電器の誤動作の有無
    - ③火災報知器の誤動作の有無
  - b. 壁、床、天井の亀裂など、異常がないか確認する。
  - c. 照明共同講は亀裂による入水が無いか点検する。
    - ①照明共同溝は I T V により地震（余震）の都度状況を確認すること。
    - ②巡回点検は余震による人的災害を避けるため、安全が確認できるまで実施しない。
- キ. 工項から力項に異常があった場合は、必要な処置を実施する。

### (3) 震度 5 弱以上

- ア. 前項による事項の他、下記による。
- イ. 誘導案内灯（V M S 含む。）
  - a. 滑走路または誘導路閉鎖時に、基礎・架台の傾斜や灯体のぐらつき等異常がないか確認する。
  - ウ. 飛行場灯台・進入灯（橋梁部含む。）・エプロン照明灯・スポット番号表示灯・駐機位置指示灯・風向灯・航空障害灯
    - a. 速やかに場周道路などを巡回し、各灯火の傾き・破損等がないか確認する。
  - エ. 街路灯・地下道照明灯
    - a. 速やかに巡回し、灯具の取り付け状況、灯柱の傾き等設置状況に異常がないか確認する。
  - オ. その他の施設
    - a. 場内外を巡回して、各種施設の基台、ハンドホール、マンホール等の傾き、ひび割れ、破損陥没、灯柱の倒壊、傾斜等異常がないか確認する。
  - カ. イ項からオ項に異常があった場合は、必要な処置を実施する。

### 4 - 3 台風等

- (1) 台風等の接近の予報が出た時は、その後の情報に注意し次の処置をする。（運用停止する場合はノータムの発行依頼を行う。）
  - ア. 第一段階
    - a. 台風等接近のため空港が閉鎖若しくは、定期便の就航が停止された時。
      - ①支障のない航空灯火を消灯する。
      - ②風速  $3.5 \text{ m/s}$  以上が予想される場合は、風向灯の吹き流しを外す。ただし、職員等が安全に作業できる場合に限る。
      - ③進入角指示灯（P A P I）の前面灯光窓を閉める。ただし、職員等が安全

に作業できる場合に限る。

イ. 第二段階

- a. 台風等の予報で空港周辺の風速が  $4.5 \text{ m/s}$  を越える懸念がある時。
  - ①風向灯のポールを二つ折りにする。ただし、職員等が安全に作業できる場合に限る。

(2) 台風等が通過した時は、航空管制官と調整の上、航空灯火を点灯し点灯状況に異常がないか確認する。また、場内を巡回してその他電気施設等に異常がないか点検する。

異常がある場合、運航への影響を検討し航空管制官、運航情報官に連絡するとともに必要な処置を行う。

ア. 風向灯

- a. 吹き流しを取り外していた場合又はポールを二つ折りにしていた場合は、元の状態に戻す。
- b. ねじ部にゆるみがないか点検する。

イ. 進入角指示灯

- a. 外観、点灯に特に異常がない時。
  - ①前面灯光窓を閉めていた場合は前面灯光窓開け、点灯を再開する。
  - ②PAPI監視装置により異常があるか確認する。
- b. 外観、点灯に異常がある時
  - ①運用停止ノータムの発行依頼を行うとともに、正常が確認できるまで消灯とする。
- c. PAPI監視装置により異常がある時
  - ①運用停止ノータムの発行依頼を行うとともに、正常が確認できるまで消灯とする。
  - ②光学ユニットの設定角度を傾斜計を用いて測定する。
  - ③電球断芯・フィルターずれがないか確認する。
  - ④灯体にがたつきがないか確認する。
  - ⑤PAPI前方に水溜まりがないか確認する。
  - ⑥正常が確認されたら運用を再開する。
  - ⑦監視装置の異常である場合は、滑走路閉鎖時に復旧作業を行う。

- d. 最大瞬間風速が  $4.5 \text{ m/s}$  を越えなかった時、周辺に出水がない時。

- ①PAPI監視装置により監視しながら運用を継続する。
- e. 瞬間最大風速が  $4.5 \text{ m/s}$  を越えた時、周辺に出水がある時、c②にて異常の時。
  - ①出来るだけ早い時期にレベルチェックを実施する。
  - ②夜間に色光角検視器による測定点検を行う。

ウ. 進入灯

- a. 軽量型灯柱及び地上型灯柱の設置状態を点検する。
- b. 灯器に異常がないか、特に光軸方向等の角度設定に狂いが発生していない

か目視にて確認する。

- c. 瞬間最大風速が  $60\text{ m/s}$  を越えた時は、できるだけ早い時期に水準器等で点検する。

オ. エプロン照明灯

- a. 灯柱は傾いていないか点検する。

- b. 灯器に異常がないか、ルーバー等脱落した部品は無いか点検する。

カ. 航空障害灯

- a. 取り付け状態に異常がないか地上から点検する。

キ. その他の灯火施設等

- a. 損傷や異常がないか早い時期に点検する。

(3) 台風等が逸れた場合は、その影響に応じて必要な点検を行い、異常がなければ元の状態に戻し、航空灯火の運用再開の措置をとる。

#### 4-4 大雨（出水・津波・高潮）

(1) 大雨の予報がある時

- ア. 浸水危険度マップを参考に事前準備を行う。
- イ. 電源局舎及びその他の電気室
  - a. 浸水の恐れがある時は、排水ポンプ、バケツ、土嚢、ビニルシート等を準備する。また、いざという時の応援を手配しておく。
  - b. 雨水の排水状態を確認し、屋根に水が溜まっているか、壁や天井のひび割れから浸水しないか確認しておく。
- ウ. 照明共同溝
  - a. 水中ポンプの動作確認。
  - b. 集水柵のごみや排水パイプのつまりがないことを確認する。
- エ. 屋外キュービクル基礎より上に水が溜まらないように措置すること。
- オ. 換気口からの浸水予防と確認。

(2) 大雨が降り出した時

- ア. 空港が閉鎖され、または定期便の就航が停止された時は、支障のない航空灯火を消灯する。
- イ. I T V で灯火（滑走路灯、誘導路灯等）に冠水が確認できたら、最高どの辺りまで冠水したか記録しておく。
- ウ. 進入角指示灯の前方に水が溜まりだした場合は、反射により灯火の見え方に影響するので、排水のための水きり処置を考慮する。
- エ. 照明共同溝内は、I T V により浸水等の異状がないことを確認し、入水箇所等があれば記録しておく。

(3) 電源局舎等に浸水し始めた時

- ア. すぐに応援を手配する。

- イ. 出入口、ケーブル引込口等に土嚢を積む。
- ウ. 排水ポンプ、バケツ等で排水する。
- エ. 万一やむなく機器が水没し始めたら、電源を切る。

#### (4) 大雨が降りやみ、水が引いた時

- ア. 電源局舎等に浸水した時は、後始末及び機器の点検をする。
- イ. 場内を巡回し、異常がないか点検する。
- ウ. 各航空灯火
  - a. 地上型灯器
    - ①冠水していたら、出来るだけ早く内部の分解・清掃を行い乾燥させること。
  - b. 埋込型灯器
    - ①点灯試験で不点のものや、外側からレンズ内に曇り、水滴の見えるものは交換する。
  - c. 閃光装置
    - ①扉を開け内部への浸水の有無を点検する。浸水していた時は、高圧回路（電源部）は特に入念に清掃し乾燥させること。
  - d. 進入角指示灯（P A P I）
    - 灯器や検視台の基台が長時間冠水した時（灯器を設置してからの年月、冠水の程度、冠水時間等を勘案して判断する。）
      - ①監視装置で異常があり、灯器本体に外見上特に異常がないと思われた時
        - ・傾斜計及び検視器を用い点検を行い、異常がなければそのまま運用する。
        - ・異常があれば速やかに調整を行い、正常になれば運用再開する。監視装置及び他の滑走路方向の灯火は夜間にレベル測定と仰角点検を行う。
        - ・調整が必要ならば「運用停止ノータム」事項の通報を行い、調整後「ノータム」の解除依頼を行う。
      - ②外観上異常がある時（例えば、色光角検視台が傾いている。基台の横がえぐられている、基台が傾いているなど）
        - ・「運用停止ノータム」事項の通報を行うとともに消灯する。
        - ・出来るだけ早く異常箇所を修復してからレベル測定及び仰角測定を行い、正確に調整後点灯を再開する。
        - ・基礎の周辺に陥没、亀裂等がある時は、その後の変化に注意すること。
  - e. 風向灯
    - ①円形帯に異常がないか点検すること。

#### 4-5 大 雪

東京国際空港航空灯火施設除雪作業計画による。

#### 4-6 落 雷

### (1) 雷情報の把握

- ア. 雷雲（積乱雲）の発生、雷注意報の発表、稲光又は雷鳴がある場合は、気象庁ホームページの雷ナウキャストにより、雷の動向を確認すること。活動度の意味は次のとおり。
  - a. 活動度1は「雷可能性あり」で、1時間以内に落雷の可能性がある。
  - b. 活動度2は「雷あり」で、稲光が見えたり雷鳴が聞こえる。又は、現在は発雷していないが、間もなく落雷する可能性が高くなっている。
  - c. 活動度3は「やや激しい雷」で、落雷がある。
  - d. 活動度4は「激しい雷」で、落雷が多数発生している。
- イ. 雷注意報や雷ナウキャストにおける活動度1～4が発表されていない地域でも雷雲が急発達して落雷が発生する場合があるので、天気の急変に留意すること。

### (2) 安全対策

- ア. 雷ナウキャストにおける活動度2～4が予測された場合は、落雷の危険が高くなっているので作業を中止又は中断し、建物の中など安全な場所へ速やかに避難すること。また、避難に時間がかかる場合は、雷注意報や活動度1が予測された段階から早めの対応をとること。
- イ. 監視室が雷情報を入手した場合は、職員等に情報伝達し速やかに避難行動を指示すること。
- ウ. 現場において稲光又は雷鳴を覚知した場合は、速やかに避難するとともに、監視室に連絡し情報共有を図ること。

### (3) 雷雲が空港周辺にあり危険な場合

- ア. 警報発報又は障害の発生は無いが、稲光、雷鳴等がある場合は屋外に出ないこと。職員等が屋外に出ていた場合は速やかに建物内又は車両内に退避又は退避を指示すること。
- イ. 落雷または誘導雷により監視制御装置に警報発報又は障害を確認した場合は、警報内容等を確認し以下の対応をする。
  - a. 目視確認をする場合は安全第一を旨とし、ITVを利用すると共に建物内から可能な範囲で目視確認する。
  - b. 航空灯火については、航空管制官に灯火の操作試験を依頼（又は了解を得て中央監視室操作卓で操作）し、点灯状態に異常がないか確認する。
  - c. 電力設備については、系統切替で正常側に回避出来る場合は関係者と調整の上、系統切替を実施する。
  - d. 監視制御装置のシステム障害の場合は、系統切替で正常側に回避出来る場合は関係者と調整の上、系統切替を実施する。
  - e. エプロン照明灯、街路灯などに落雷した場合は、遠隔点灯試験を行い点灯を確認する。
  - f. 保守電話等付帯施設の場合は、可能な範囲で障害内容の確認を行う。

- g. 屋内施設の現場確認（ただし、移動出来る場合に限る。）は速やかに行い、屋外施設の現場確認は落雷の危険がなくなってから行うこと。
- h. 関係者に障害状況を説明し情報共有を行うこと。また、障害によりノータム事項に該当する場合は、ノータムの発行依頼を行うこと。

（4）雷雲が空港周辺から通過し落雷の危険がなくなった場合

- ア. 雷注意報等が解除され安全が確認できたら、上記（3）イ. に加えて可能な限り速やかに現場確認を行い、障害内容を確認し復旧すること。

## 5. 勤務体制

（1）先任航空灯火・電気技術官は、交代勤務予定者の通勤困難を確認した場合は、自宅待機を命じるとともに当直者に勤務の継続を命ずるものとする。

（2）当直者は、交代勤務予定者が通勤困難のため交代時間になっても到着できない場合は勤務を継続する。その旨先任航空灯火・電気技術官に連絡し、指示を仰ぐものとする。

## 6. 記録及び報告

- （1）本要領により、災害対策を実施する場合は、「別添－1 災害対策実施記録」及び「別添－2 災害時チェックリスト」を利用し記録すること。
- （2）自然災害により被災したときは、所内関係者及び上局へ報告すること。なお、大型台風、地震等で注目度が高い場合は、被災しなかったときも適宜報告すること。

### 附 則（平成23年1月18日 東事灯電第112号）

1. この要領は、平成23年1月18日から適用する。
2. 「航空灯火施設等の地震時の処理要領」（東事電第126号 平成6年10月制定）、「航空灯火施設等の強風対策処理要領」（東事電第101号 平成5年11月制定）及び「東京国際空港航空灯火施設等自然災害対策処理要領（暫定）」は廃止する。



## 参考資料

### 1. 飛行場気象警報（東京航空地方気象台の発表基準による）

飛行場強風警報 (Aerodrome Gale Warning)	10分間平均風速 17.5m/s (34kt) 以上 24.7m/s (48kt) 未満
飛行場暴風警報 (Aerodrome Storm Warning)	10分間平均風速 48 kt 以上 ( <small>（ガバシ、熱帯低気圧による同32.9m/s (64kt) 以上を除く）</small> )
飛行場台風警報 (Aerodrome Typhoon Warning)	熱帯低気圧による 10分間平均風速 64 kt 以上
飛行場大雨警報 (Aerodrome Heavy Rain Warning)	40mm/1h以上、又は 70mm/3h 以上
飛行場大雪警報 (Aerodrome Heavy Snow Warning)	5cm/6h 以上

※ 風速 (m/s) は換算値である。( $1 \text{ kt} = 0.51444 \text{ m/s}$ )

### 2. 航空灯火耐風速性能

名 称	灯 仕 番 号	耐風速性能
W D I L	灯仕第90号改4	35m/s : 吹き流し付
	灯仕第278号	45m/s : 吹き流しなし
P A P I	灯仕第271号	45m/s
A L B	灯仕第288号改2	45m/s
A S I S	灯仕第274号改1	60m/s
T X G S	灯仕第272号改1	90m/s : 7型
	灯仕第263号改1	45m/s : 6型
軽量型進入灯柱	灯材仕第21号	60m/s

### 3. 飛行場気象瞬間最大風速情報入手方法

- 1) 東京航空気象台観測課 (TEL 5757-9687) に照会する。
- 2) 空港気象表示装置より入手する。

平成 年 月 日

## 災 害 対 策 実 施 記 録

## 1. 対策事項

(1) 飛行場警報（情報）発令（台風等の接近前）（運航停止後に限る）。

ア. P A P I の運用停止（ノータム N r. / \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_）

中央監視室にてOFFし灯光窓を閉める。

イ. W D I L の運用停止（ノータム N r. / \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_）

中央監視室にてOFFし吹き流しを取り外す。

ウ. 照明共同溝排水ポンプの点検 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

※1 灯火の運用停止時期は、暴風雨（強風・暴風雪）警報が発令される前又は暴風雨（強風・暴風雪）圏内に入る前（おおむね2時間前）とする。（情報収集の徹底）

※2 灯火の運用停止は、航空管制官・運航情報官と調整した上で、航空情報センターへノータム事項の通報を行う。

※3 灯火の運用停止を行ったら先任灯電官へ報告。 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

※4 東京航空局灯電課へ運用停止の報告。 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

(2) 飛行場警報（情報）解除（台風等が通過後）（運航再開前）

ア. P A P I の運用停止（ノータム N r. / \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_）

灯光窓を開き、中央監視室にてONする。

イ. W D I L の運用停止（ノータム N r. / \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_）

吹き流しを取り付け中央監視室にてONする。

ウ. 照明共同溝排水ポンプの点検 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

※1 灯火の運用再開時期は、暴風雨（強風・暴風雪）警報解除後運航再開までに実施するものとする。（情報収集の徹底）

※2 灯火の運用再開作業は、航空管制官、運航情報官へ作業開始の連絡後に実施する。また、航空灯火施設等の点検を災害時チェックリスト（別添－2）に従い行う。灯火の運用再開は、航空管制官・運航情報官へ連絡し、航空情報センターへノータム事項の通報を行う。

※3 灯火の運用再開を行ったら先任灯電官へ報告。 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

※4 東京航空局灯電課へ運用再開の報告。 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

## 災害時チェックリスト

災害種別 : 地震 ・ 台風等 ・ 大雨（出水・津波・高潮）・ 落雷 ・ 大雪

実施日時 : 平成 年 月 日 時 分

点検者名 :

1 / 5

施設名	災害区別点検					点検項目	異常の有無	所見
	地震	台風等	大雨	落雷	大雪			
航空灯火等 進入灯(サトドバレット含む) A・B・C・D R/W	○	○	○	○	○	灯火の点灯状況		
	○			○		灯柱・灯器の損傷		
	○	○				灯柱の傾き・基礎の損傷		
	○					灯器の水平・向き・仰角		
	○	○				進入灯橋梁		
	○	○				橋梁部の配管		
連鎖式閃光灯 A・B・C・D R/W	○	○	○	○	○	閃光状況		
	○			○		灯器の損傷		
	○					灯器の水平・向き・仰角		
	○	○				電源部の据置及び機能状態		
旋回灯 A・C R/W	○	○	○	○	○	灯火の点灯状況		
	○			○		灯器の損傷		
	○	○				基礎の損傷		
	○	○				灯器の水平・向き・仰角		
進入角指示灯 A・B・C・D R/W	○	○	○	○	○	灯火状況		
	○		○	○		灯器及び架台の損傷・水溜まり		
	○	○		○		灯器架台の傾き・基礎の損傷		
	○	○				灯器・仰角点検台のレベル		
	○	○				灯器の水平・向き・仰角		
	○	○	○	○	○	PAPI監視システムと監視状況		

施設名	災害区分別点検					点検項目	異常の有無	所見			
	地震	台風等	大雨	落雷	大雪						
滑走路灯、滑走路末端灯、滑走路末端補助灯、滑走路中心線灯、接地帯灯、過走帯灯、滑走路末端識別灯、誘導路灯、誘導路中心線灯、中間待機位置灯、誘導案内灯、滑走路警戒灯、停止線灯											
-----											
地上型灯器 A・B・C・D R/W	○	○	○	○	○	灯火の点灯状況					
	○			○	○	灯器の損傷					
	○					フィルターのズレ及び破損					
	○					灯器の水平・向き・仰角					
埋込み型灯器 A・B・C・D R/W	○	○	○	○	○	灯火の点灯状況					
	○			○	○	灯器の損傷					
	○		○			フィルターのズレ及び破損					
	○				○	灯器の向き・仰角					
風向灯 A・B・C・D R/W	○	○	○	○	○	灯火の点灯状況					
	○	○	○		○	吹き流しの回転状況					
	○	○		○		灯器支持枠・灯柱の損傷					
	○					吹き流しの損傷					
	○	○				基礎の状態					
スポット番号表示灯	○	○				灯器及び架台の損傷					
	○	○				配管の状況					
	○	○				灯柱の傾き・基礎の損傷					
駐機位置指示灯	○	○		○		監視装置による異常の有無確認					
	○	○				灯器及び架台の損傷					
	○	○				灯柱の傾き・基礎の損傷					
飛行場灯台 進入灯台(C R/W)	○	○	○	○	○	灯火の点灯状況					
	○	○	○	○	○	灯器の状態					
進入灯台(A R/W) 場外	○	○				灯器及び架台の損傷					
	○	○				灯器の水平・向き・仰角					
	○	○				灯器の回転状況					
	○	○				灯柱等の傾き・基礎の損傷					
	○	○	○	○	○	専用回線の異常の有無 (AR/W ALB)					
A G L	○	○	○	○	○	監視装置による異常の有無確認					
	○	○	○	○	○	専用回線の状況					
L B N 場外	○	○				灯器、灯柱等の損傷					

施設名	災害区別点検					点検項目	異常の有無	所見
	地震	台風等	大雨	落雷	大雪			
航空障害灯								
高光度航空障害灯	○	○	○	○	○	設置者による通報		
中光度航空障害灯	○	○	○	○	○	設置者による通報		
低光度航空障害灯	○	○	○	○	○	設置者による通報		
	○	○	○	○	○	灯火の点灯状態		
	○	○				灯器の損傷		
	○					フィルターの破損		
エプロン照明灯	○	○	○	○	○	点灯状態		
昇降式照明灯	○	○		○		灯器、灯柱の損傷		
	○	○				灯器の向き、設定角度		
	○			○		昇降装置、避雷針の損傷		
	○	○				灯柱の傾き・基礎の損傷		
街路灯	○	○	○	○	○	点灯状況		
	○	○		○		灯柱、灯具の損傷		
	○	○				灯柱の傾き・基礎の損傷		
	○	○				灯具部、取付部の状態		
トンネル照明	○	○	○	○	○	点灯状況		
プリンカーライト	○					灯具の損傷		

施設名	災害区別点検					点検項目	異常の有無	所見
	地震	台風等	大雨	落雷	大雪			
<b>受配電設備</b>								
受配電機器								
<b>変圧器類</b>	○		○	○		温度上昇・音響		
	○					外部本体・付属品取付部の緩み		
<b>饋電盤・配電盤</b>	○					据置状況		
	○					扉の開閉状態		
	○		○			計器類		
	○		○	○		異音・異臭・温度上昇		
	○			○		電圧・電流値		
	○			○		保護继電器の状態		
	○			○		遮断器・開閉器等の状態		
	○		○			ケーブルラック・ピット等		
<b>直流電源盤</b>	○					据置状況		
	○				○	故障表示		
	○				○	電圧・電流値		
	○					電解液の液面		
<b>屋外キュービクル</b>	○	○	○	○	○	外観構造及び据置状況		
	○				○	電圧・電流値		
		○	○			浸水状態		
	○			○		VCB・変圧器等の状態		
	○	○				扉・窓の損傷		
<b>定電流調整器等</b>	○				○	動作及び機能状態		
	○				○	異音・異臭・過熱		
	○				○	電圧値・電流値		
	○				○	保護装置の状態		
	○				○	制御用電源回路		
	○				○	CCR出力波形		
	○				○	アレスターの損傷等		
<b>電線路</b>								
<b>地中電線路</b>	○					立上り配管、取付金具の破損		
	○					屋内接続点の状態		
	○					マンホールの破損		
	○					ハンドホールの破損		

施設名	災害区別点検					点検項目	異常の有無	所見
	地震	台風等	大雨	落雷	大雪			
監視制御機器等	○			○		動作及び機能状態		
	○			○		表示部の機能及び運用状態		
	○					据置状況		
	○					筐体及び形象部		
	○			○		異音・異臭		
	○			○		端子部、コネクタ等取付状態		
	○			○		インターホンの通話テスト		
	○			○		ランプテスト機能		
	○			○		L C D 、キーボード、プリンタ		
	○			○		運用状態		
伝送装置	○			○		機器取付状態		
	○			○		配線、コネクタ接続状態		
	○			○		遠隔制御装置の動作状態		
	○			○		各モジュールの L E D 状態表示		
その他								
	○			○		外観、構造		
	○					扉、窓の損傷		
			○			浸水状態		
	○			○		構内電話通話テスト		
	○			○		アレスター等の損傷等		
	○		○			ケーブルラック・ピット等		
照明共同溝	○			○		蛍光灯、排水ポンプ		
	○	○	○	○		換気設備		
	○	○	○	○		防災設備（火災報知器等）		
	○	○	○			亀裂、浸水状態		
	○	○	○			ケーブルラック等の構造物		
	○	○	○			I T V の状態		

埋込灯器清掃車両及び配光測定車両貸与基準・取扱細則

平成 25 年 8 月

東京航空局 東京空港事務所  
管制保安部 航空灯火・電気技術官

# 埋込灯器清掃車両及び配光測定車両貸与基準

## (総則)

第1条 この基準は、東京空港事務所（以下「事務所」という）が埋込灯器清掃車両及び配光測定車両（以下「車両」という）を貸与する場合の諸手続、管理責任等について定めるものである。

## (貸与期間)

第2条 貸与期間は、仕様書に定める維持工事の対象期間と同一とする。

## (引渡し)

第3条 事務所は、別途様式で定める車両貸与願の提出をもって受注者に貸与するものとし、受注者は車両の性能、状態及び取扱い方法を熟知のうえ、その引渡しを受けなければならない。

## (取扱基準及び取扱責任者)

第4条 受注者は、作業現場等の使用、管理等に関する取扱責任者を定め、文書をもって職員にこれを提出するものとする。

## (管理責任)

第5条 受注者は、貸与期間中善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2. 受注者は、契約書等に定められた使用目的以外に車両を使用し、または転貸してはならない。
3. 受注者は、車両をみだりに改造し、または定められた使用場所以外の場所に搬出してはならない。ただし作業等に不都合を生じた場合の軽微な改造は、職員と協議して実施するものとする。
4. 受注者は、職員が車両の使用・管理等について指示したときは、ただちにその指示に従わなければならない。
5. 受注者の過失により車両等に異常が生じた場合、受注者の責任において修復しなければならない。

## (返納)

第6条 受注者は、貸与期間が終了したときは速やかに車両を返納しなければならない。

2. 返納にあたっては貸与前の正常な状態で職員立ち会いの上返納するものとし、別途様式で定める貸与車両返納通知書を提出しなければならない。

## (報告義務)

第7条 受注者は、車両に重大な故障または、事故により損傷が生じたときには、ただちに状況及び原因を職員に報告し、その処置については職員と協議するものとする。

## (返納命令)

第8条 受注者が貸与条件に違反したり、貸与することが不適当であると認められる行為及び契約等が解除された場合は車両を返納させることができる。

## (実施細目)

第9条 この基準に基づく車両の取扱、維持、保守点検及び報告等については、埋込灯器清掃車両及び配光測定車両取扱細則によるものとする。

## (基準に関する疑義)

第10条 この基準に関し疑義を生じた場合には、必要に応じて職員と協議するものとする。

## (規定外の事項)

第11条 この基準に定めのない事項については、必要に応じて職員と協議して定めるものとする。

# 埋込灯器清掃車両及び配光測定車両取扱細則

## (総則)

第1条 この細則は、埋込灯器清掃車両及び配光測定車両貸与基準第9条の規定によりその取扱、維持、保守点検及び報告等の詳細について定めるものである。

## (運転者)

第2条 車両の運転者（以下「運転者」という）は、道路交通法（以下「法令」という）に定められた資格を有する者、及び東京国際空港制限区域運転許可の資格を有する者でなければならぬ。

## (保管)

第3条 受注者は、車両を善良な管理の下に決められた場所に保管し適宜点検等を行うものとする。

## (運転上の注意)

第4条 運転者は、車両の運転にあたり常に危害防止に関し万全の注意を払うこと。

## (始業点検及び運行記録)

第5条 運転者は、車両の運行開始前において始業点検を行ないその結果とともに運行記録を様式3により定期的に職員に提出するものとする。

## (日常点検及び取扱注意事項)

第6条 受注者は、当該車両の特長及び性能を充分把握しその機能を正常に維持するようにこれを点検し、注意事項を遵守して取扱わなければならない。

## (給油に関する事項)

第7条 給油に関しては、受注者の管理において適宜補給を行うものとする。

## (給水に関する事項)

第8条 水使用にあたり工事用水使用申請書を空港長あて提出すること。

また、給水に関しては職員の指定する場所（無償）において受注者が補給するものとする。  
灯器の清掃にドライアイスを用いる車両においては、受注者の管理において適宜補給を行うものとする。

## (保険に関する事項)

第9条 受注者は当該車両に自動車賠償責任保険に準じて保険に加入すること。  
なお、これに係る一切の費用は受注者の負担とする。

貸与機材等に関する管理

平成 25 年 8 月

東京航空局 東京空港事務所  
管制保安部 航空灯火・電気技術官

## 1. 目的

この規則は、東京国際空港航空灯火施設維持工事（以下「維持工事」という）の実施にあたり、東京空港事務所（以下「事務所」という）所管の整備作業所、作業室（以下「作業室」という）及び作業室内設備等（以下「設備等」という）の使用に関する諸手続及び管理責任について定めるものである。

## 2. 使用期間

作業室及び設備等の使用期間は維持工事請負期間とする。

## 3. 使用許可

事務所は、維持工事起工日において受注者にその使用を認めるもので、請負契約成立時で自動的に許可したものとする。

## 4. 取扱い責任者

受注者は作業室及び設備等の使用及び管理に関する取扱い責任者を定め、書面をもって職員にこれを提出するものとする。

## 5. 管理責任

- ①受注者は使用期間中、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- ②受注者は作業室及び設備等を維持工事目的以外に使用したり、他人に使用させてはならない。
- ③受注者は作業室及び設備等を無断で改造してはならない。ただし、作業上不都合を生じた場合の軽微な改造は職員と協議して実施するものとする。
- ④受注者は職員が作業室及び設備等の使用及び管理等について指示したときは、直ちにその指示に従わなければならない。

## 6. 使用期間中の保守・管理

- ①受注者は日々の作業が終了した場合は、使用治具、工具、灯器、各部品等の整理整頓及び清掃等を行う。なお、設備等は、日常は目視点検を行い、定期的に点検整備を行うものとする。  
なお、点検時に異常を発見した場合は職員に報告すること。
- ②設備等に異常が発見され部品等の交換が必要な場合は事務所にて負担する。
- ③作業室及び設備等の稼働に必要な光熱水料等は事務所にて負担する。
- ④作業者の過失により作業室所及び設備等に異常が生じた場合、その原因により責任を負うこと。
- ⑤使用を許可する作業室、設備等及び消耗資材等は下記のとおりである。  
なお、消耗資材については、不足分及び消耗分は事務所にて負担する。

### 使用を許可する作業所及び設備、消耗材料等

- a ) 整備作業所作業室 . . . . . 一式
- b ) 乾式、湿式洗浄装置 . . . . . 一式
- c ) 乾燥、湿式漏洩試験器 . . . . . 一式
- d ) ボルト、ナット検査器 . . . . . 一式
- e ) 電球検査器 . . . . . 一式
- f ) 配光測定装置 . . . . . 一式
- g ) その他の備品・付属品 . . . . . 一式

## 7. 使用禁止

- ①受注者は維持工事完成日において、作業室及び設備等の使用を停止すること。
- ②受注者は作業室及び設備等が使用前同様、正常な状態であることを職員立会のもと確認すること。
- ③受注者は使用停止した作業室及び設備等に対し、職員が受注者の責に帰するものと判断し補修を指示した場合、その指示に従うこと。
- ④受注者は使用を停止した消耗材の在庫を一覧表をもって報告すること。

## 支給材料一覧

平成25年8月

東京空港事務所 管制保安部 航空灯火・電気技術官

管理番号	品 目	規 格	使用器材名	備 考
010101	電 球	AF 6.6A 30W	M-1 (B)	誘導路灯
010102	電 球	AF 6.6A 60W	M-1 (R)	禁止区域灯
010203	電 球	SB 100V 500W	E-5	進入灯台
010309	電 球	JF 6.6A 30WV3	EL0-38	誘導路灯
010310	電 球	JF 6.6A 65WV3	EMU-39	停止線灯
010312	電 球	JF 6.6A 150WV3	EHB-35, EHG	滑走路灯、滑走路警戒灯
010313	電 球	JF 6.6A 200WV3	EHU-31, 32	滑走路末端補助灯
010314	電 球	JF 6.6A 250WV3	EHB-34	滑走路末端灯
010301	電 球	JF 6.6A 45W	IL-1	誘導路中心線灯
010304	電 球	JF 6.6A 65W	IL-2	誘導路中心線灯
010302	電 球	JF 6.6A 45WS	FL-9A, 9B	誘導路中心線灯
010305	電 球	JF 6.6A 65WSF	FL-9C, 39DR, 39DL	誘導路中心線灯
010308	電 球	JF 6.6A 200WSF		
010315	電 球	JF 6.6A 45WS3	FMB-39S	誘導路中心線灯
010316	電 球	JF 6.6A 65WSF3	FMB-39W, FLB-39W, FLU-39S	誘導路中心線灯
010317	電 球	JF 6.6A 100WSF3	FHB-36, FMB-37, FMU-38, 39SS, 39WS	滑走路、滑走路中心線、接地帶、停止線灯
010318	電 球	JF 6.6A 150WSF3	FHB-33/34	滑走路末端灯
010319	電 球	JF 6.6A 200WSF3	FHB-33/34	滑走路末端灯
010320	電 球	JF 6.6A 275WSF3	FHU-31, 32	進入灯
010303	電 球	JF 6.6A 60WV	T-5, T-5改	誘導路灯
	電 球	JFR 6.6A 50WS3	L1	誘導路中心線灯
010401	電 球	JFR 6.6A 200W/P	PAPI	進入角指示灯
	電 球	12V 100W H2	PSL-3, 3B	指向信号灯
010321	電 球	JF 6.6A 200WP	H-10	過走帯灯
010601	電 球	JPD100V500W・T/G		
010322	電 球	JF100V500W/NAB	回転式飛行場灯台（日本光機製）	飛行場灯台
020102	放 電 管	X-3S-N	FX-3S	連鎖式閃光、進入路指示、滑走路末端識別灯
020103	放 電 管	X-5	FX-5	進入路指示灯
020104	放 電 管	X-7	FX-7, 7S	進入路指示灯、地標航空灯台
011002	電 球	TS-100RB	点滅表示灯	
011001	電 球	TS-70RB	点滅表示灯	
011101	電 球	TAI 110V 100W	OM-3A	航空障害灯
011102	電 球	TAI 110V 200W	I型、2B型風向灯	
011103	電 球	KR100V 85W E26	OM-3A	航空障害灯
	電 球	JD110V-215WNP-EFH	OM-7LB	航空障害灯
011201	電 球	MT150CE-W-2		
030101	螢 光 管	FL 10W		
030103	螢 光 管	FL 20WB	T-2	誘導路灯（出入口灯）
030201	螢 光 管	FLR 20WS	T-7, スポット番号表示灯	
030204	螢 光 管	FLR 110W EH W/A	道路案内標示板	
030203	螢 光 管	FLR 40WS	共同溝	
030102	螢 光 管	FL 20WSS	共同溝	
030202	螢 光 管	FLR 20S EX-D/M	T-7VR	誘導案内灯
030301	螢 光 管	FHF32EX-N-H	アクセストンネル螢光灯	
040201	メタルハイドランプ	MF 300 LJ/BH	街路灯	
040202	メタルハイドランプ	MF 400 LJ/BH	街路灯	
040204	メタルハイドランプ	MF 700 LJ/BH	街路灯	
040104	メタルハイドランプ	M 1000 LJ/BH		
040203	メタルハイドランプ	MF 700 B/BH-SC	街路灯	
40106	メタルハイドランプ	M250LJ/BH-SC	街路灯	
040101	メタルハイドランプ	M 400 LJ/BH	エプロン照明灯	
40301	メタルハイドランプ	MT1000B/BH-SC	エプロン照明灯	
040103	メタルハイドランプ	M 1000 L/BH-SC	エプロン照明灯	
040204	メタルハイドランプ	MF 700 L/BH-SC	エプロン照明灯	
050102	水銀ランプ	HF-200X	街路灯	
060101	ナトリウムランプ	NX-55	トンネル照明灯	
060102	ナトリウムランプ	NX-135	トンネル照明灯	
		NX-135	進入路指示灯	NAF201
060203	ナトリウムランプ	NH-220FL	街路灯	
060201	ナトリウムランプ	NH-110FL	街路灯	
060202	ナトリウムランプ	NH-180FL	街路灯	
060204	ナトリウムランプ	NH-250F	街路灯	
060205	ナトリウムランプ	NH-360L	街路灯	
060206	ナトリウムランプ	NH-360FL	街路灯	
060207	ナトリウムランプ	NH-660L		
060209	ナトリウムランプ	NH-700	街路灯	

管理番号	品 目	規 格	使用器材名	備 考
		NH-700	旋回灯	
060210	ナトリウムランプ	NH-940L	街路灯	
060208	ナトリウムランプ	NH-660FL	エプロン照明灯	
060301	ナトリウムランプ	NHT-110L		
060302	ナトリウムランプ	NHT-180L	トンネル照明灯	
060304	ナトリウムランプ	NHT-270L		
060303	ナトリウムランプ	NHT-220L		
060305	ナトリウムランプ	NHT-360L	トンネル照明灯	
060305	ナトリウムランプ	NHT-660L	エプロン照明灯	
		NHTD-400	エプロン照明灯	
090101	進入角指示灯	P型	P A P I	
070102	地上型標識灯	H-10(赤) プラグ式	過走帯灯	
070201	地上型標識灯	T-2(青) プラグ式	誘導路灯	
070301	地上型標識灯	M-1(青) プラグ式	誘導路灯	
070302	地上型標識灯	M-1(赤) プラグ式	禁止区域灯	
070801	地上型標識灯	ELO-38-30W(B)	誘導路灯	
070802	地上型標識灯	ELO-38(R)	禁止区域灯	
071001	地上型標識灯	EHU-31(W)	進入灯	
071002	地上型標識灯	EHU-31(R)	進入灯	
071003	地上型標識灯	EHU-31(G)	滑走路末端灯	
071004	地上型標識灯	EHU-32(G)		
071005	地上型標識灯	EHU-33(R)		
071006	地上型標識灯	EHU-38-100W(R)	禁止区域灯	
071007	地上型標識灯	EHU-38-200W(R)	過走帯灯	
071102	地上型標識灯	EHB-34(R/G)	滑走路末端灯	
071101	地上型標識灯	EHB-34(G/R)	滑走路末端灯	
071103	地上型標識灯	EHB-35(W/W)	滑走路灯	
071104	地上型標識灯	EHB-35(W/Y)	滑走路灯	
070701	地上型標識灯	EHG	滑走路警戒灯	
070901	地上型標識灯	EMU-39(R)	停止線灯	
071301	地上型標識灯	EHU-31(W)ユニット	進入灯	
071302	地上型標識灯	EHU-31(R)ユニット	進入灯	
071303	地上型標識灯	EHU-31(G)ユニット	滑走路末端補助灯	
071401	地上型標識灯	EHB-34(G/R)ユニット	滑走路末端灯	
071402	地上型標識灯	EHB-34(R/G)ユニット	滑走路末端灯	
071403	地上型標識灯	EHB-35(W/W)ユニット	滑走路灯	
071404	地上型標識灯	EHB-35(Y/W)ユニット	滑走路灯	
071405	地上型標識灯	EHB-35(W/Y)ユニット	滑走路灯	
071201	地上型標識灯	EMU-39(R)ユニット	停止線灯	
110102	閃光装置	FX-7 発光部(70K, 80K)	進入路指示灯	
110203	閃光装置	FX-7 電源部(80K)	地標航空灯台	
110201	閃光装置	FX-AV-02 電源部	連鎖式閃光灯	
110101	閃光装置	FX-AV発光部(AV-01, 3S-01)	連鎖式閃光灯, 滑走路末端識別灯	
110204	閃光装置	FX-3S-02 電源部	滑走路末端識別灯, 進入路指示灯	
110205	閃光装置	FX-3S-02T 電源部	滑走路末端識別灯, 進入路指示灯	
110301	閃光装置	FX-5	進入路指示灯	
110102	閃光装置	FX-7 発光部(70K, 80K)	進入路指示灯, 地標航空灯台	
120102	閃光装置シャーン	FX-3S-02Sシャーン	滑走路末端識別灯	
120103	閃光装置シャーン	FX-3S-02Tシャーン	滑走路末端識別灯	
120101	閃光装置シャーン	FX-AVシャーン	連鎖式閃光灯	
130101	埋込型標識灯	T-5型標識灯 (B)	誘導路灯	
130102	埋込型標識灯	T-5, T-5改共用(上部灯体A)	誘導路灯	
130103	埋込型標識灯	T-5(上部灯体B)	誘導路灯	
130104	埋込型標識灯	T-5(下部灯体)	誘導路灯	
130201	埋込型標識灯	IL-1(灯体)(W)	誘導路中心線灯	
130202	埋込型標識灯	IL-2(灯体)(W)	誘導路中心線灯	
130902	埋込型標識灯	FHU-31(W)(灯体) 1P	進入灯	
130904	埋込型標識灯	FHU-32(R)(灯体) 1P	進入灯	
131009	埋込型標識灯	FHB-36(W/W)(灯体) 1P	滑走路灯	
131010	埋込型標識灯	FHB-36(W/Y)(灯体) 1P	滑走路灯	
131011	埋込型標識灯	FHB-36(Y/W)(灯体) 1P	滑走路灯	
131007	埋込型標識灯	FHB-33/34(G/R)(灯体) 2P	滑走路末端灯	
131008	埋込型標識灯	FHB-34/33(R/G)(灯体) 2P	滑走路末端灯	
130803	埋込型標識灯	FMB-37(W/W)(灯体) 1P	滑走路中心線灯	

管理番号	品 目	規 格	使用器材名	備 考
130804	埋込型標識灯	FMB-37 (R/W) (灯体) 1P	滑走路中心線灯	
130701	埋込型標識灯	FMU-38 (W) (灯体) 1P	接地帶灯	
130806	埋込型標識灯	FMB-39S (Y/G) (灯体) 2P	誘導路中心線灯	
130805	埋込型標識灯	FMB-39S (G/G) (灯体) 2P	誘導路中心線灯	
130807	埋込型標識灯	FMB-39W (G/G) (灯体) 2P	誘導路中心線灯	
130808	埋込型標識灯	FMB-39W (Y/G) (灯体) 2P	誘導路中心線灯	
130809	埋込型標識灯	FMB-39W (G/Y) (灯体) 2P	誘導路中心線灯	
130702	埋込型標識灯	FMU-39SS(R) (灯体) 1P	停止線灯	
130703	埋込型標識灯	FMU-39WS(R) (灯体) 1P	停止線灯	
130507	埋込型標識灯	FLU-39S (G) 1P	誘導路中心線灯	
130508	埋込型標識灯	FLU-39S (Y) 1P	誘導路中心線灯	
130510	埋込型標識灯	FLU-39W (G) 1P	誘導路中心線灯	
130511	埋込型標識灯	FLU-39W (Y) 1P	誘導路中心線灯	
130609	埋込型標識灯	FLB-39S (G/G) 1P	誘導路中心線灯	
130612	埋込型標識灯	FLB-39W (G/G) 1P	誘導路中心線灯	
130613	埋込型標識灯	FLB-39W (Y/G) 1P	誘導路中心線灯	
130614	埋込型標識灯	FLB-39W (G/Y) 1P	誘導路中心線灯	
130610	埋込型標識灯	FLB-39S (Y/G) 1P	誘導路中心線灯	
130502	埋込型標識灯	FLU-9A (G) (灯体) 1P	誘導路中心線灯	
130503	埋込型標識灯	FLU-9A (Y) (灯体) 1P	誘導路中心線灯	
130602	埋込型標識灯	FLB-9B (G/G) (灯体) 1P	誘導路中心線灯	
130604	埋込型標識灯	FLB-9B (Y/G) (灯体) 1P	誘導路中心線灯	
130603	埋込型標識灯	FLB-9B (G/Y) (灯体) 1P	誘導路中心線灯	
130606	埋込型標識灯	FLB-9C (G/G) (灯体) 1P	誘導路中心線灯	
130608	埋込型標識灯	FLB-9C (Y/G) (灯体) 1P	誘導路中心線灯	
130607	埋込型標識灯	FLB-9C (G/Y) (灯体) 1P	誘導路中心線灯	
130504	埋込型標識灯	FLU-9DR(G) (灯体) 1P	誘導路中心線灯	
130505	埋込型標識灯	FLU-9DL(G) (灯体) 1P	誘導路中心線灯	
140501	灯体A	FHU	FH標識灯	
140601	灯体A	FHB	FH標識灯	
140401	灯体A	FMB	FM標識灯	
140301	灯体A	FMU	FM標識灯	
140104	灯体A	FLU-39S	FL標識灯	
140105	灯体A	FLU-39W	FL標識灯	
140203	灯体A	FLB-39S	FL標識灯	
140204	灯体A	FLB-39W	FL標識灯	
140101	灯体A	FLU-9A型	FL標識灯	
140102	灯体A	FLU-9DR型	FL標識灯	
140103	灯体A	FLU-9DL型	FL標識灯	
140201	灯体A	FLB-9B型	FL標識灯	
140202	灯体A	FLB-9C型	FL標識灯	
150501	灯体B	FH型共通	FH標識灯	
150401	灯体B	FM型共通	FM標識灯	
150201	灯体B	FLU-9A型	FL標識灯	
150301	灯体B	FLB-9B型	FL標識灯	
150302	灯体B	FLB-9C型, FLU-9DR型	FL標識灯	
150101	灯体B	FL-39	FL標識灯	
200904	光学ユニット	FHU-31	FHU-31	
200905	光学ユニット	FHU-32	FHU-32	
200906	光学ユニット	FHU-33	FHU-33	
200907	光学ユニット	FHU-34	FHU-34	
200908	光学ユニット	FHU-35	FHU-35	
201001	光学ユニット	FHB-36	FHB-36	
200701	光学ユニット	FMU-38, 38 II	FMU-38	
200702	光学ユニット	FMU-39SS	FMU-39SS	
200703	光学ユニット	FMU-39WS	FMU-39WS	
200801	光学ユニット	FMB-37, 37 II	FMB-37	
200802	光学ユニット	FMB-39S, 39S II	FMB-39S	
200803	光学ユニット	FMB-39W, 39W II	FMB-39W	
200402	光学ユニット	FLU-39S	FLU-39S	
200403	光学ユニット	FLU-39W	FLU-39W	
200501	光学ユニット	FLB-39S	FLB-39S	
200502	光学ユニット	FLB-39W	FLB-39W	
200401	光学ユニット	FL-9型	FLU-9A, 9DR, 9DL, FLB-9B, 9C	
200101	光学ユニット	ELO型共通	ELO-38	
200201	光学ユニット	EHU型共通	EHU-31, 32	
200302	光学ユニット	EHB-35	EHB-35	
200301	光学ユニット	EHB-34	EHB-34	

管理番号	品 目	規 格	使用器材名	備 考
210101	光学カセット	PAPI	PAPI	
220501	カバー部	FHB 1P	FH標識灯	
220502	カバー部	FHB 2P	FH標識灯	
220401	カバー部	FHU	FH標識灯	
220201	カバー部	FM 1P	FM標識灯	
220301	カバー部	FMB 1P	FM標識灯	
220302	カバー部	FMB 2P	FM標識灯	
220101	カバー部	FL	FL標識灯	
230104	フィルター	H-10 (R)	H-10	
230401	フィルター	EHU(R)	EHU-32	
230402	フィルター	EHU(G)	EHU-31	
230502	フィルター	EHB (G)	EHB-34	
230501	フィルター	EHB (R)	EHB-34	
230503	フィルター	EHB (Y)	EHB-35	
230601	フィルター	EHG (Y)	EHG	
230801	フィルター	IL-1 (G)	IL-1 (G)	
230802	フィルター	IL-2 (G)	IL-2 (G)	
230701	フィルター	T-5(B) (half)	T-5(B) (half)	
231301	フィルター	FH(G)干渉膜	FHB-3/4	
231302	フィルター	FH(R)干渉膜	FHB-3/4, 33/34	
231303	フィルター	FH(Y)干渉膜	FHB-36	
231305	フィルター	FH-R3干渉膜	FHU-32	
231304	フィルター	FH-G3干渉膜	FHB-33/34	
231201	フィルター	FM(R)干渉膜	FMB-37, FMU-39SS, 39WS	
231203	フィルター	FM(Y)干渉膜	FM-39	
231202	フィルター	FM(G)干渉膜	FM-39	
231101	フィルター	FL-9(G)干渉膜	FL9	
231102	フィルター	FL-9(Y)干渉膜	FL9	
231103	フィルター	FL-39(G)干渉膜	FL39	
231104	フィルター	FL-39(Y)干渉膜	FL39	
231401	フィルター	PAPI枠付	P A P I	
231402	フィルター	PAPI枠なし	P A P I	
240401	グローブ	T-2	T-2	
240201	グローブ	EHB型共通	EHB-34, 35	
240102	グローブ	EL0(B)	EL0-38	
250102	レンズ	H-10	H-10	
250201	レンズ	M-1(B)	M-1(B)	
250202	レンズ	M-1(R)	M-1(R)	
250401	レンズ	PAPIマウント付	P A P I	
250301	レンズ	EL0型共通	EL0-38	
260101	拡散レンズ	EMU	EMU	
260201	拡散レンズ	EHB	EHB-35	
260301	拡散レンズ	EHG	EHG	
270301	リングガラス	FH型共通	FH標識灯	
270201	リングガラス	FM型共通	FM標識灯	
270101	リングガラス	FL-9	FL9標識灯	
270102	リングガラス	FL-39	FL39標識灯	
280201	前面ガラス	EHU型共通	EHU-31, 32	
300301	反射鏡	T-5	T-5	
300401	反射鏡	IL-2	IL-2	
300101	反射鏡	EHU型共通	EHU-31, 32	
300201	反射鏡	EHB-34		
300202	反射鏡	EHB-35		
300102	反射鏡	EHU-38		

管理番号	品 目	規 格	使用器材名	備 考
310102	遮 光 板	H-10 (OR用)	H-10	
330401	バッキン	E型共通	E標識灯	
320101	前面バッキン	EHU型共通	EHU-31, 32	
330601	バッキン	T-5 G-85	T-5	
330602	バッキン	T-5 G-115	T-5	
330603	バッキン	T-5 G-175	T-5	
330604	バッキン	T-5 G-250	T-5	
330801	バッキン	IL-1	IL-1	
330802	バッキン	IL-2	IL-2	
330102	バッキン	H-10平	H-10	
330301	バッキン	M-1	M-1	
330501	バッキン	T-6	T-6	
370301	OリングカスケットA	FH型共通	FH標識灯	
370201	OリングカスケットA	FM型共通	FM標識灯	
370101	OリングカスケットA	FL型共通	FL標識灯	
380301	OリングカスケットB	FH型共通	FH標識灯	
380201	OリングカスケットB	FM型共通	FM標識灯	
380101	OリングカスケットB	FL型共通	FL標識灯	
390101	OリングカスケットC	FL型共通	FL標識灯	
400101	OリングカスケットD	FL型保護板用 A, C	FL標識灯	
400201	OリングカスケットD	FM型保護板用 A, C	FM標識灯	
400301	OリングカスケットD	FH型保護板用 A, C	FH標識灯	
360101	Oリングカスケット	FL-M	FL-M調整リング	
340301	カスケットA	FH型共通	FH標識灯	
340201	カスケットA	FM型共通	FM標識灯	
340101	カスケットA	FL-9型共通	FL9標識灯	
340102	カスケットA	FL 39	FL39標識灯	
350301	カスケットB	FH型共通	FH標識灯	
350201	カスケットB	FM型共通	FM標識灯	
350101	カスケットB	FL-9型共通	FL9標識灯	
350102	カスケットB	FL 39	FL39標識灯	
410401	ソケット	E型共通	E標識灯	
411001	ソケット	IL-1	IL-1	
411002	ソケット	IL-2(固定)	IL-2	
411003	ソケット	IL-2(可動)	IL-2	
410901	ソケット	T-5, T-5(改)	T-5	
410201	ソケット	T-2用		
411401	ソケット	P-28S (M-1, H-10, H-6)	M-1, H-10	
410101	ソケット	NX-135用	NX-135	
430101	放電管用ソケット	X-3-N	X-3-N	
430102	放電管用ソケット	X-3S-N	X-3S-N	
410801	ソケット	FX-5	FX-5	
411501	ソケット	K-101, 102 共通	K-101, 102	
411601	ソケット	I型風向灯用	I型風向灯用	
420101	電球ソケット	F型共通	F標識灯	
440201	締付バンド	M-1	M-1	
160101	灯体ヘッド	EHU型共通	EHU-31, 32	
440301	締付バンド	E型共通	E標識灯	
170101	下部台座	E型共通	E標識灯	
180101	調整台	E型共通	E標識灯	
280101	前面ガラス	EMU39	EMU-39	
290101	前面押え枠	EMU39	EMU-39	
450301	カバー締付リング	FH型共通	FH標識灯	
450201	カバー締付リング	FM型共通	FM標識灯	
450101	カバー締付リング	FL型共通	FL標識灯	
780101	支持金具	M-1	M-1	
790101	コーン	M-1	M-1	

管理番号	品 目	規 格	使用器材名	備 考
770101	フィルムカットアウト		I/F	
460201	電刷子	12.5*20.0*32小糸 E-5	E-5	
680201	革継手	E-5(小糸)	E-5	
490301	タイマー	FX-5用	FX-5	
490101	タイマー	閃光装置1型管制器FX-3タイマー付	FX-3S-T	
500102	電源変圧器	T-101D	FX-3	
480102	可折接手	C-2改	T-6	
480103	可折接手	C-3	M-1, T-2, H-10	
480201	可折接手	D-3	PAPI	
480301	可折接手	E-3		
510103	オイルコンデンサー	C-103	FX	
510101	オイルコンデンサー	C-101	FX	
510102	オイルコンデンサー	C-102	FX	
510201	オイルコンデンサー	C2 1.3μF/2500V	FX	
510301	オイルコンデンサー	C4 27μF/2500V	FX	
530101	高圧整流器	FX-5用	FX	
520101	高圧整流器アセンブリー	SWH-10	FX	
530201	高圧整流器	60QC15 FX-AV	FX	
620101	モニターリレー	K-101	FX	
630101	タイミングリレー	K-102	FX	
640101	高圧回路リレー	K-103	FX	
650101	ドアスイッチ回路リレー	K-104	FX	
640102	高圧回路リレー	K-106	FX	
660101	調光用リレー	MK-2P (DC100V)	FX	
660201	調光用リレー	HG2リレー		
500201	電源変圧器	T1 (AV)	FX	
500202	電源変圧器	T2 (AV)	FX	
670101	トリガー変圧器	T-102(イグニッションコイル)	FX	
670102	トリガー変圧器	T-102S(イグニッションコイル)	FX	
670201	トリガーアクション	FX-5 (ブレーキ式)	FX	
670103	トリガー変圧器	T-102SS(イグニッションコイル)	FX	
690101	コネクター	FX-5用	FX	
540101	ドアスイッチ	S-104	FX	
550101	抵抗基板アセンブリー	FX-3共通	FX	
560101	管制器基板	3型管制器用	FX	
570101	空芯チョークコイル	FX-3共通	FX	
580101	駆動ベルト	3型管制器用	FX	
590101	ボルテージセンサー	LG2-AB1 (200V)	E-5	
600101	リサージ	FX-5用 150W	FX	
610101	電源用保安器	A3P-200		
710101	吹流し	風向灯用	I型風向灯	
720101	シェード	風向灯用	I型風向灯	
750101	抵抗器	20Ω300W	FX	
750201	抵抗器	500Ω300W	FX	
810101	点滅装置	T-2 FL20WB 1灯用	T-2	
851201	安定器	HF-200X用	街路灯	
850901	安定器	NX-55用	街路灯	
850803	安定器	NHT-360L	街路灯	
850201	安定器	FLR-40W*1灯用 /200V	街路灯	
850301	安定器	FLR-40W*1灯用 /200V 防湿型	街路灯	
850401	安定器	FLR-110W/200V	街路灯	
850101	安定器	FLR-40W*1灯用 /100V	街路灯	
850801	安定器	NHT-180L用	街路灯	
851601	安定器	MF-400W/200V 2灯用		
850601	安定器	NH-180W/200V	街路灯	
850702	安定器	NH-220W/200V NH-220FL	街路灯	
850603	安定器	NH-270W/200V	街路灯	
850604	安定器	NH-360W/200V	街路灯	
851001	安定器	NX-135W/200V	街路灯	
850606	安定器	NH-700W/200V	街路灯	
850701	安定器	NH-110W/200V NH-110FL	街路灯	
850602	安定器	NH-250W/200V	街路灯	
851103	安定器	HG-300W/200V	街路灯	

管理番号	品 目	規 格	使用器材名	備 考
851104	安 定 器	HG-400W/200V	街路灯	
850605	安 定 器	NH-660W/200V	街路灯	
850802	安 定 器	NHT-220L用		
851105	安 定 器	HG-700W*1灯用/200V	街路灯	
851106	安 定 器	HG-700W*2灯用/200V	街路灯	
851107	安 定 器	HG-1000W/200V (10HL-2017HW)	街路灯	
851401	安 定 器	M1000-LJ/BH-SC用		
851302	安 定 器	M-1000W/200V L/J	街路灯	
851501	安 定 器	MF-700L用		
851502	安 定 器	MF-700B用		
851301	安 定 器	M-700WB/BH-SC	街路灯	
851801	安 定 器	MT-1000B/BH用	エプロン照明灯	
851901	安 定 器	MT-150CE-W-2用	街路灯	
852001	安 定 器	F H F -32W用	アクセストンネル蛍光灯	
870301	保 護 板 C	F H用		
870201	保 護 板 C	F M用		
870101	保 護 板 C	F L用		
880101	保 護 板 D	F L用		
880201	保 護 板 D	F M用		
880301	保 護 板 D	F H用		
900101	ケーブル	3KV PN1c-8sq		
900201	ケーブル	5KV PN1c-8sq		
900301	ケーブル	6kv CV22sq-3c		
910101	キャブ タイヤケーブル	600V 2PNCT 2c-3.5sq		
920101	ボーリアド外装電線	600V 1c-3.5sq		
930101	軟銅より線	A-5.5sq		
910101	キャブ タイヤケーブル	600V 2PNCT 2c-3.5sq		
960201	プラグ、レセップ	P-1A+P-2B 5KVPN1c-8sq 付		
960102	プラグ、レセップ	P-1B+P-2A 5KVPN1c-8sq 付		
960302	プラグ、レセップ	P-1A+P-1B 5KVPN1c-8sq 付		
960601	プラグ、レセップ	P-2A+P-2B 3KVPN1c-8sq 付		
960501	プラグ、レセップ	P-1A+P-2A 3KVPN1c-8sq 付		
960701	プラグ、レセップ	P-1A+P-1A 3KVPN1c-8sq 付		
990101	低压分岐接続材	コム絶縁変圧器 2個用		
990102	低压分岐接続材	コム絶縁変圧器 3個用		
970101	プラグ、リード線付	P-3A+600V2PNCT2c-1.25sq+0.5M 付		
970201	プラグ、リード線付	P-1A+5KVPN1c-8sq+0.5M 付		
970301	プラグ、リード線付	P-2A+3KVPN1c-8sq+0.5M 付		
970401	プラグ、リード線付	P-3A+600V2PNCT2c-3.5sq+0.5M 付		
980101	レセップ、リード線付	P-1B+5KVPN1c-8sq+0.5M 付		
980201	レセップ、リード線付	P-2B+3KVPN1c-8sq+0.5M 付		
980401	レセップ、リード線付	P-3C+600V2PNCT2c-3.5sq+0.5M 付		
970501	プラグ、リード線付	P-3 A E型標識灯用		
1000101	アダプター	3AE/3C		
1050105	コム絶縁変圧器	LT-500		
1050104	コム絶縁変圧器	LT-300		
1050103	コム絶縁変圧器	LT-200		
1050102	コム絶縁変圧器	LT-100		
1050101	コム絶縁変圧器	LT-60A		
1060101	調整リング	F L型		
1060202	調整リング	F MB		
1060302	調整リング	F HB		
	進入禁止表示灯	2文字型		
	埋込型標識灯	FMB-839SE III		
	埋込型標識灯	FMB-839WE III		
	埋込型標識灯	FMB-839SE		
	埋込型標識灯	FMB-839WE		
	上部灯体	FMB-839SE III用		
	上部灯体	FMB-839SE用		
	上部灯体	FMB-839WE用		
	LEDユニット	FMB-839SE III		
	LEDユニット	FMB-839WE III		
	LEDユニット	FMB-839SE		
	LEDユニット	FMB-839WE		
	Oリングガスケット	A-S		

管理番号	品 目	規 格	使用器材名	備 考
	Oリングガスケット	B-S		
	灯体カバー	F8E III-S-1A		
	灯体カバー	F8E III-W-1A		
	灯体カバー	F8E-S-1A		
	点灯ユニット	内蔵型二窓用		
	点灯ユニット	別置型用		
	端子	受電端子C		
	保護板	内蔵・別置型共通		
	埋込型標識灯	LU1-81D	誘導路中心線灯	LED
	埋込型標識灯	LU1-82D	誘導路中心線灯	LED
	埋込型標識灯	LU1-91D	誘導路中心線灯	LED
	埋込型標識灯	LU1-92D	誘導路中心線灯	LED
	埋込型標識灯	LB1-81D	誘導路中心線灯	LED
	埋込型標識灯	LB1-82D	誘導路中心線灯	LED
	埋込型標識灯	LB1-91D	誘導路中心線灯	LED
	埋込型標識灯	LB1-91DS	誘導路中心線灯	LED
	埋込型標識灯	LB1-92D	誘導路中心線灯	LED
	埋込型標識灯	LB1-92DS	誘導路中心線灯	LED
	標識灯	VDGS	駐機位置指示灯	
	上部灯体	LU1-81D	LU1標識灯	
	上部灯体	LU1-82D	LU1標識灯	
	上部灯体	LU1-91D	LU1標識灯	
	上部灯体	LU1-92D	LU1標識灯	
	上部灯体	LB1-81D	LB1標識灯	
	上部灯体	LB1-82D	LB1標識灯	
	上部灯体	LB1-91D	LB1標識灯	
	上部灯体	LB1-91DS	LB1標識灯	
	上部灯体	LB1-92D	LB1標識灯	
	上部灯体	LB1-92DS	LB1標識灯	
	LEDユニット(1SG)	LU1-81D, 82D, LB1-81D	L型標識灯	
	LEDユニット(1WG)	LB1-82D	L型標識灯	
	LEDユニット(1SY)	LU1-81D, 82D, LB1-81D	L型標識灯	
	LEDユニット(1WY)	LB1-82D	L型標識灯	
	LEDユニット(3SG)	LU1-91D, LB1-91D	L型標識灯	
	LEDユニット(3SY)	LU1-91D, LB1-92D	L型標識灯	
	LEDユニット(3SR)	LU1-91D	L型標識灯	
	LEDユニット(3WG)	LB1-92D	L型標識灯	
	LEDユニット(3WY)	LB1-92D	L型標識灯	
	LEDユニット(3UWG)	LU1-92D	L型標識灯	
	LEDユニット(3UWY)	LU1-92D	L型標識灯	
	LEDユニット(3UWR)	LU1-92D	L型標識灯	
	点灯ユニット	LU1-81D, 82D	L型標識灯	
	点灯ユニット	LB-81D	L型標識灯	
	点灯ユニット	LB-82D	L型標識灯	
	点灯ユニット	LU1-91D, 92D	L型標識灯	
	点灯ユニット	LB-91D	L型標識灯	
	点灯ユニット	LB-92D	L型標識灯	
	灯体カバー	L1共通	L型標識灯	
	Oリング内側	L1共通	L型標識灯	
	Oリング外側	L1共通	L型標識灯	
	地上型標識灯	ELO-38D(小糸工業製)	誘導路灯	LED
	地上型標識灯	ELO-38D(日本光機製)	誘導路灯	LED
	レンズ	ELO-38D(日本光機)	誘導路灯	
	Oリング	ELO-38D(日本光機)	誘導路灯	
	LED	ELO-38D(日本光機)	誘導路灯	
	上部筐体	ELO-38D(日本光機)	誘導路灯	
	点灯ユニット	ELO-38D(日本光機)	誘導路灯	
	下部灯体	ELO-38D(日本光機)	誘導路灯	
	蝶ねじ	ELO-38D(日本光機)	誘導路灯	※羽田仕様は下部灯体とセット
	リード線	ELO-38D(日本光機)	誘導路灯	
	LED	ELO-38D(小糸工業)	誘導路灯	
	プリズム	ELO-38D(小糸工業)	誘導路灯	
	バッキン	ELO-38D(小糸工業)	誘導路灯	

管理番号	品 目	規 格	使用器材名	備 考
	トランス	EL0-38D(小糸工業)	誘導路灯	
	取付台	EL0-38D(小糸工業)	誘導路灯	
	灯体	EL0-38D(小糸工業)	誘導路灯	
	点灯ユニット	EL0-38D(小糸工業)	誘導路灯	
	コネクタ取付台	EL0-38D(小糸工業)	誘導路灯	
	P-3Aプラグつきケーブル	EL0-38D(小糸工業)	誘導路灯	
	埋込型標識灯	LU1-6	L型標識灯	
	埋込型標識灯	LB1-6	L型標識灯	
	埋込型標識灯	LU1-7	L型標識灯	
	反射鏡付ハロゲンランプ	JF6.6A 50WS3	LU1-6, LB1-6, LU1-7	
	上部灯体	LU1-6	LU1標識灯	
	上部灯体	LB1-6	LU1標識灯	
	上部灯体	LU1-7	LU1標識灯	
	光学ユニット	LU1-6	LU1標識灯	
	光学ユニット	LB1-6	LU1標識灯	
	光学ユニット	LU1-7	LU1標識灯	

## 競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

東京航空局長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

平成〇〇年〇月〇〇日付けで公告のありました東京国際空港航空灯火施設維持工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 企業の施工実績を記載した書面
2. 配置予定技術者の資格等を記載した書面
3. 施工計画を記載した書面
4. 1, 2の契約書写し

## 企 業 の 施 工 実 績

件名：東京国際空港航空灯火施設維持工事

会社名：

工事名称等	工 事 名	注1)
	発 注 者	
	施工場所	○○都○○区○○空港内
	契 約 額	○○○ 円(消費税含む)
	工 期	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日
	受注形態等	単体 又は JV(○社JV、出資比率 )
工事概要	対 象	対象物の名称・構造(対象がわかる発注図面等添付のこと)
	規 模	対象物の規模・数量等(規模・数量がわかる発注図面等を添付のこと)
	工事内容	主要な工種・数量等
	工事種別	
同種・類似の別	同種又は類似 (同種又は類似であることがわかる資料を添付すること。)	
CORINS登録の有無	有 又は 無 ○○○-○○○-○○○(許可番号—登録番号)	
国土交通省における過去4年間の工事の成績評定点	件数○○件 平均○○点(小数点第一位を四捨五入)	
	平成21年4月1日から平成25年3月31日の間に完成引き渡しをした国土交通省発注の電気工事(航空灯火施設維持工事を含む)で受注額の大きい上位3件(ただし、受注額に係わらず航空灯火施設維持工事は含めるものとする。)の工事成績評定とし通知書をすべて添付のこと	
過去2年間の優良工事表彰等の有無	有 ・ 無	
	平成23年4月1日から平成25年3月31日の間に受賞した表彰状(写)等 証明書を添付のこと(国又は都道府県発注の公共工事に限る)	
企業の品質管理体制／環境体制について	共に取得あり ・ 片方取得あり ・ 無し	
	ISO9000Sと14000Sに関して本件の契約支店等の取得状況(事業所登録)がわかる資料を添付のこと	
地域内における本店の所在地の有無について	有 ・ 無	
	東京都内に本店又は支店があるか	
当該工事区域近隣地における過去2年間の防災訓練等参加又は災害対応の活動の実績の有無	有 ・ 無	
	平成23年4月1日から平成25年3月31日の間に大田区、江東区、品川区、目黒区、世田谷区及び神奈川県川崎市のいづれかの防災訓練等に企業として参加又は東京空港長が主催する重大事案発生時訓練・情報伝達訓練等に参加したことが証明できるもの(日付のわかるレジメ・参加者名簿・写真・主催団体の証明等)を添付のこと	

注1)平成13年4月1日以降に完成した国土交通省発注工事については、工事成績評定通知書の写しを添付すること。なお、補足資料の追加を求めることがある。

(申請様式3)

(用紙A4)

## 配置予定技術者の資格・施工経験

件名：東京国際空港航空灯火施設維持工事

会社名：

氏 名	フリガナ ○○○○	
生 年 月 日		
最 終 学 歴	○○大学○○学部○○学科 ○年○月卒業	
競争参加資格条件の法令による資格	一級電気施工管理技士(取得年月日及び登録番号)	
その他本工事での有効な資格	第1種電気工事士資格 (取得年、登録番号等)	
建設業法上必要な資格  (上記は全て資格者証の写しを添付すること。)	監理技術者資格(取得年、登録番号及び登録会社)  監理技術者資格講習(取得年、修了証番号)	
同種・類似の別	同種工事 ・ 類似工事	
工事名稱等	工 事 名	注1)
	発 注 者	
	施工場所	○○都○○区○○空港内
	工 期	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日
	契約額及び受注形態等	○○○ 円(消費税含む) 単体又は共同企業体名(共同企業体の場合出資比率を記入)
	従事役職	現場代理人 ・ 監理技術者 ・主任技術者 ・ 担当者 等
	従事期間	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日
	CORINS登録の有無	有 又は 無 ○○○-○○○-○○○(許可番号-登録番号)
配置予定技術者が担務した国土交通省における過去4年間の工事成績評定点	有(○件、平均○○点) 又は 無  平成21年4月1日から平成25年3月31日の間に完成引き渡しをした国土交通省発注の電気工事(航空灯火施設維持工事を含む)で受注額の大きい上位3件(ただし、受注額に係わらず航空灯火施設維持工事は含めるものとする。)を担務したことがわかるCORINS等の写し及びその工事成績評定点通知書の写しを添付すること。	
過去2年間の優良工事技術者表彰等の有無	有 ・ 無  平成23年4月1日から平成25年3月31日の間に優良工事表彰を受けた工事の担務者(現場代理人・主任技術者・監理技術者・担当技術者)であった。又は優良技術者表彰を受けた。表彰状(写)、現場担当のCORINS等 証明書を添付のこと(国又は都道府県発注の公共工事に限る)	
申請時における従事状況	従事あり ・ 従事無し  従事中の場合は、従事中の工期末がわかるCORINS等の写しを添付のこと。	
雇用状況	雇用状況が分かる証明書を添付すること。	

注1)平成13年4月1日以降に完成した国土交通省発注工事については、工事成績評定通知書の写しを添付すること。

なお、補足資料の追加を求めることがある。

※複数名の申請の場合、本様式で人数分提出すること。また、その際の評価については最低評価点の者で評価する。

(申請様式4)

(用紙A4)

## 施工計画書

会社名: \_\_\_\_\_

施工計画	
名称	施工計画
課題	空港制限区域内工事としての安全対策について

空港制限区域内工事としての安全対策について記述して下さい。

(制限区域内での工事において、航空機の運航へ影響を与えない為に留意すべき一般的な安全対策を記載する。なお、技術提案で求める日々の作業実施時の対応において記述した項目であっても、空港制限区域内工事として基本的に留意すべき事項については記載して構いません。)

※記載にあたっての留意点(ポイント)

- ①契約後に監督職員に提出する「施工計画書(安全管理)に反映できる内容とすること。
- ②本項目については、競争参加資格で言う「施工計画が適正であること」の判断資料としますので、必ず提出すること。
- ③記載無き場合は、参加資格の欠格となります。

(注)本提案書は、説明図を含みA4版(横書きでも可)2枚までにまとめること。(文字サイズ10.5P以上)

## 技 術 提 案 書

会社名: \_\_\_\_\_

## 技 術 提 案 概 要

評価項目	緊急時(地震・台風等自然災害含む)への対応
	<input type="radio"/> 上記評価項目に対して有効と思われる提案を簡潔かつ具体的(※留意点を参考)に記載してください。 <input type="radio"/> 抽象的表現の提案は、加点評価しない。 <input type="radio"/> 提案がない場合は、「技術提案なし」と記載すること。
※本様式については申請書類と同じ電子データ(Microsoft Word又はExcel)を下記担当者へメール送信願います	
担当者: 東京航空局保安部技術保安企画調整課 ●● ●●	
メール: ●●@cab.mlit.go.jp	

◎空港の円滑な運用及び航空機の安全運航を確保するため、緊急時※に迅速に対応することや短時間で施設を復旧するための、日頃からの事前の備えを対応を提案して下さい。

緊急時※ :航空機事故、地震、台風等の災害又はその他の理由により航空灯火施設等に障害が発生した場合を想定している。

(「航空灯火施設等」とは、航空灯火及びその他航空保安上必要な灯火並びにこれらに付帯する受配電設備、監視制御設備及び電線路、航空保安無線施設、庁舎管制塔など航空の用に供する施設のための受配電設備、電線路及び道路照明施設をいう。)

※記載にあたっての留意点(ポイント)

**注意事項:技術提案書に記載した内容は加点の有無にかかわらず、すべて履行義務を負う。(不採用とされたものを除く)**

①仕様書・要領等(関係法令・法規)に記載された内容をそのまま提案しても加点評価しない。

②仕様書・要領等を参考とする場合は、その項目を達成するための提案を具体的に記載すること。

③提案の記述は、「極力」「徹底する」「適切に」「適宜」「状況により」「入念に」「出来る限り」「必要に応じて」等々の抽象的表現で終わることなく、履行確認ができるように具体的に記述すること。

④提案数は、1評価項目毎に最大5提案までとし、必ず通し番号を1から順に付すこと。

なお、提案数6以上の提案が行われた場合、通し番号の上位1から5までを評価対象とし、それ以降の提案は審査対象外とする。

**提案1:**…①提案項目、②目的(着目対象)、③対応策(手段)、④期待される効果、⑤履行確認方法を記述する。

※ 目的(着目対象)が1つでも、対応策(手段)が異なる場合は、別提案として記載すること。

※ 1つの提案が複数の目的(着目対象)に関連する場合は、その代表となる目的(着目対象)を記載すること。

**提案2:**…

**提案5:**…

⑤提案内容は、仕様内容を変更することなく、現場での「ちょっとした工夫」で対応できる提案とすること。

**注)本提案書は、説明図や表を含めA4版(横書き可)2枚以内とする。(文字サイズ10.5P以上)**

## 技 術 提 案 書

会社名: \_\_\_\_\_

## 技 術 提 案 概 要

評価項目	日々の作業実施時の対応
	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 上記評価項目に対して有効と思われる提案を簡潔かつ具体的(※留意点を参考)に記載してください。</li> <li><input type="radio"/> 抽象的表現の提案は、加点評価しない。</li> <li><input type="radio"/> 提案がない場合は、「技術提案なし」と記載すること。</li> </ul> <p>※本様式については申請書類と同じ電子データ(Microsoft Word又はExcel)を下記担当者へメール送信願います      担当者: 東京航空局保安部技術保安企画調整課 ●● ●●      メール: ●●@cab.mlit.go.jp</p>

◎空港の円滑な運用及び航空機の安全運航を確保するため、作業区域※1において安全・確実に決められた時間内で終了させることや、作業の効率化のための、日々の作業※2実施時における対応を提案して下さい。

作業区域※1 : 当日の空港制限区域内で予定している作業範囲である。  
 日々の作業※2 : 特記仕様書の工事仕様に掲げられた工種を対象とする。

## ※記載にあたっての留意点(ポイント)

**注意事項:** 技術提案書に記載した内容は加点の有無にかかわらず、すべて履行義務を負う。(不採用とされたものを除く)

①仕様書・要領等(関係法令・法規)に記載された内容をそのまま提案しても加点評価しない。

②仕様書・要領等を参考とする場合は、その項目を達成するための提案を具体的に記載すること。

③提案の記述は、「極力」「徹底する」「適切に」「適宜」「状況により」「入念に」「出来る限り」「必要に応じて」等々の抽象的表現で終わることなく、履行確認ができるように具体的に記述すること。

④提案数は、1評価項目毎に最大5提案までとし、必ず通し番号を1から順に付すこと。

なお、提案数6以上の提案が行われた場合、通し番号の上位1から5までを評価対象とし、それ以降の提案は審査対象外とする。

**提案1:** ……①提案項目、②目的(着目対象)、③対応策(手段)、④期待される効果、⑤履行確認方法を記述する。

※ 目的(着目対象)が1つでも、対応策(手段)が異なる場合は、別提案として記載すること。

※ 1つの提案が複数の目的(着目対象)に関連する場合は、その代表となる目的(着目対象)を記載すること。

**提案2:** ……

**提案5:** ……

⑤提案内容は、仕様内容を変更することなく、現場での「ちょっとした工夫」で対応できる提案とすること。

**(注)本提案書は、説明図や表を含めA4版(横書き可)2枚以内とする。(文字サイズ10.5P以上)**

## 評価内容と評価基準

工事件名: 東京国際空港航空灯火施設維持工事

評価項目	評価基準	配点	加算点	
(1)維持工事の実施全般についての提案 ①緊急時(地震・台風等自然災害含む)への対応	※評価項目①、②のそれぞれの1提案につき以下の評価を行う。 有効な提案: 優(2点)	2評価項目設定	20点	
(2)実施方法についての提案 ②日々の作業実施時の対応	適切ではあるが有効とは認めがたい: 可(0点)	1評価項目 × 有効1評価提案 × 2.0点 × 5提案 =10点		
○上記評価項目に対して有効と思われる提案を簡潔かつ具体的(※留意点を参考)に記載してください。○抽象的表現の提案は、加点評価しない。○提案がない場合は、「技術提案なし」と記載すること。○提案する数は、評価項目毎に最大5提案までとし、6提案以上は評価しない。				
(3)企業の施工実績等について			5点	
①過去15年間の同種工事の施工実績の有無 <sup>注1)</sup>	同種工事の施工実績あり 類似工事の施工実績あり	1.0点 0.0点		
②国土交通省における過去4年間の電気工事(航空灯火施設維持工事を含む)で受注額の大きい上位3件(ただし、受注額に係わらず航空灯火施設維持工事は含めるものとする。)の工事成績評定点の平均点 <sup>注2)</sup>	80点以上 80点未満75点以上 75点未満70点以上 70点未満又は受注実績なし	1.5点 1.0点 0.5点 0.0点		
③過去2年間の優良工事表彰等の有無 <sup>注2)</sup>	国又は都道府県の工事発注機関の表彰(国においては局長相当、都道府県においては知事相当の表彰)の実績あり 国又は都道府県の工事発注機関の表彰(国においては事務所長相当、都道府県においては知事相当以外の表彰)の実績あり 表彰の実績なし	0.5点 0.3点 0.0点		
④企業の品質管理体制／環境体制について	ISO9000S及びISO14000Sの取得あり 上記何れかの取得あり 取得なし	0.5点 0.3点 0.0点		
⑤地域内における本店の所在地の有無について	東京都内の本店又は支店 上記以外	1.0点 0.0点		
⑥当該工事区域近隣地における過去2年間の防災訓練等参加の有無 <sup>注2、3)</sup>	参加実績あり 実績なし	0.5点 0.0点		
(4)配置予定技術者の能力について				5点
①主任(監理)技術者の保有する資格「A」とB)は累積加算する。」	A) 1級電気工事施工管理技士 B) 電気主任技術者 上記以外の有資格者	1.0点 1.0点 0点		
②過去15年間の主任(監理)技術者の同種又は類似工事の施工経験の有無 <sup>注1)</sup>	同種工事を主任(監理)技術者又は現場代理人としての担当実績あり 類似工事を主任(監理)技術者又は現場代理人としての担当実績あり 同種工事を担当者としての実績あり 類似工事を担当者としての実績あり	2.0点 1.5点 1.0点 0.0点		
③主任(監理)技術者が担務した国土交通省における過去4年間の工事成績評定点の平均点(かつ1件) <sup>注2)</sup>	80点以上 80点未満75点以上 75点未満70点以上 70点未満65点以上又は担務実績なし 平均値でなく1件でも65点未満有り	0.5点 0.3点 0.2点 0.0点 -0.5点		
④過去2年間の優良工事技術者表彰の有無 <sup>注2)</sup>	国又は都道府県の工事発注機関の表彰(国においては局長相当、都道府県においては知事相当の表彰)の実績あり 国又は都道府県の工事発注機関の表彰(国においては事務所長相当、都道府県においては知事相当以外の表彰)の実績あり 表彰の実績なし	0.5点 0.3点 0.0点		
	最高加算点	30点		

## 【補足事項】

## 1. ペナルティについて

## (1)工事成績評定点から減点をするペナルティ

①技術提案として事前に提出し加点対象として評価された提案にあっては同等以上の施工を行うものとする。提案内容が履行されない場合は、当該提案に応じた加算点をペナルティとし、工事成績評定点から減点する。ただし、当局の都合により履行が出来なくなつた場合は、ペナルティの対象としない。

②配置予定技術者を途中交代せざるを得ない状況により当局との協議により変更した場合の変更配置予定技術者の能力等が下回る場合は、当初加算点との差分をペナルティとし、工事成績評定点から減点する。(競争参加資格に付してある資格と経験を満足しない技術者は同等の変更配置予定技術者として認められない。)

2. 虚偽の申告等の場合は、契約金額の減額又は契約違反としての措置をとる場合がある。

3. 同種又は類似工事については下表とする。

同種工事	空港の制限区域内の「航空灯火施設等の定期点検、監視室駐在作業、応急復旧工」全ての工種を含む経常的維持工事の施工実績
類似工事	航空法施行規則第117条に規定する「陸上空港等の飛行場灯火」の設置工事の施工実績
※上記でいう「空港」とは、国管理空港、会社管理空港、特定地方管理空港、地方管理空港、又はその他共用空港の何れかをいう。	
※上記でいう「経常的」とは、3ヶ月以上の工期を有する工事をいう。	

注1)過去15年の施工実績とは平成10年4月1日以降に完成・引渡しが完了した工事とする。

注2)過去2年間とは、平成23年4月1日から平成25年3月31日、過去4年間とは、平成21年4月1日から平成25年3月31日とする。

注3)当該工事区域近隣地とは、大田区、江東区、品川区、目黒区、世田谷区及び神奈川県川崎市をいう。

### 施工体制確認審査(施工体制評価点)係る評価内容と評価基準

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質管理に関する適切な体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	/ 15
	工事の品質管理に関する体制が概ね確認出来、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	/ 15
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	

## 従来の実施状況に関する情報の開示

1. 従来の実施に要した経費		(単位 : 千円)		
		平成22年度	平成23年度	平成24年度
人件費	常勤職員		0	0
	非常勤職員	0	0	0
物件費		0	0	0
	請負費定額部分	326,025	367,857	374,850
請負費等	成果報酬等	0	0	0
	旅費その他	0	0	0
計(a)		326,025	367,857	374,850
参考値	減価償却費	0	0	0
(b)	退職給付費用	0	0	0
	間接部門費	0	0	0
(a)+(b)		326,025	367,857	374,850

※本実施要項に記載の維持工事については、すべて民間事業者に委託していることから、請負費等以外に経費は発生しない。

※委託費等は、各年度に契約した東京国際空港の維持工事の契約金額である。

※平成22年度から平成23年度の委託費が増えているのは航空灯火施設が増加したため。

※平成23年度から平成24年度の委託費が増えているのは航空灯火施設が増加したため。

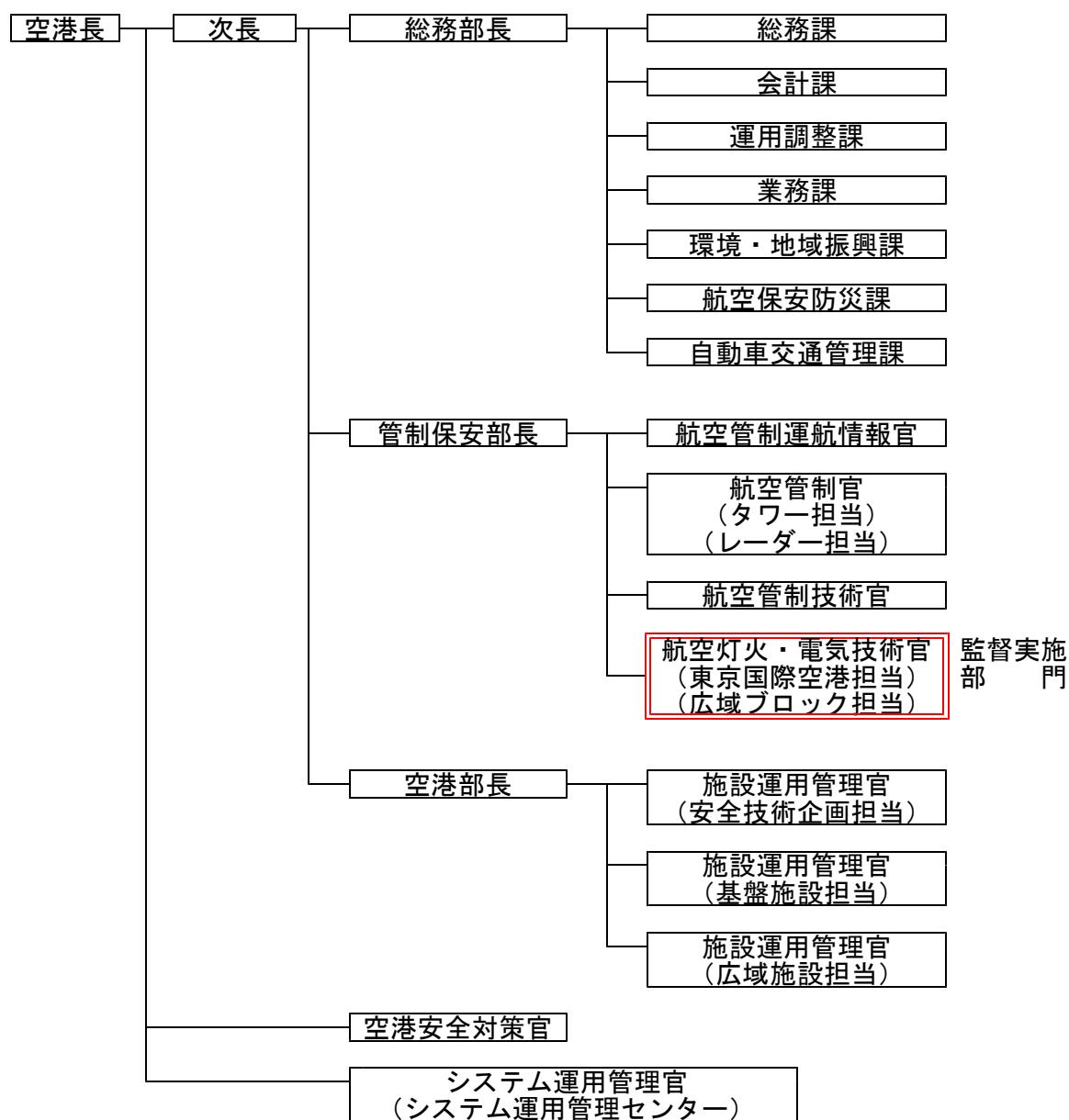
2. 従来の実施に要した人員（請負費における人員）		(単位 : 人日)		
		平成22年度	平成23年度	平成24年度
定期点検		4,370	4,990	5,120
監視室駐在作業		3,172	4,392	4,380
応急復旧工		400	400	400
(月単位の人員配置状況)		4	5	6
平成22年度	580	580	770	700
平成23年度	810	810	1030	960
平成24年度	820	820	1040	970
平成22年度	610	580	612	700
平成23年度	850	810	780	740
平成24年度	860	820	790	760
平成22年度	700	710	710	700
平成23年度	740	760	740	732
平成24年度	770	750	750	770
平成22年度	680	700	680	720
平成23年度	732	760		
平成24年度	730	770		
従来の実施に要した人員の算出は、過去の維持工事受注者からヒアリングした内容である。				
(注意事項) 特になし				

3. 従来の実施に要した施設及び設備	
受注者に使用させることができる国有財産 (用地関係)	
①現場事務所及び待機・作業所の用地 397 m <sup>2</sup>	
②資材置場の用地 115 m <sup>2</sup>	
③油脂庫 10 m <sup>2</sup>	
④駐車場 162 m <sup>2</sup>	
以上を含むその他用地として 計 1335 m <sup>2</sup>	
(施設関係)	
①待機室 43 m <sup>2</sup>	
(設備関係)	
①整備作業所機器 一式	
②エアコンプレッサー 2台	
(備品関係)	
①航空灯火施設等に使用される予備品（別紙10支給材料一覧表のとおり）	
②空港用無線機 5台（携帯）	
③埋込灯清掃車両 4台	
④配光測定車 1台	
受注者の設備・備品 (設備関係)	
現場事務所 (車両関係)	
①車両 キャブオーバー（6人乗り）3,200cc 5台（常駐）	
②交通誘導表示板付標識車 1台（常駐）	
③高所作業車 1台（揚程21m）（常駐）	
④連絡車（1500cc） 2台（常駐）	
(備品関係)	
測定器具等（接地抵抗測定器、絶縁抵抗測定器、テスター、検電器等）	
(注意事項)	
業務を実施するための請負者に使用させた国有財産については無償で貸与した。	
業務を実施するための請負者に使用させた国有財産以外の設備・備品以外についてはすべて請負者が用意した。	

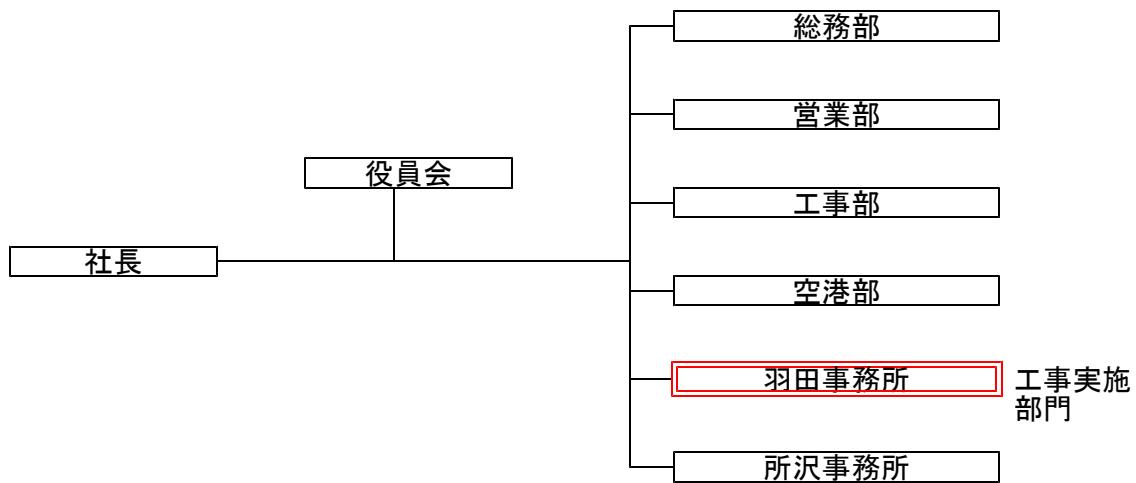
4. 従来の実施における目的の達成			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
障害時の応急復旧未実施件数 (注)ただし、天災等請負者の責務によらない事由によるものを除く。	0件	0件	0件
作業員の人身事故の発生件数 (注)ただし、維持工事の安全管理体制不備によるものに限る。 もしくは、天災等請負者の責務によらない事由によるものを除く。	0件	0件	0件
施設の停止における航空機の運航停止件数 (注)ただし、維持工事の不備によるものに限る。 もしくは、天災等請負者の責務によらない事由によるものを除く。	0件	0件	0件
航空保安施設の停止件数 (注)ただし、維持工事の不備によるものに限る。 もしくは、天災等請負者の責務によらない事由によるものを除く。	0件	0件	0件
(注意事項) ○特になし			
5. 従来の実施方法等			
(組織図) ○別添2及び別添3の「国土交通省東京航空局及び東京空港事務所組織図、過去の維持工事受注者施工体制図」に示す。 (業務実施方法) ○別添4「従来の実施方法フロー」に示す。 (維持工事対象施設数) ○別紙1「維持工事対象施設一覧」に示す。 なお、東京国際空港航空灯火施設維持工事仕様書、設計図書、空港管理規則等は国土交通省東京航空局東京空港事務所にて閲覧することができる。			

## 国土交通省東京航空局東京空港事務所組織図

別添2

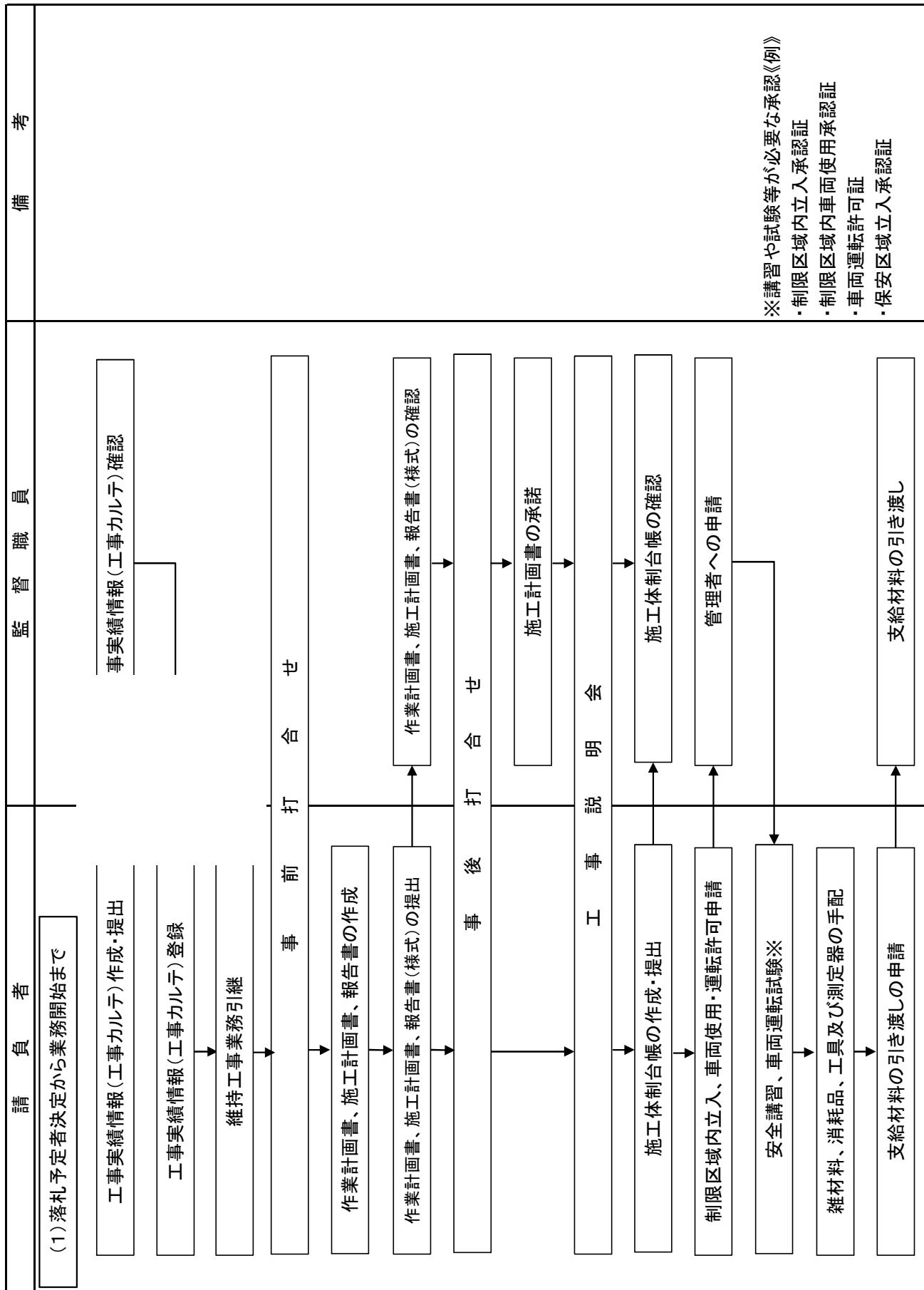


## 過去の維持工事受注者施工体制図

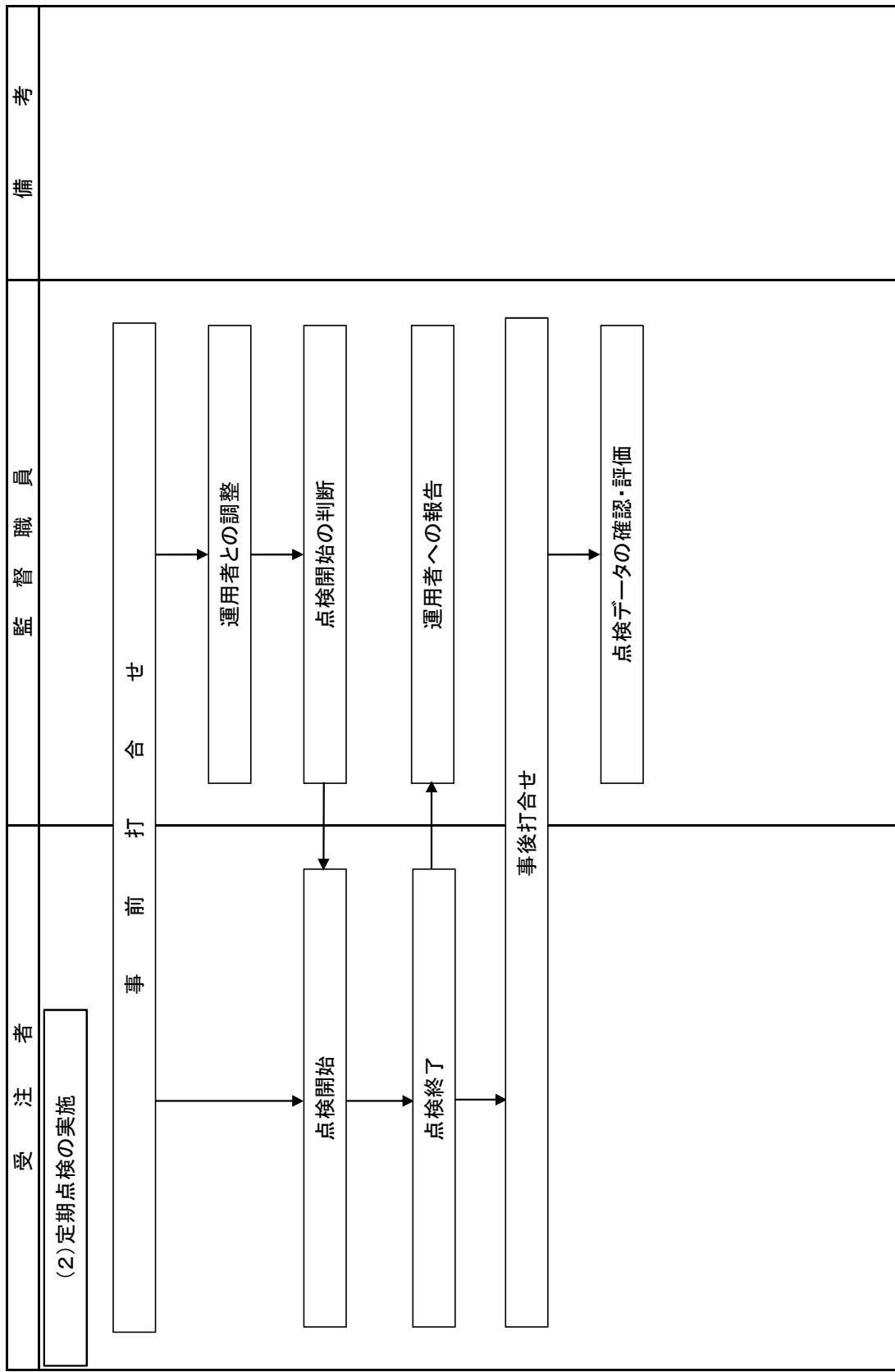


## 従来の実施方法フロー(1/4)

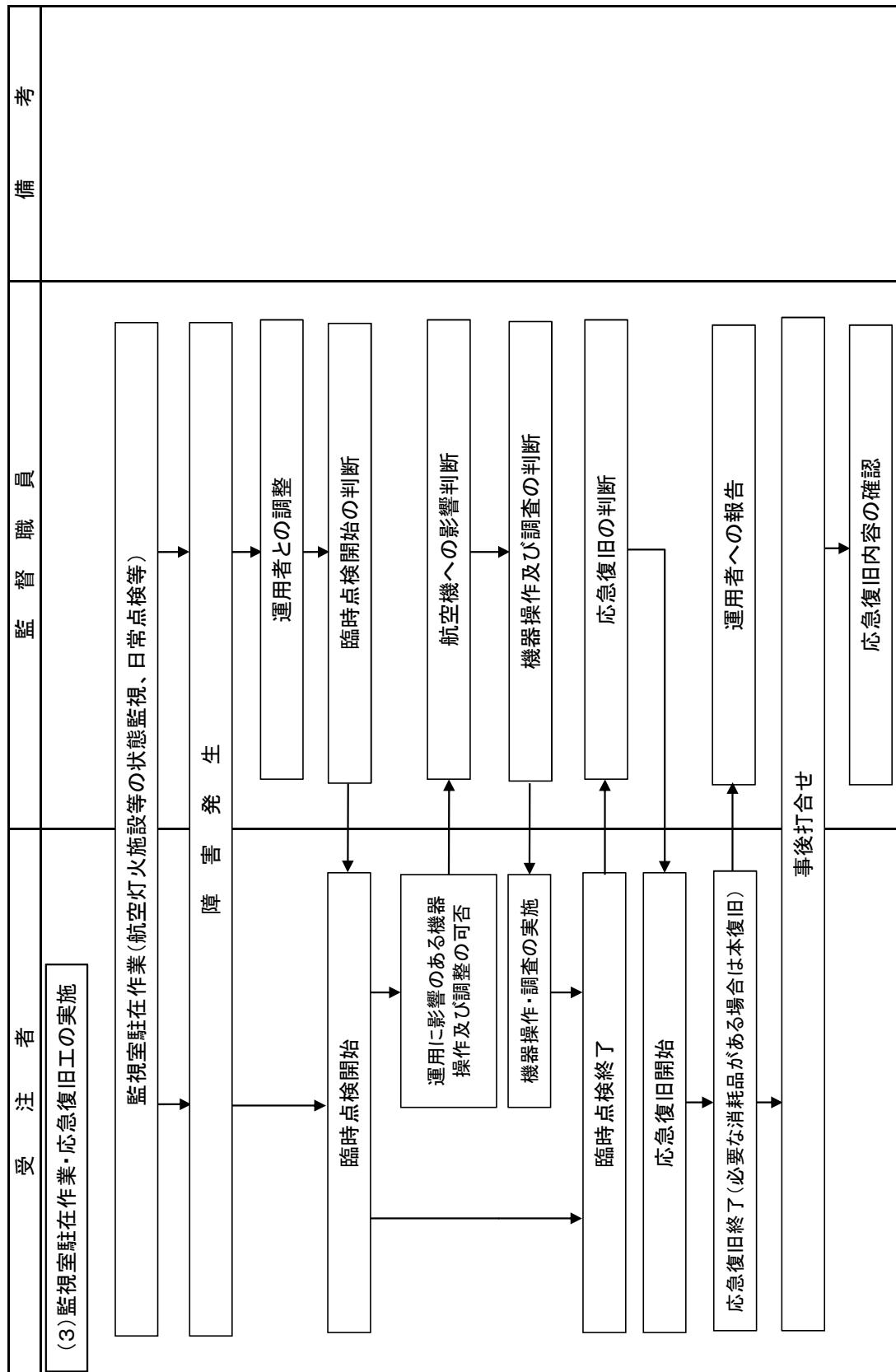
別添4



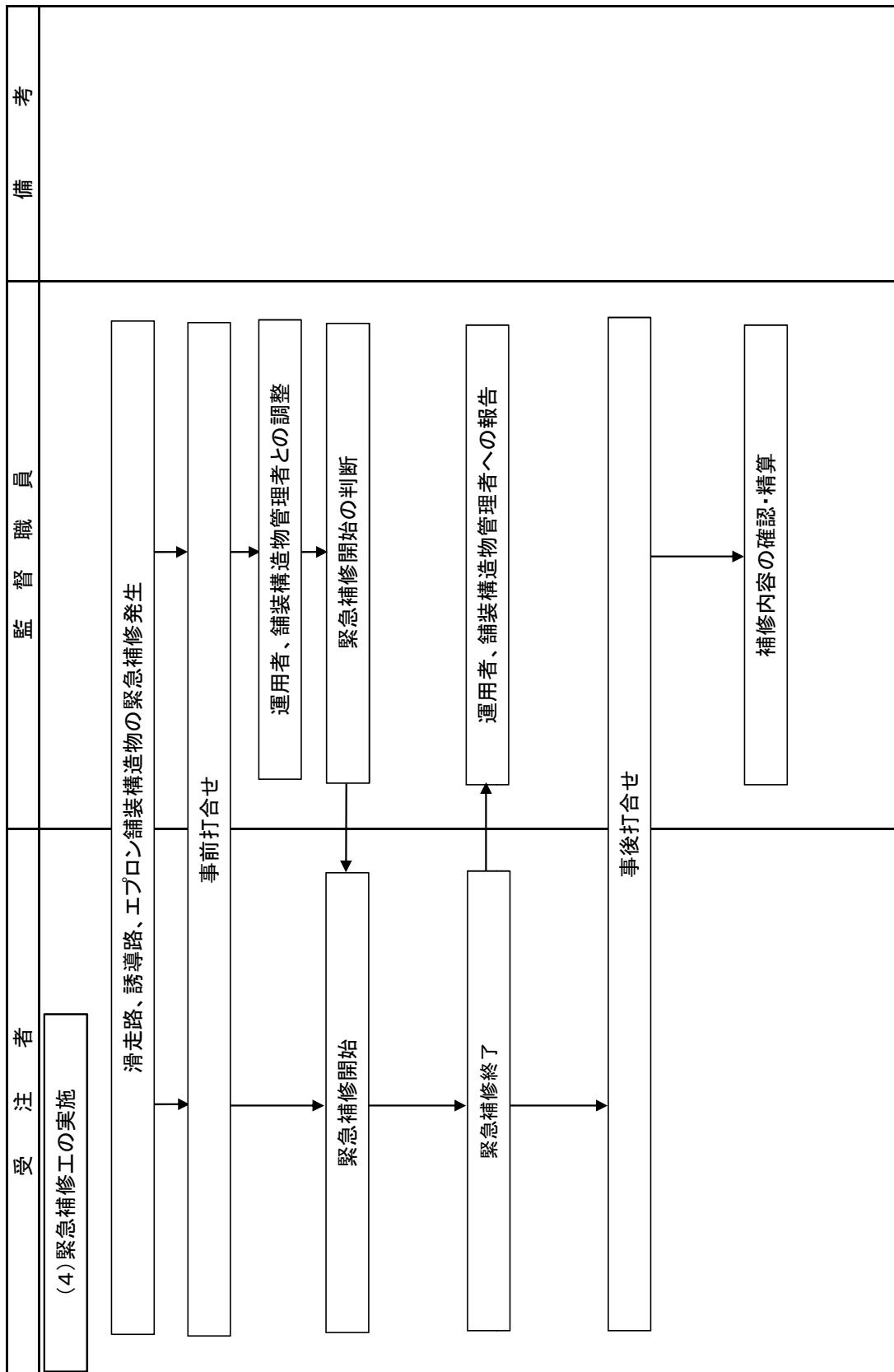
## 従来の実施方法フロー(2/4)



## 従来の実施方法フロー—(3/4)



## 従来の実施方法フロー(4/4)



(誓約書様式)  
平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
○○航空局長 ○○○○殿

入札参加事業者 住 所 (郵便番号 )  
電話番号 ( ) —  
商 号  
又は名称  
氏 名 印  
(法人にあっては、代表者氏名)  

法定代理人氏 名

印

## 誓 約 書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、入札に参加するに当たり、下記の事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

1. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 10 条第 4 号及び第 6 号から第 9 号の暴力団排除条項に該当しないこと。
2. 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
3. 法第 10 条各号の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。

(意見聴取対象者リスト様式)

※1 記載されている個人情報については、暴力団排除条項等の欠格事由の審査のため、必要な範囲内において利用し又は警察庁等関係行政機関に対し提供します。

※2 記載しきれないときは、適宜用紙を追加して記載して下さい。

※3 意見聴取に際し、必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合があります。

※4 意見聴取の対象、必要な事項は「意見聴取に必要な事項一覧表」のとおりとする。

意見聴取に必要な事項一覧表

		意見聴取の対象 <small>(※1)</small>	意見聴取に必要な事項
落札予定事業者の場合	個人の場合	① 落札予定事業者	・氏名、生年月日、性別、住所 ・商号又は屋号
		② ①の法定代理人 <small>(※2)</small>	・氏名、生年月日、性別、住所
	法人の場合	③ 落札予定事業者	・商号又は名称 ・主たる事業所の所在地
		④ ③の役員	・氏名、生年月日、性別、住所、役職名
		⑤ ④の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑥ ③の主要株主等 <small>(※3)</small> (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑦ ③の主要株主等 (法人)	・商号又は名称
	事業者の場合	⑧ 相談役、顧問等④と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑨ ③の親会社等 <small>(※4)</small> (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑩ ⑨の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑪ ③の親会社等 (法人)	・商号又は名称
		⑫ ⑪の役員	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑬ ⑫の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑭ 相談役、顧問等⑫と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所

## (留意事項)

- ※1 「意見聴取の対象」は、それぞれ該当する者がいる場合に対象とする。
- ※2 「法定代理人」とは、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいう。
- ※3 「主要株主等」とは、発行済株式総数の100分の5以上の株式を所有する株主及び出資総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。
- ※4 ここでいう「親会社等」は、入札参加事業者に対して施行令第3条第1項各号のいずれかに該当する関係(特定支配関係)を有している者のみをいい、同条第2項に規定する者は含まないものとする。